

角田市公共施設等総合管理計画  
(改定版)

令和5年3月

角 田 市



# 角田市公共施設等総合管理計画

## 目次

---

第1章 角田市公共施設等総合管理計画改定について	1
1. 計画改定の背景及び目的	1
2. 計画の位置付け及び体系	2
3. 計画期間	3
4. 計画の対象施設	3
(1) 公共建築物	3
(2) インフラ施設	3
第2章 角田市における公共施設等の状況と課題	4
1. 角田市の概況	4
2. 人口減少・少子高齢化への対応	5
(1) 年齢区分別人口の推移と将来推計	5
(2) 年代別人口ピラミッド	6
(3) 地区別人口の推移と将来推計	7
3. 財政状況と財源確保	8
(1) 歳入の状況	8
(2) 歳出の状況	9
(3) 財政指標の状況	10
4. 公共施設等の保有量	12
(1) 公共建築物	12
(2) インフラ施設	14
(3) その他のインフラ施設	15
(4) 類似団体との比較	16
5. 公共建築物の状況と課題	18
(1) 施設分類別保有状況	18
(2) 公共建築物の老朽化状況	19
(3) 耐震状況	21
(4) 過去に行った対策の実績	22
(5) 施設保有量の推移	23
(6) 有形固定資産（建物）減価償却率の推移	24
第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等	25
1. 中長期的な経費の見込み額の算出方法について	25
2. 公共施設等の中長期的な経費の算出条件（耐用年数で単純更新する場合）	26
(1) 公共建築物における考え方	26
(2) インフラ施設における考え方	27
3. 公共施設等の中長期的な経費の算出条件（長寿命化等対策を実施する場合）	30
(1) 公共建築物における考え方	30
(2) インフラ施設における考え方	31

4. 公共施設等に対する投資的経費の見通し及び中長期的な経費の見込み	33
(1) 公共建築物における過去の施設関連経費	33
(2) 公共施設等の投資的経費の状況	34
(3) 公共施設等の中長期的な経費の見込み（耐用年数で単純更新する場合）	35
(4) 公共施設等の中長期的な経費の見込み（長寿命化等対策を実施する場合）	36
5. 長寿命化等の対策による将来コストの削減効果	37
第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理・運営に関する基本的な考え方	38
1. 基本的な取り組み方針	38
2. 具体的な取り組み方針	39
方針1 安全性の確保	39
方針2 長寿命化の推進	41
方針3 市民ニーズ・社会情勢への対応	42
第5章 施設類型ごとの管理・運営に関する方針	43
1. 具体的な取り組みの考え方について	43
2. 施設類型ごとの管理・運営に関する方針	44
公共建築物（1） 市民文化系施設	44
公共建築物（2） 社会教育系施設	46
公共建築物（3） スポーツ・レクリエーション系施設	48
公共建築物（4） 産業系施設	50
公共建築物（5） 学校教育系施設	52
公共建築物（6） 子育て支援施設	54
公共建築物（7） 保健・福祉施設	56
公共建築物（8） 行政系施設	58
公共建築物（9） 公園	60
公共建築物（10） その他施設	62
公共建築物（11） 公営住宅	64
インフラ施設（1） 道路（市道）	66
インフラ施設（2） 橋梁	67
インフラ施設（3） 上水道施設	68
インフラ施設（4） 下水道施設	69
インフラ施設（5） その他のインフラ施設	70
第6章 公共施設に係る数値目標等	71
1. 公共建築物における市民一人当たりの負担額と建物保有面積の想定	71
2. 公共建築物の縮減目標	72
3. 維持・更新費用等の平準化	73
第7章 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	74
1. 本市における取り組み方針	74
取り組み1 計画の推進に向けた市内体制の確立	74
取り組み2 公共施設等の見直し・まちづくりとの連携	75
2. フォローアップの実施方針	76
(1) 公共施設等マネジメントサイクルの推進	76
(2) 公共施設情報更新に係る方針	77
(3) 計画見直しの時期	77

### 1. 計画改定の背景及び目的

- ・本市の公共施設等は老朽化し一斉に改修・更新の時期を迎えます。また、保有する公共施設等は、公共建築物やインフラ施設など多岐にわたります。
- ・本市の厳しい財政状況の中、改修・更新の費用は集中的かつ多額となる一方、少子高齢化の進行と人口減少に対応するためには、その費用の平準化と縮減、市民ニーズに合わせた機能の集約化や複合化を図る必要があります。
- ・本計画改定は、これまで進めてきた公共施設等に関する取り組みや個別施設計画の考え方を踏まえ、公共施設等の総合的なマネジメントを継続的に推進し、不断の見直しを実施し充実させるものです。

本市は1970年代から1980年代にかけて、拡大する行政需要や市民ニーズに合わせ集中的に公共施設等を整備してきましたが、整備後30年以上が経過しており、その多くは老朽化が進んだことで一斉に改修・更新の時期を迎えようとしています。

本市が保有する公共施設等は多岐に渡っており、小中学校などの学校教育系施設、体育館などのスポーツ・レクリエーション系施設、自治センターなどの市民文化系施設、庁舎などの行政系施設に代表される公共建築物、また、市民の生活を支えることを目的とした道路、橋梁、上水道、下水道、河川、ため池などの様々なインフラ施設を整備・管理しています。

本市の厳しい財政状況の中、これらの公共施設等の改修・更新の費用は集中的かつ多額となる一方、少子高齢化の進行と人口減少に対応するためには、その費用の平準化と縮減を図るとともに、時代とともに変化する市民ニーズに合わせた機能の集約化や複合化を図る必要があります。

本市ではこのような現状を踏まえ平成29年3月に「角田市公共施設等総合管理計画」を策定しました。更に、各施設における具体的な施設の在り方や維持すべき施設の現状を整理し、施設個々の維持管理方針等を定めた「個別施設計画<sup>※1</sup>」を策定し、長期的かつ計画的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化を進めてきたところです。

今回改定する「角田市公共施設等総合管理計画」は、これまで進めてきた公共施設等に関する取り組みや個別施設計画の目的や考え方を踏まえて、公共施設等の総合的なマネジメントを継続的に推進した上で、不断の見直しを実施し充実させていくものです。

※1 公共建築物について、「角田市公営住宅等長寿命化計画」、「角田市学校施設個別施設計画（長寿命化計画）」、「角田市公共施設個別施設計画（長寿命化計画）」が策定しています。またインフラ施設について、「舗装の個別施設計画」、「道路橋梁長寿命化計画」、「角田市水道ビジョン」、「角田市下水道ストックマネジメント計画」、「都市公園施設長寿命化計画」を策定しています。

## 2. 計画の位置付け及び体系

- ・ 本計画は、「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画として定めたものです。
- ・ 本市の最上位計画である「角田市第6次長期総合計画」などと整合性を図り取り組みます。
- ・ 本計画は、公共建築物やインフラ施設の「個別施設計画」の上位計画にあたります。

本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日 国土交通省）や「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成26年4月22日 総務省）に基づき定められました。更に、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（令和4年4月1日改訂 総務省）」に基づき、令和4年度に改訂したものです。

また、本市で策定した「角田市第6次長期総合計画」（令和4年3月）等の関連計画や基本構想等における公共施設に係る考え方を踏まえた上で、公共施設等の運営・管理に取り組むための計画としています。

なお、本計画は、公共施設等の維持管理・更新等に係る優先順位の考え方や対策の内容等について、全体的な方向性または施設類型ごとの方向性を大局的に定めたものです。この方向性に基づき、個々の公共施設等における取り組み方針を具現化する計画として「個別施設計画」を策定しています。

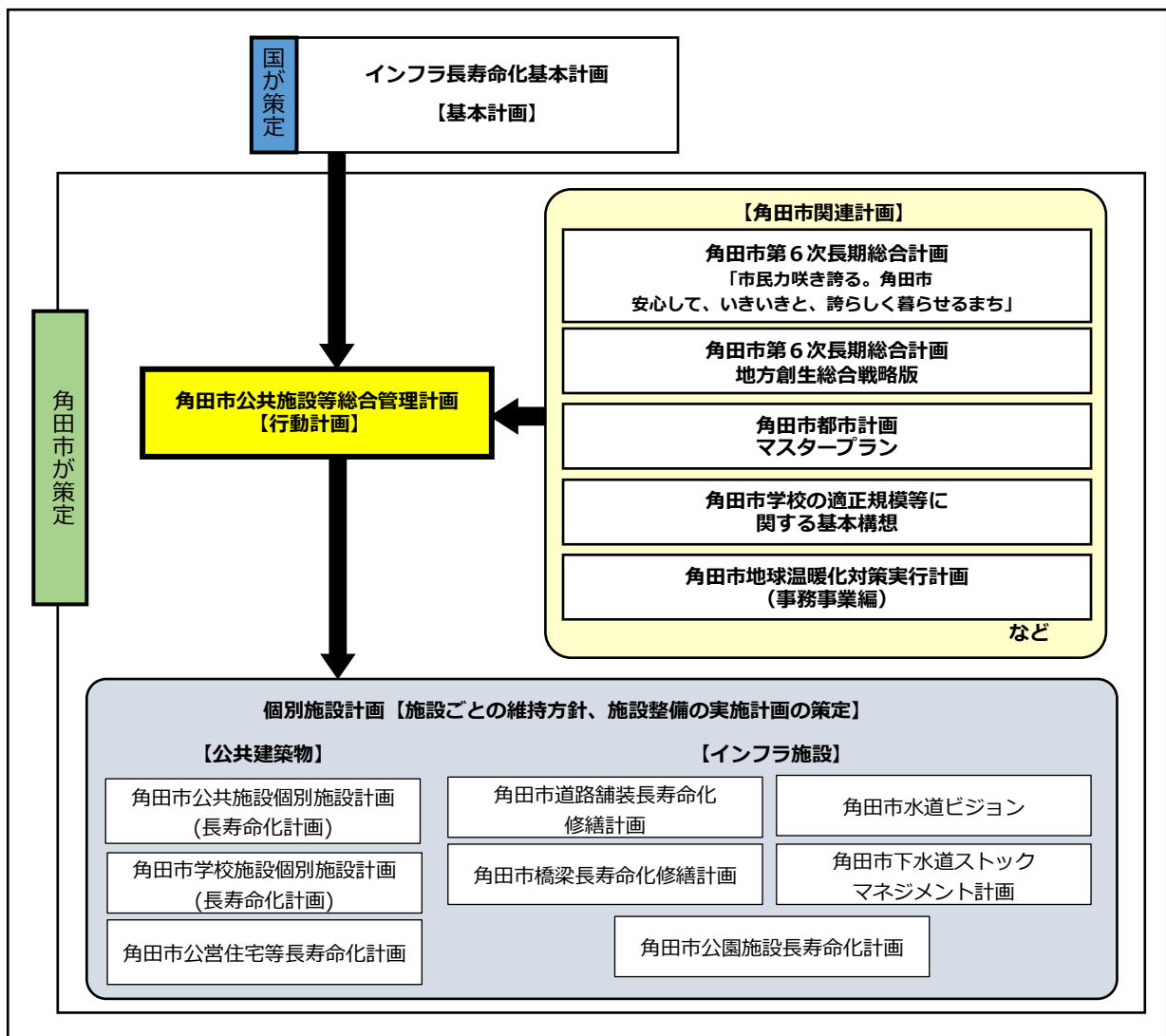


図 1.2.1 本計画の体系

### 3. 計画期間

- ・ 計画期間は、令和5（2023）年度～令和14（2032）年度の10年間とします。

本計画では、現状の課題を整理するため、調査基準年度を令和4年度とし、計画期間を令和5（2023）年度～令和14（2032）年度の10年間とします。

また、個別施設計画の実施計画（10年）を踏まえた中長期的な経費の見込み額（以下、「将来コスト」という）について今後40年間を対象として算出した上で、公共施設等の実態把握を踏まえた継続的かつ不断の見直しを行い、PDCAサイクルによる運用体制を構築した上で、計画を概ね5年ごとに見直します。

### 4. 計画の対象施設

- ・ 公共建築物は、本市の全ての施設を対象とします。
- ・ インフラ施設は、全ての施設を対象とします。

#### （1）公共建築物

本計画において対象とする公共建築物は、施設類型ごとの課題や今後想定される施設の更新費用を把握し、長期的な方針を策定することを目標としているため、規模の小さい建物であっても、保有数が多いことから、全ての施設を対象とします。

#### （2）インフラ施設

対象となる施設は、道路の舗装、橋梁の改修、上水道施設の管路および取水・配水・浄水設備、下水道施設の管路および付随設備・処理施設が主なものになります。都市公園の遊具等については、更新費用が少額であるため将来コストの算出対象とせず、河川、ため池、農道、林道と同様に保有量を把握し、管理に関する方針を示します。

インフラ施設も公共建築物と同様に、施設ごとの課題や将来コストから、長期的な方針を策定することを目標としています。

## 第2章 角田市における公共施設等の状況と課題

### 1. 角田市の概況

本市は、宮城県の南部に位置し、東西約 15km、南北約 18km、面積は 147.53km<sup>2</sup> となっています。本市の中央を阿武隈川が南北に貫流し、流域に肥沃な耕土が広がっています。角田丘陵上に市街地が広がり、阿武隈山地等緑豊かな山林に囲まれた盆地状の地勢を有しています。

本市には、重要路として国道 113 号線と国道 349 号線の 2 路線が走っています。加えて、平成 22 年（2010 年）には、常磐自動車道のアクセス道路として一般県道角田山下線の角田山元トンネルが開通し、市内の交通の流れが大きく変化しました。また、鉄道路線として阿武隈急行線（福島～槻木間）が通り、市民の足として利用されています。

昭和 29 年（1954 年）に角田町、枝野村、藤尾村、東根村、桜村、北郷村、西根村の 1 町 6 村の合併により新角田町が発足、昭和 33 年（1958 年）に市制施行し現在に至っています。

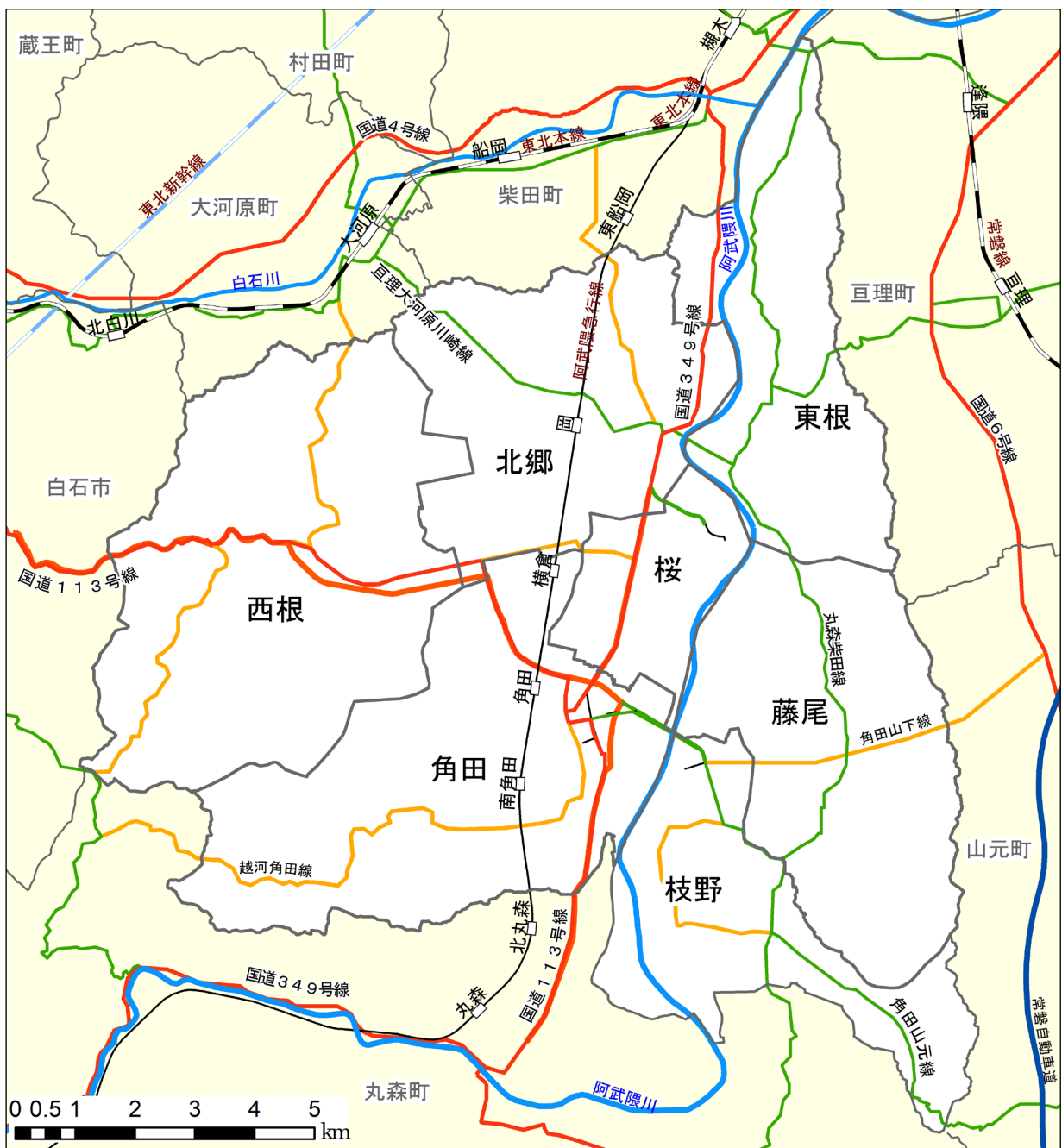


図 2.1.1 角田市位置図

参考：角田市ウェブサイト 「角田市の概要≪統計資料≫（平成 27 年 7 月）」角田市政策企画課



## 2. 人口減少・少子高齢化への対応

本市の人口は平成2年の35,431人をピークに減少し、令和2年には27,976人まで減少しています。角田市人口ビジョン(令和3年度改訂版)によると、将来人口は今後も減少が進行し、令和47年には角田市推計※1で14,709人と、令和2年より47.4%の減少が見込まれます。

人口減少・少子高齢化に伴い、市民ニーズに合わせた施設利用方針等の見直しが必要です。

### (1) 年齢区分別人口の推移と将来推計

年齢区分別の人口構成を見ると、年少人口(0~14歳)は、昭和60年に7,919人(22.5%)を占めていましたが、令和2年には2,910人(10.4%)まで減少しています。老年人口は昭和55年には、4,243人(12.6%)でしたが、令和2年には10,015人(35.8%)と2倍以上に増加しています。角田市推計では、令和47年には年少人口が1,512人(10.3%)、生産年齢人口が6,624人(45.0%)、老年人口が6,572人(44.7%)となることが見込まれます。

※1 角田市推計は、各種施策を講ずることで合計特殊出生率が向上する場合を考慮した人口推計で、国立社会保障・人口問題研究所の推計よりもやや減少率が低くなっています。

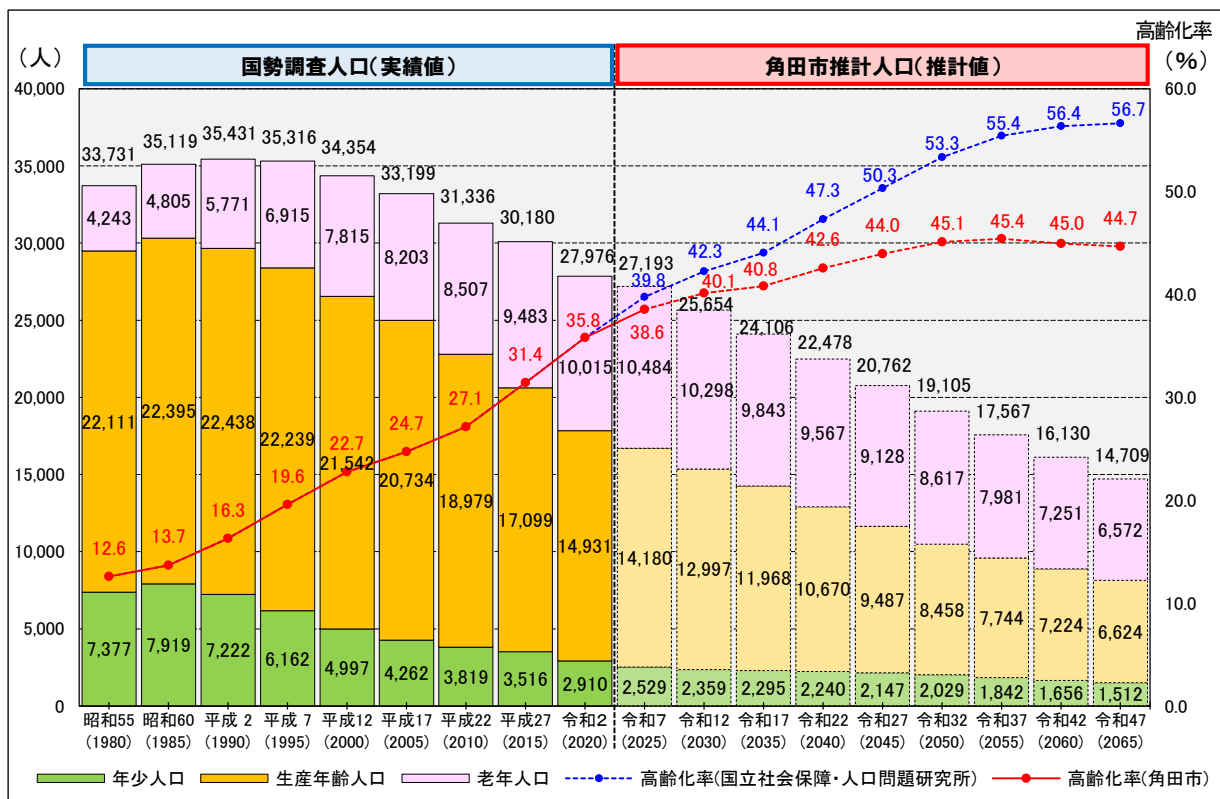


図 2.2.1 角田市全体の人口推移

出典：「国勢調査」（昭和55～令和2年）、「角田市人口ビジョン（令和3年度改訂版）」角田市「日本の地域別将来推計人口」国立社会保障・人口問題研究所（平成30年～）

※ 年齢不詳人口を含むため、各年代における人口の合計が全人口と合わない場合があります。

※ 令和7年以降の人口は推計値のため、端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

## (2) 年代別人口ピラミッド

年代別の人口分布をみると、令和2年には男女ともに65歳から69歳の年代が一番多く、人口ピラミッドは樽型に近い形状ですが、令和47年には男性は80歳から84歳の年代が、女性は90歳以上の年代が一番多くなり、徳利を逆さまにしたような人口ピラミッドになるものと見込まれます。

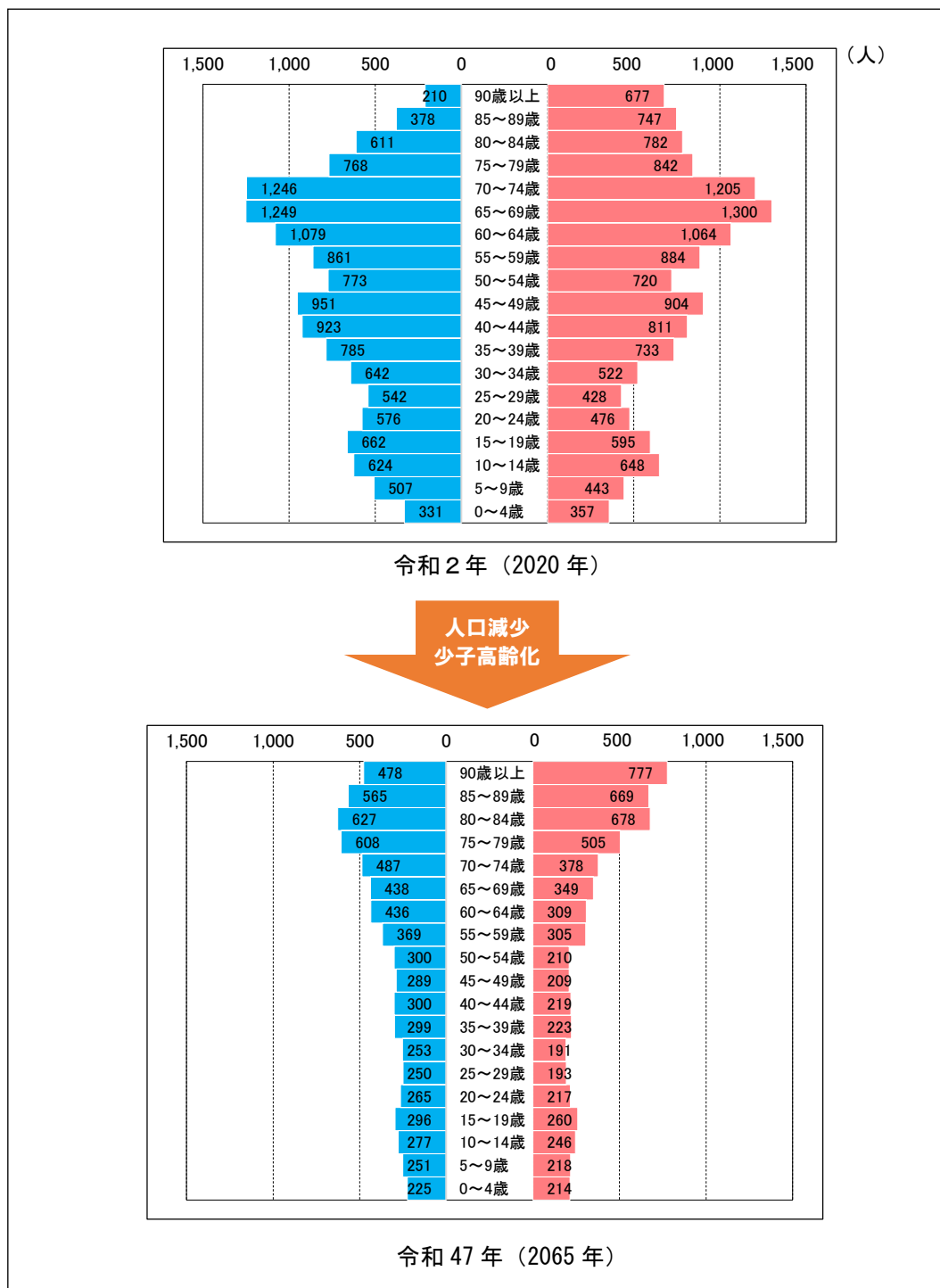


図 2.2.2 角田市人口ピラミッド

出典：「国勢調査」（令和2年）、「推計人口（令和元年版）」角田市政策企画課

### (3) 地区別人口の推移と将来推計

本市の人口は平成2年をピークに、平成7年以降は全ての地区で人口が減少しています。令和2年の地区別人口の推移をみると、周辺部の東根地区は1,912人から860人(45.0%)減少し1,052人、西根地区は3,477人から1,469人(42.2%)減少し2,008人となっています。また、市街地となる角田地区では16,123人から1,940人(12.0%)減少し14,183人、桜地区では3,851人から417人(10.8%)減少し3,434人となっており、人口減少カーブは比較的緩やかです。角田市推計によれば、今後もこの傾向は変わらないことが見込まれます。

角田市推計人口をもとに算出した令和47年の地区別人口は、角田地区で7,393人、枝野地区で830人、藤尾地区で1,203人、東根地区で583人、桜地区で1,827人、北郷地区で1,805人、西根地区で1,067人となっています。

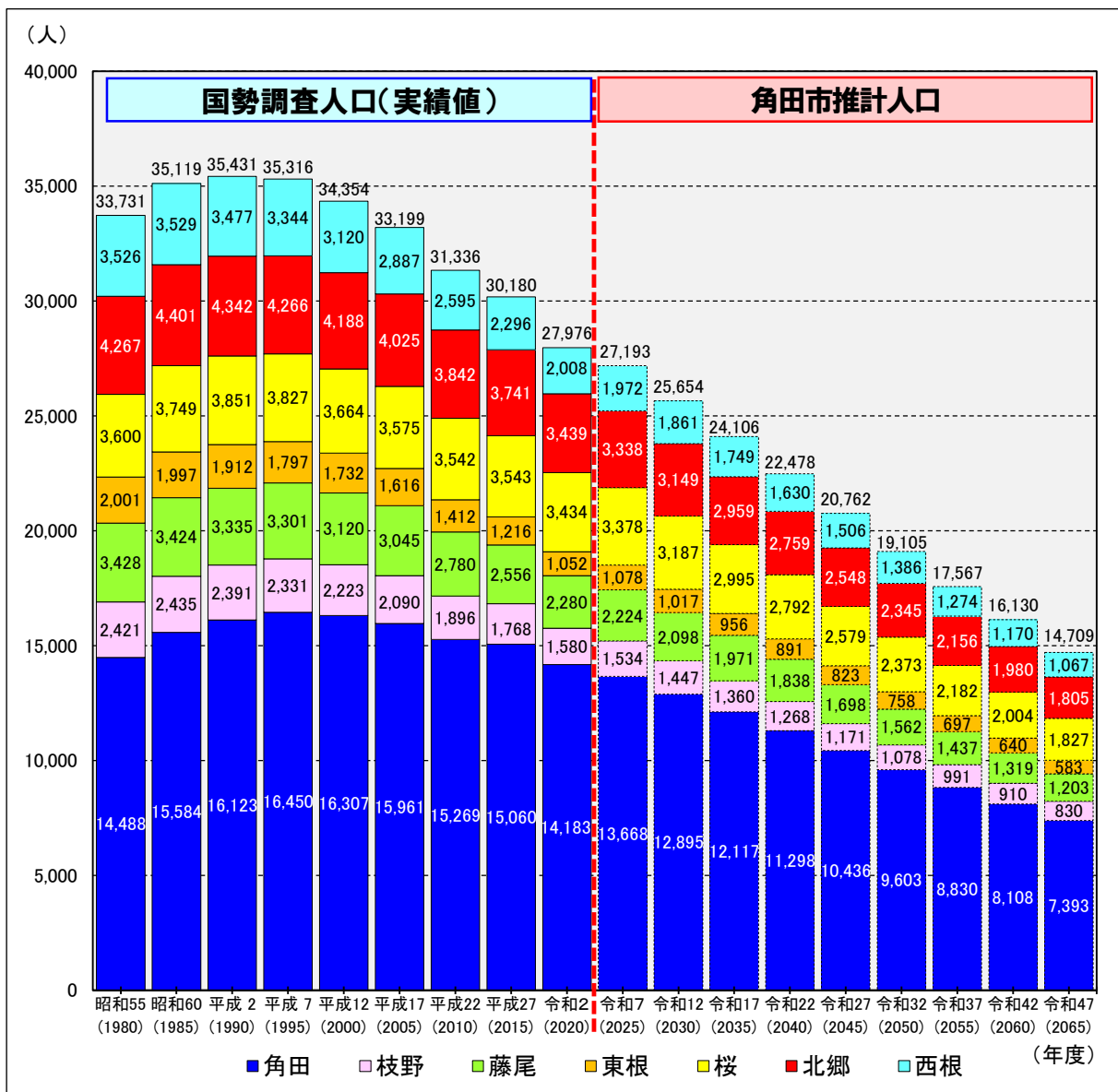


図 2.2.3 地区別の人口推移

出典：「国勢調査」（昭和55～平成22年） 「角田市人口ビジョン（令和3年度改訂版）」角田市

### 3. 財政状況と財源確保

#### (1) 歳入の状況

本市の令和3年度における歳入は約190億円です。その内訳は、地方交付税が46億円と最も多く全体の約24%を占めており、次いでその他特定財源が約41億円、市税が33億円となっています。歳入の推移をみると、令和元年以降は150億円を超えており、令和2年度には223億円となっています。

今後は、生産年齢人口の減少により市税収入が減少する見込みです。

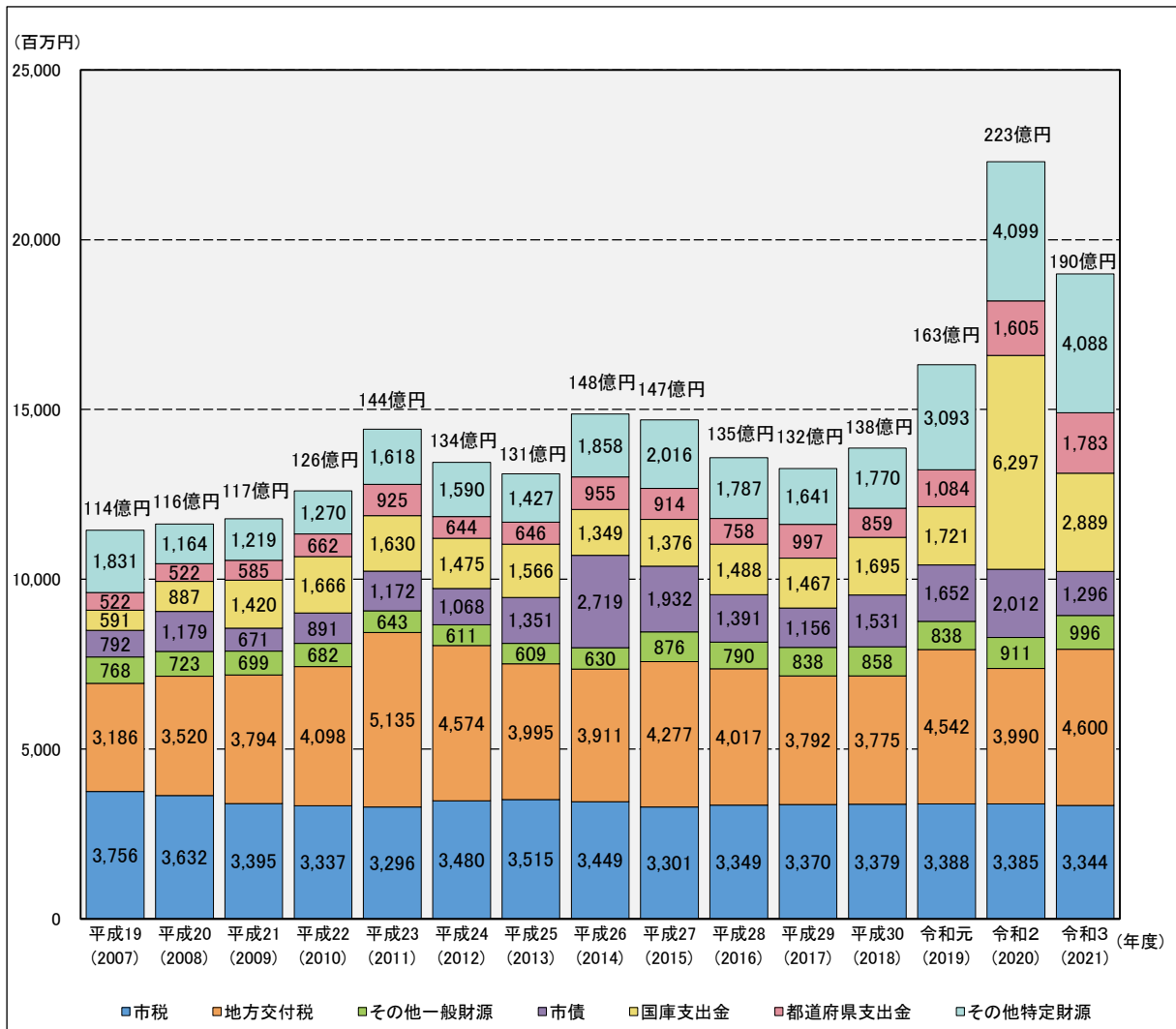


図 2.3.1 普通会計歳入の推移

出典：「市町村決算カード」総務省

※令和元年度以降は例年に比べて歳入が増えていますが、特に令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策や令和元年東日本台風（台風第19号）災害に伴う災害復旧事業の実施により歳入が増加しました。

## (2) 歳出の状況

本市の令和3年度における歳出は約 183 億円です。その内訳は、補助費等が約 35 億円で最も多く約 19%を占めており、次いで扶助費が約 27 億円、物件費が約 26 億円となっています。人件費は横ばい傾向です。歳出全体の推移をみると、近年、横ばい傾向にありましたが、令和元年度から増加傾向となっています。

今後も、歳出削減に取り組みながら、慎重な財政運営が必要となります。

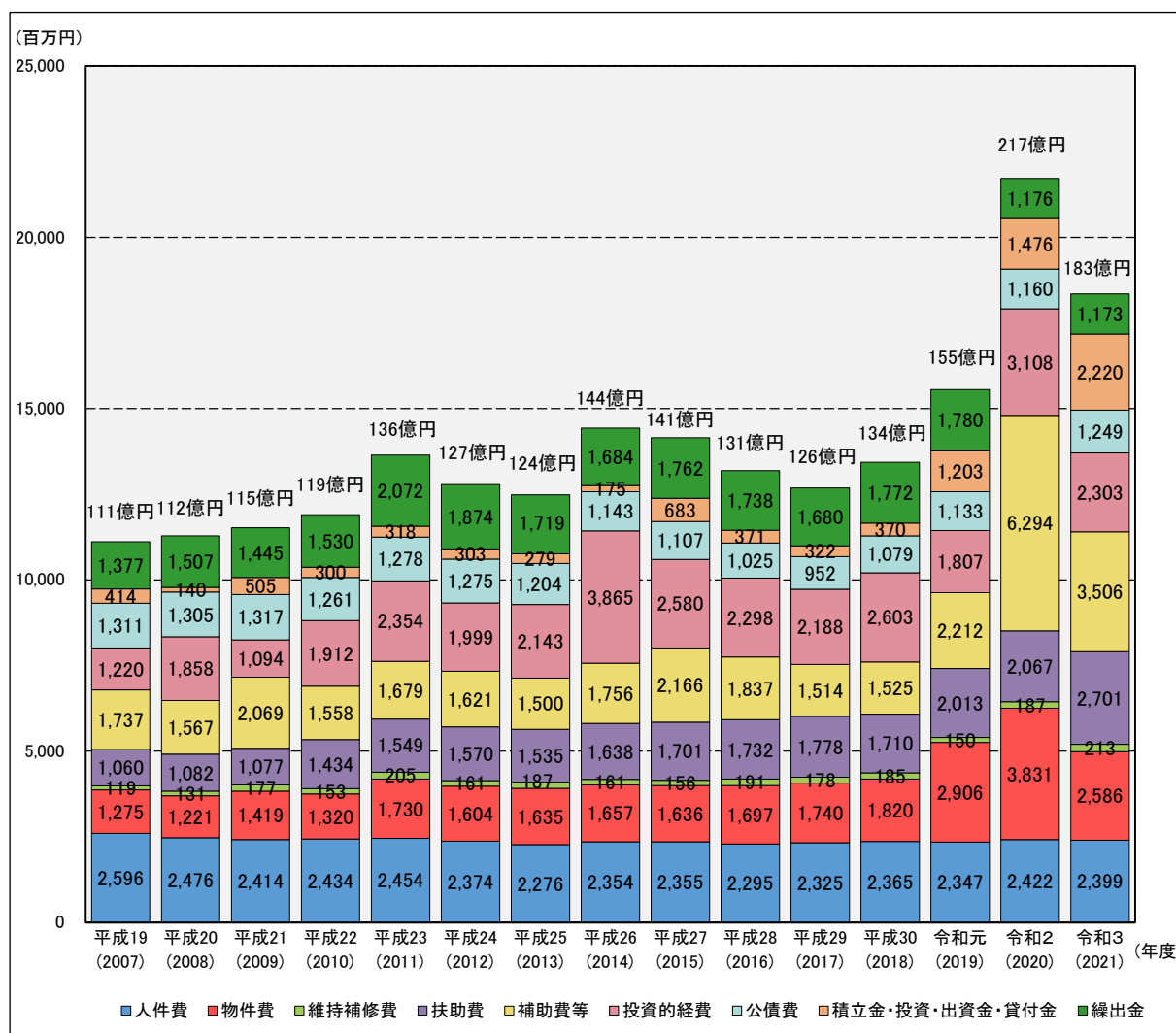


図 2.3.2 普通会計歳出の推移

出典：「市町村決算カード」総務省

※令和元年度以降は例年に比べて歳出が増えていますが、特に令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策や令和元年東日本台風（台風第19号）災害に伴う災害復旧事業の実施により歳出が増加しました。

### (3) 財政指標の状況

#### ① 財政力指数<sup>※1</sup>

本市の財政力指数は、平成 24 年以降は概ね緩やかな上昇傾向を示していますが、一貫して宮城県内市町村の平均値をやや下回る状態で推移しており、県内市町村と比較して、自主財源がやや少ない傾向が続いています。

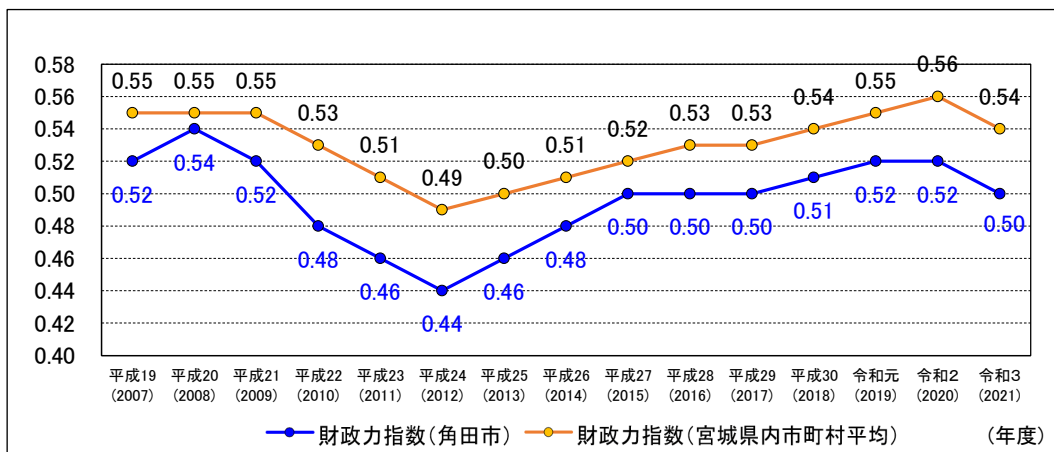


図 2.3.3 財政力指数の推移

※1 「財政力指数」とは

地方公共団体が自力で必要な財源をどのくらい調達できるか示しており、この数値が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。「1」を超えると地方交付税が交付されない団体（不交付団体）となります。

毎年度の地方交付税（普通交付税）の算定に用いる「基準財政収入額（標準的に収入されるであろうと算定された地方税等の額）」を「基準財政需要額（標準的な行政運営を行うために必要であると算定された経費の額）」で除して得た数値の過去3カ年の平均値です。

#### ② 経常収支比率<sup>※2</sup>

本市の経常収支比率は、平成 25 年度までは県内市町村平均と同程度で推移していましたが、平成 26 年度から令和元年度まではこれを上回る高い水準で推移していました。令和 2 年度から 3 年度にかけては、県内市町村と比較して改善傾向となりましたが、依然として財政構造が硬直化しているものと推測されます。

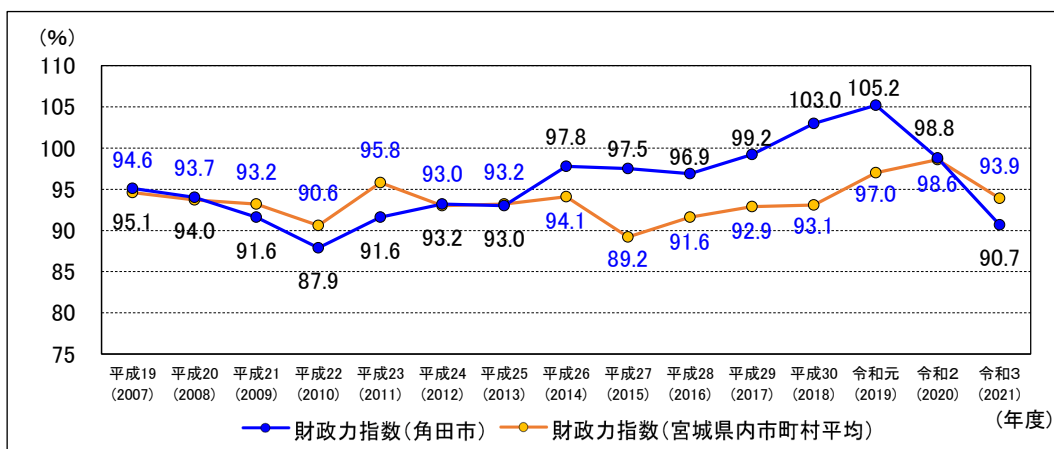


図 2.3.4 経常収支比率の推移

※2 「経常収支比率」とは

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に対して、地方税や普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを示す割合です。財政構造の弾力性を示す指標で、この比率が高いほど、普通建設事業費等の臨時的な経費に使うことができる財源に余裕がなく、財政構造の硬直化が進んでいることになります。

### ③実質公債費比率<sup>※3</sup>

本市の実質公債費比率は、平成 29 年度までは宮城県内市町村平均と概ね同傾向で推移していましたが、平成 30 年度以降はやや上昇傾向を示しています。市債の発行に県の許可が必要となる 18%には余裕はあるものの、注視していく必要があります。

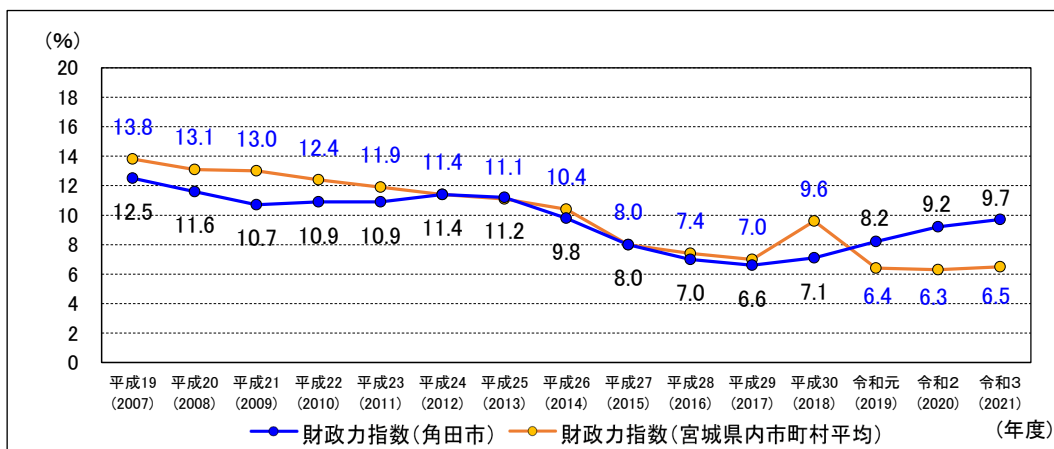


図 2.3.5 実質公債費比率の推移

※3 「実質公債費比率」とは

一般会計等が負担する借入金の返済額およびこれに準ずる額（特別会計や企業会計、一部事務組合への繰出金・負担金のうち借入金の返済に使われた額など）の大きさを指標化したものです。元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、資金繰りの危険度を示します。この比率が 18%以上になると市債の発行に県の許可が必要になり、また 25%以上になると市債の発行の一部が制限されることとなります。

### ④将来負担比率<sup>※4</sup>

本市の将来負担比率は、平成 24 年以降上昇し続けており、平成 30 年度には 100%を超える高めの水準となりました。令和元年度以降は再び低下傾向となっており、県内市町村の平均に近づきつつあります。

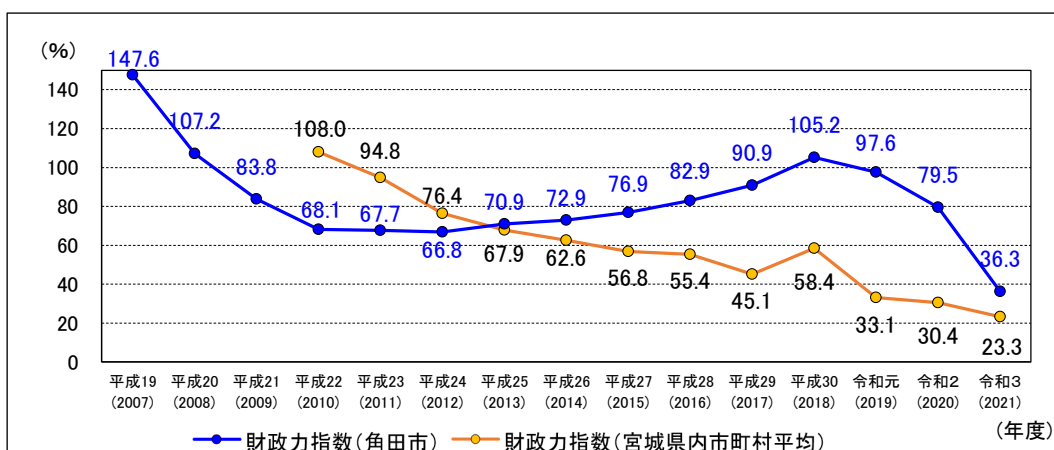


図 2.3.6 将来負担比率の推移

※4 「将来負担比率」とは

一般会計等が負担する借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したものです。将来的に支出しなければならない実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示しています。

なお、「市町村主要財政指標の都道府県別平均」において、平成 21 年以前の将来負担比率の公表はありません。

市税収入等の基盤となる生産年齢人口は、将来推計人口に見られるように今後減少する見込みとなっているほか、今後、地方交付税が減少することを想定し、これまで以上に歳出削減に取り組みながら慎重な財政運営が求められます。

## 4. 公共施設等の保有量

本市では、公共建築物に加え、市民の生活を支えるための道路、橋梁、上水道、下水道など、様々なインフラ施設を保有しています。

### (1) 公共建築物

本市では、令和4年3月時点における公共建築物として、199施設、412棟、延床面積138,292.6㎡を保有しています。

その他、上水道及び下水道の建屋として、7施設、8棟、延床面積1,435.6㎡を保有しており、合計で206施設、420棟、延床面積139,728.1㎡を保有しています。

表 2.4.1 公共建築物の一覧

大分類※1	中分類※1	主な施設の例	施設数	棟数	延床面積 (㎡)
市民文化系施設	集会施設	自治センター	9	11	5,172.0
	文化施設	市民センター	1	2	5,312.2
社会教育系施設	図書館	図書館※2、子ども図書館	2	1	1,106.9
	博物館等	郷土資料館	1	8	932.9
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	総合体育館、スポーツ交流館、屋内温水プール	8	12	14,124.0
産業系施設	産業系施設	スペースタワー・コスモハウス、道の駅かくた農業の館	5	11	7,110.4
学校教育系施設	学校	小学校、中学校	9	40	44,751.6
	その他教育施設	学校給食センター	1	7	2,178.0
子育て支援施設	保育園	中島保育所	1	1	1,295.0
	幼児・児童施設	児童センター、児童クラブ※3	3	1	478.1
保健・福祉施設	障害者福祉施設	障害者就労支援施設のぎく	1	1	388.0
	高齢者福祉施設	老人福祉センター 内町荘	1	1	717.2
	保健福祉センター	総合保健福祉センター	1	1	4,131.4
	その他社会福祉施設	やすらぎの家	1	1	67.8
行政系施設	庁舎等	市役所庁舎、錦町庁舎	3	14	8,180.0
	消防施設	ポンプ置場	71	71	1,308.0
公園	公園	角田中央公園、台山公園、街区公園 農村公園、児童遊園	31	40	1,100.2
その他施設	その他施設	公衆トイレ、普通財産(地区集会所、旧小学校等)	40	54	16,129.1
公営住宅	公営住宅	関ノ内住宅、梶賀住宅、水上住宅	10	135	23,809.7
小計			199	412	138,292.6
上水道	浄水場等	浄水場、監視所	3	4	529.3
下水道	処理施設	金津クリーンセンター、高倉クリーンセンター	2	2	599.9
	ポンプ場等	雨水ポンプ場、雨水調整池	2	2	306.4
小計			7	8	1,435.6
合計			206	420	139,728.1

※1 大分類及び中分類は、公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（地域総合整備財団）に基づき分類した。

※2 図書館は市民センター内に設置している。延床面積は市民センター（市民文化系施設）と分けて集計した。

※3 角田児童クラブは児童センター内に設置、桜児童クラブは桜小学校内に設置している。



下図は、角田市が保有する全ての公共建築物の分布状況を示しています。角田地区の市街地や主要幹線沿いを中心に、公共建築物が集中していることがうかがえます。

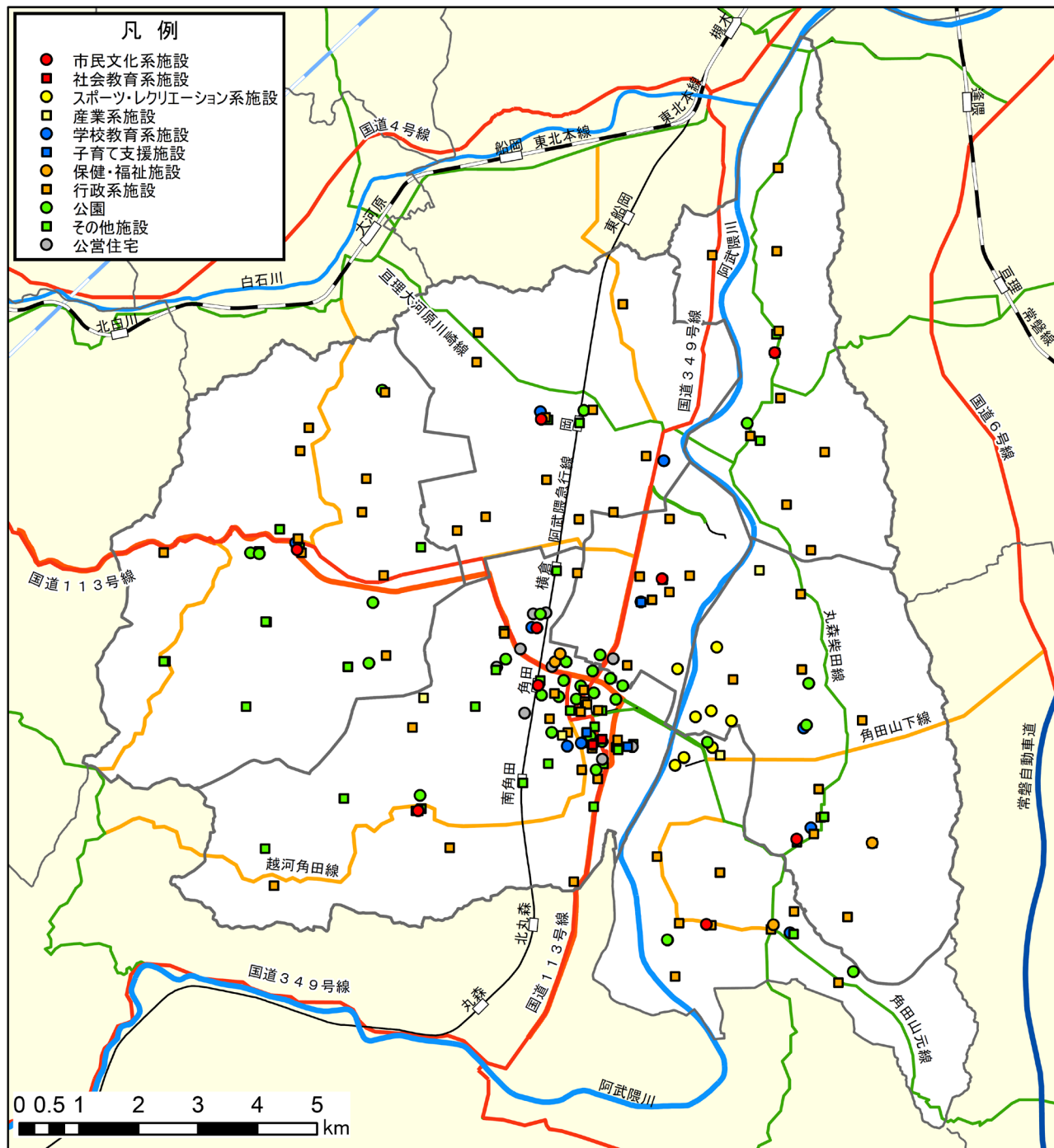


図 2.4.1 角田市の公共建築物位置図

## (2) インフラ施設

本市では、令和4年3月時点におけるインフラ施設として、道路を約586km、橋梁を278橋、水道管を約301km、下水道管を約165km保有しています。

表 2.4.2 道路保有状況

区分	実延長(m)
1級市道	67,496.6
2級市道	77,411.6
その他の市道	441,929.6
合計	586,837.8

出典：角田市道路台帳(令和4.3)

表 2.4.3 橋梁保有状況

橋長	保有量(橋)				
	橋梁数	道路部面積	内訳		
鋼橋			RC橋	PC橋	
15m以上	橋梁数	48	32	-	16
	道路部面積	9,981	7,944	-	2,037
15m未満	橋梁数	230	14	122	94
	道路部面積	7,742	730	2,990	4,022
合計	橋梁数	278	46	122	110
	道路部面積	17,723	8,674	2,990	6,059

出典：角田市道路台帳(令和4.3)

表 2.4.4 上水道保有状況

区分	施設規模	
稼働施設	枝野系統	取水場、浄水場、配水池
	小田系統	浄水場、配水池
	仙南・仙塩広域水道	江尻配水池、高倉配水池
監視施設	中央監視所(参考)延床面積 142.43 m <sup>2</sup>	
水道管	配水管 φ50~700	290,907m
	導水管 φ250~350	3,860m
	送水管 φ100~300	6,044m
	合計	300,811m

出典：角田市水道台帳(令和4.3)

表 2.4.5 下水道保有状況

区分	公共下水道		都市下水路(m)	農業集落排水(m)	合計(m)
	汚水管(m)	雨水管(m)			
管径 ~250 mm	122,252.1	0.0	0.0	20,274.3	142,526.4
管径 251~500 mm	5,503.8	0.0	0.0	0.0	5,503.8
管径 501~1000 mm	1,018.7	879.4	1,068.3	0.0	2,966.4
管径 1001~2000 mm	0.0	2,944.1	8,420.0	0.0	11,364.1
管径 2001~3000 mm	0.0	830.8	1,356.1	0.0	2,186.9
管径 3001 mm以上	0.0	349.2	279.6	0.0	628.8
合計	128,774.6	5,003.5	11,124.1	20,274.3	165,176.4
中継ポンプ	7箇所	-	-	24箇所	30箇所
ポンプ場	-	2箇所 <sup>※1</sup>	-	-	2箇所
処理施設	-	-	-	2箇所 <sup>※2</sup>	2箇所

※1 公共下水道雨水管施設(ポンプ場)の対象施設

野田排水区・雨水ポンプ場(延床面積:269.82 m<sup>2</sup>)、中央排水区・雨水調整池管理棟(延床面積:36.57 m<sup>2</sup>)

※2 農業集落排水施設(処理施設)の対象施設

金津クリーンセンター、高倉クリーンセンター

出典：角田市下水道台帳(令和3.3)

※端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。

### (3) その他のインフラ施設

本市では、その他のインフラ施設として、河川、ため池、農道、林道を管理しています。

表 2.4.6 河川保有状況

種別	河川数	河川延長 (km)
準用河川	1	0.4
普通河川	15	39.0
合計	16	39.4

出典:管理河川一覧表(平成12年度)

表 2.4.7 ため池保有状況

種別	箇所数	かんがい 受益面積(ha)
ため池	81	940

出典:ため池台帳

表 2.4.8 農道保有状況

区分	路線数	延長(m)
一定要件	99	42,365
一定要件外	9	1273
合計	108	43,638

出典:農道台帳(令和3年度)

表 2.4.9 林道保有状況

区分	路線延長 (km)	利用区域面積 (ha)
自動車道2級	18	638
自動車道3級	0.5	54
合計	18.5	692

出典:林道台帳

#### (4) 類似団体との比較

##### ①類似団体別公共建築物保有量の比較

「公共施設状況調経年比較表・市町村経年比較表（令和元年度）」から、同等規模の類似団体※（都市 I-2）と公共建築物の保有量（延床面積）を比較すると、下記のとおりになっています。

※類似団体：市町村を人口と産業構造により、都市、町村ごとに団体を類型別に分類した結果、市町村の態様が類似しているとされた団体のことです。

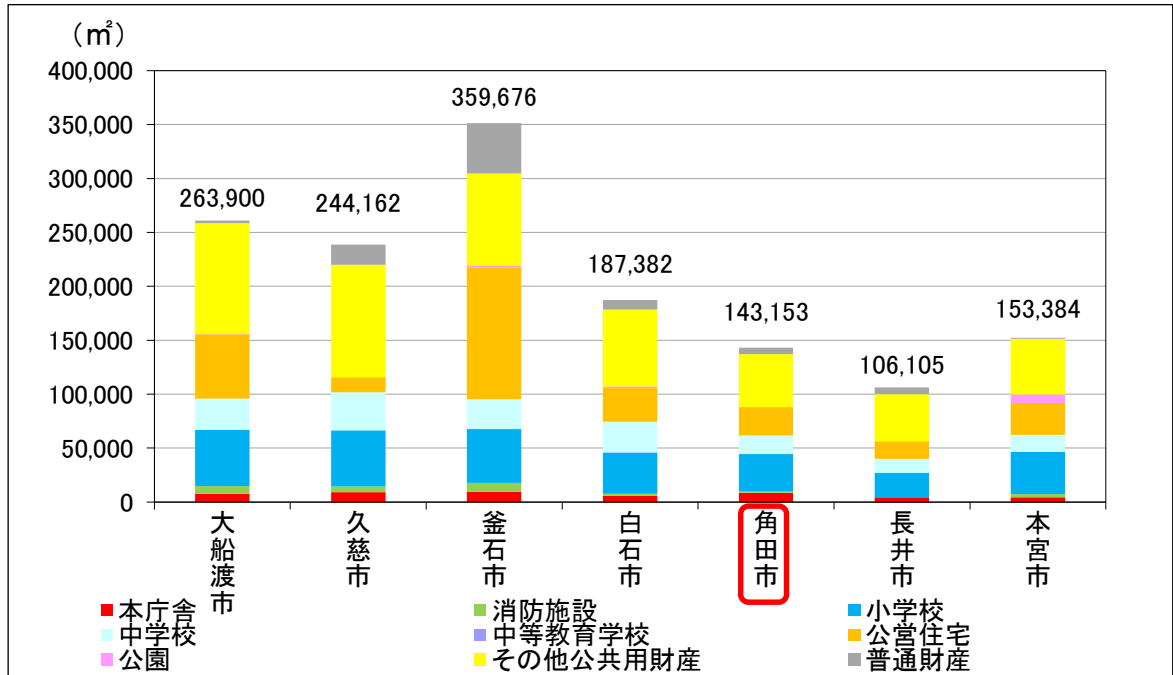


図2.4.2 東北地方の類似団体における公共建築物保有量（延床面積）

##### ②一人当たりの公共建築物の延床面積

本市と類似団体を比較すると、公共建築物の延床面積、一人当たり延床面積ともに、他の類似団体に比べてやや少ない状況といえます。

表2.4.10 類似団体における公共建築物の延床面積保有状況比較

都道府県名	団体名	延床面積 (㎡)	人口 (R2 国調) (人)	一人当たり延床面積 (㎡/人)
岩手県	大船渡市	263,900	34,728	7.60
岩手県	久慈市	244,162	33,043	7.39
岩手県	釜石市	359,676	32,078	11.21
宮城県	白石市	187,382	32,758	5.72
宮城県	角田市	143,153	27,976	5.12
山形県	長井市	106,105	26,543	4.00
福島県	本宮市	153,384	30,236	5.07
平均		208,252	31,052	6.59

資料：地方財政状況調査関係資料 公共施設状況調経年比較表（総務省）、国勢調査

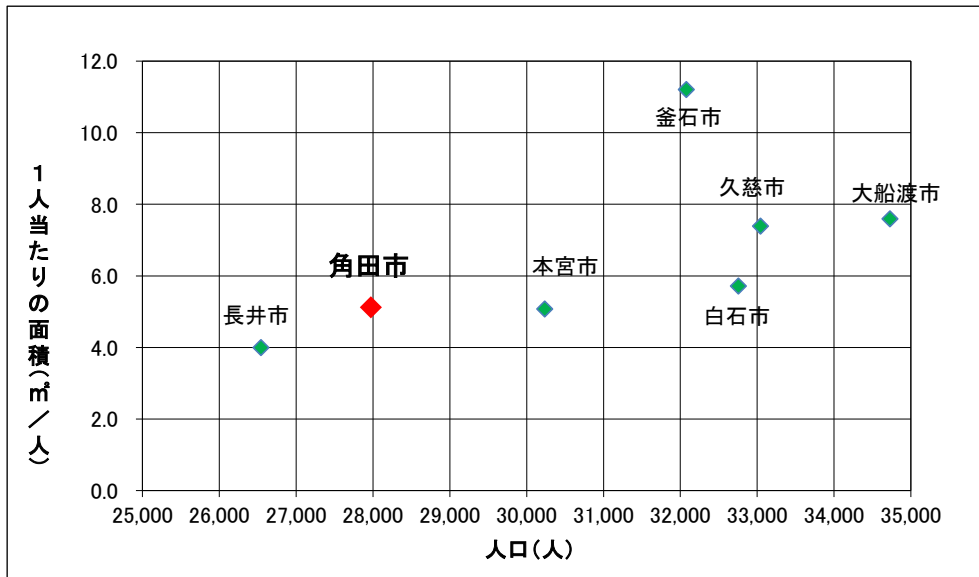


図2.4.3 東北地方の類似団体における一人当たりの公共建築物保有量

※本項における延床面積は、公共施設状況調経年比較表（総務省）の令和元年度延床面積から算出しているため、本計画策定に伴う施設保有量調査結果とは異なります。

## 5. 公共建築物の状況と課題

### (1) 施設分類別保有状況

- 本市における施設保有量は、施設数では市役所や消防施設などの行政系施設、延床面積では小学校・中学校などの学校教育系施設が最も多く占めています。

大分類別の保有状況は、延床面積では学校教育系施設が3割以上を占めており、次いで公営住宅、その他施設の順となっています。

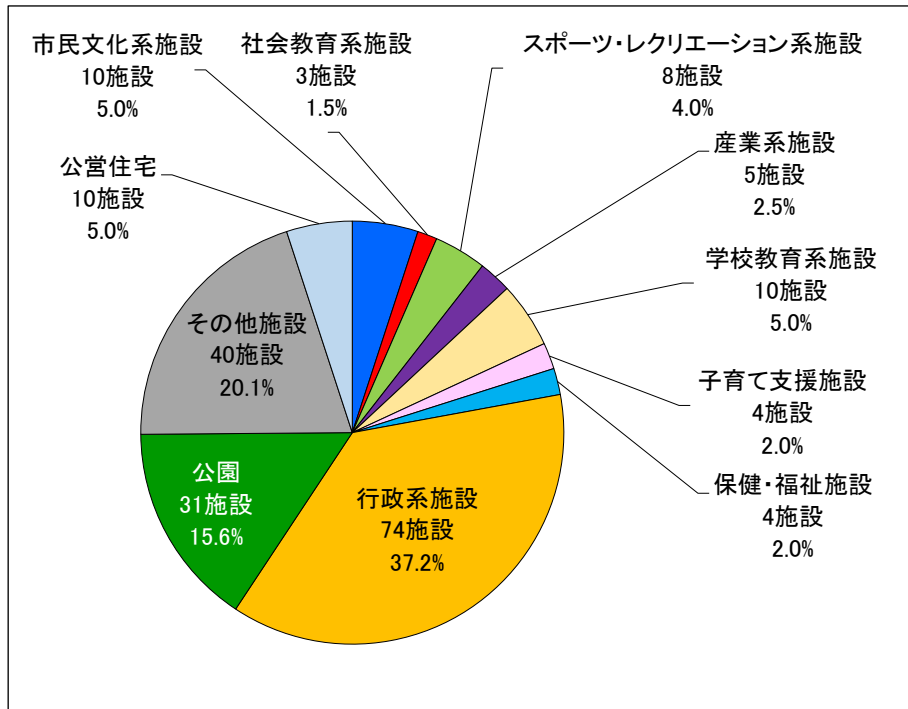


図 2.5.1 施設大分類別施設数の状況

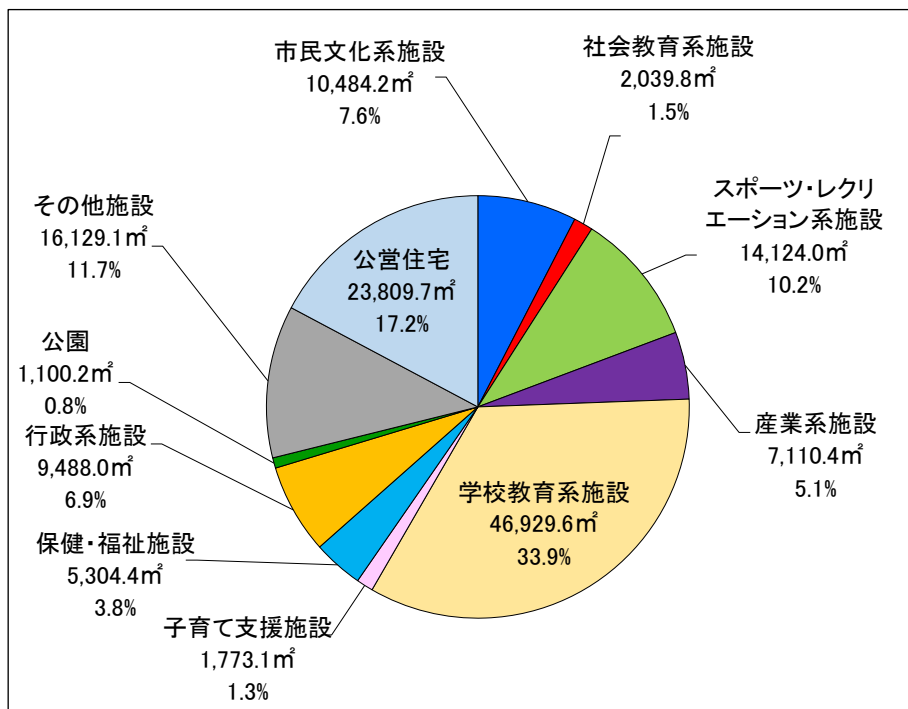


図 2.5.2 施設大分類別延床面積の状況

## (2) 公共建築物の老朽化状況

- ・ 学校教育系施設は、昭和 45 年から昭和 60 年頃にかけて集中的に整備されました。
- ・ 本市の保有する施設の 7 割以上が、築 30 年を超えています。
- ・ 20 年後には、9 割以上が築 30 年を超え、また全体の 2 割は耐用年数を超えることから、老朽化の問題はさらに深刻化します。

本市の公共建築物の整備状況を建築年度別に延床面積で見ると、昭和 45 年（1970 年）から昭和 60 年（1985 年）までは、学校教育系施設が集中して整備され、それ以降はスポーツ・レクリエーション系施設を定期的に整備しています。

大規模改修が必要とされる建築後 30 年から 39 年が経過した公共建築物は、延床面積比で全体の 25.5%を占めており、建替えを検討する時期となる 50 年以上経過した建物は全体の 18.1%を占めています。

このまま、除却や建て替え等の対策を早期に実施せずに全ての公共建築物を保有し続けることは、本市における公共建築物の老朽化の問題がさらに深刻化することを意味します。

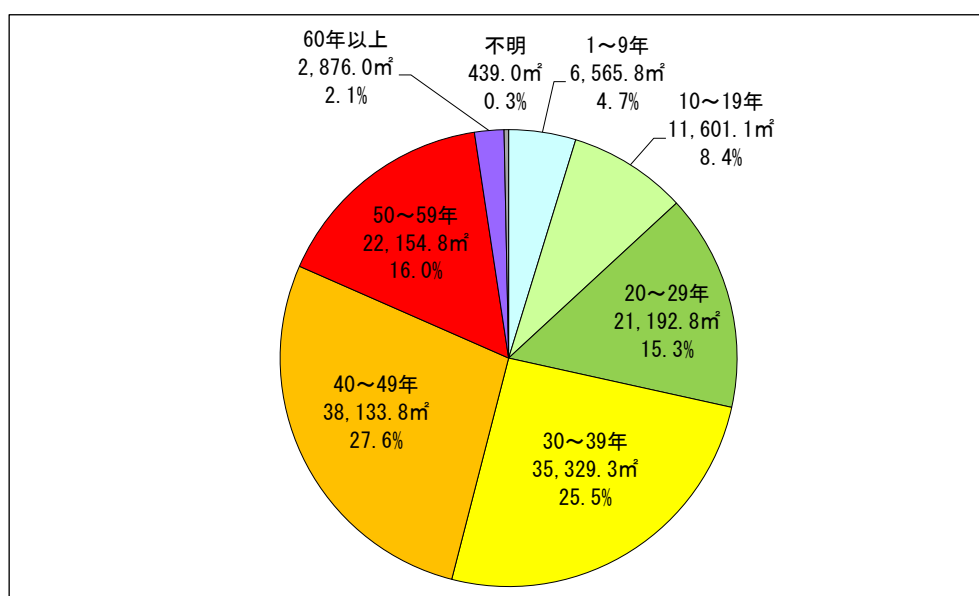


図 2.5.3 経過年数別保有状況

下図は、建物の建築状況を建築年度別に、建物用途ごとの延床面積を表したグラフです。昭和46年度、昭和60年度に公共建築物の建設事業が集中したことが分かります。これらの建物を更新する場合、その耐用年数が経過する頃に再び建替え費用が集中することが懸念されます。

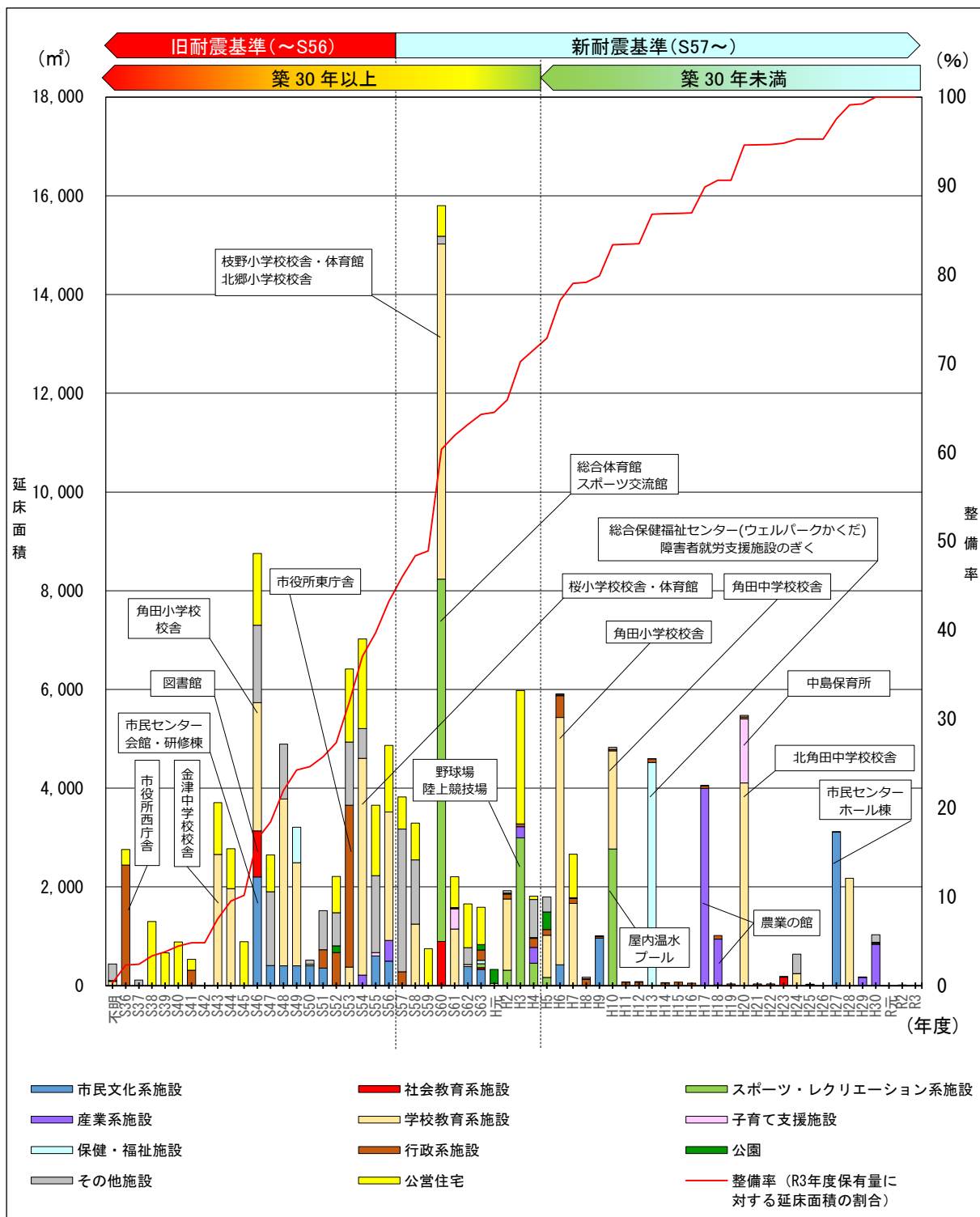


図 2.5.4 建築年度別延床面積



### (3) 耐震状況

- ・ 昭和 56 年以前に建築された施設は、新耐震基準を満たす必要があります。
- ・ 本市の 4 割以上の施設は、昭和 56 年度以前の旧耐震基準で建築されています。
- ・ 耐震診断が義務付けられている公共建築物において耐震診断は全て済みであり、これら全ての建物で耐震性が確保されています。

建築基準法が改正された昭和 56 年度以前に建てられた「旧耐震基準」の公共建築物は、延床面積比で 43.2%を占めています。また、旧耐震基準の公共建築物のうち、耐震診断が義務付けられている公共建築物は全て耐震診断済みとなっています。

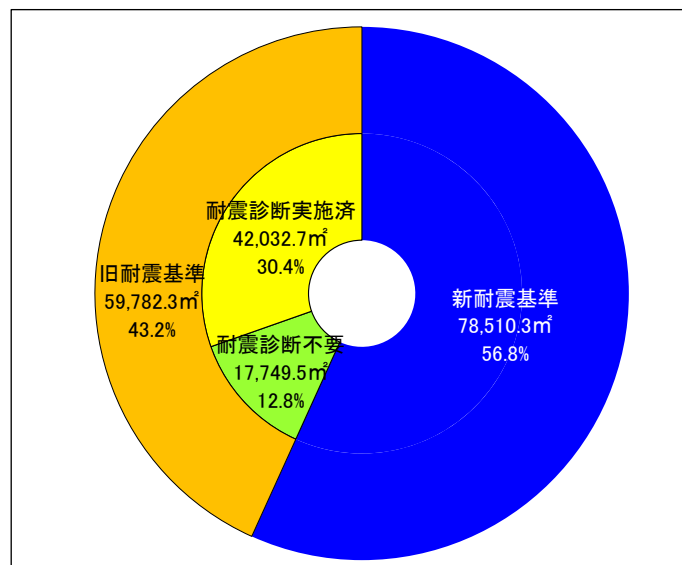


図 2.5.5 耐震診断の実施状況

※本図の旧耐震基準には「年度不明」を含む

耐震診断を実施済みの公共建築物のうち「耐震改修実施済み」の公共建築物は 66.8%、耐震診断の結果、新耐震基準を満たしており「耐震改修不要」、または耐震診断・改修が義務付けられていない場合や解体を予定しており「耐震改修不要」な公共建築物は 33.2%となっています。よって、耐震改修が必要な公共建築物において耐震改修未実施のものはありません。

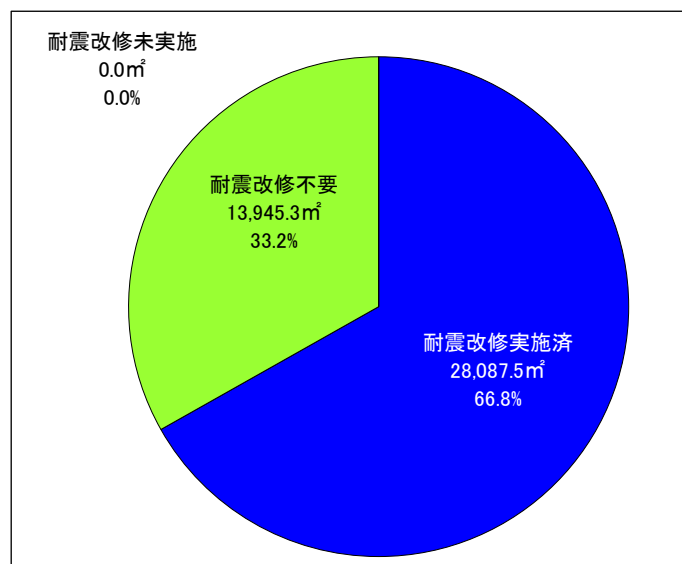


図 2.5.6 耐震改修実施状況

#### (4) 過去に行った対策の実績

本市が過去に行った、除却等対策の実績は、次のとおりです。

表2.5.1 市全体における対策の実績 (㎡)

対策内容	年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
解体		307.1	4.0	642.9	9.2	1,777.7
売却		1,159.6	0.0	0.0	0.0	295.3
譲渡		0.0	0.0	824.7	0.0	0.0
災害による滅失		0.0	0.0	18.0	0.0	0.0
所管換え・用途変更		0.0	0.0	720.0	0.0	5,439.1

表2.5.2 施設分類別の対策の実績

①市民文化系施設		
年度	対策等内容	延床面積 (㎡)
平成 29	解体	149.0
令和 2	解体	9.2
②学校教育系施設		
年度	対策等内容	延床面積 (㎡)
平成 30	解体	4.0
令和 3	所管換え・用途変更	2,351.6
③子育て支援施設		
年度	対策等内容	延床面積 (㎡)
令和元	所管換え・用途変更	720.0
令和 3	所管換え・用途変更	3,060.3
④行政系施設		
年度	対策等内容	延床面積 (㎡)
令和元	台風 19 号による消失	18.0
令和 3	解体	45.8
⑤公園		
年度	対策等内容	延床面積 (㎡)
令和 3	解体	4.1
令和 3	所管換え・用途変更	27.2
⑥その他施設		
年度	対策等内容	延床面積 (㎡)
平成 29	売却	1,159.6
令和元	譲渡	824.7
令和 3	解体	67.8
令和 3	売却	295.3
⑦公営住宅		
年度	対策等内容	延床面積 (㎡)
平成 29	解体	158.0
令和元	解体	642.9
令和 3	解体	1,660.1

## (5) 施設保有量の推移

本市では、必要な施設は老朽化に伴う更新や新設を行いつつも、人口や利用需要に対して適正化されるよう施設保有量の縮減に取り組んでおり、平成29年度から令和3年度の5年間に、建物の延床面積合計で約2,500㎡を縮減しました。特に、学校教育系施設、公営住宅の保有量適正化が進んでいます。

なお、令和3年度にその他施設が増えていますが、学校施設を中心に施設の用途廃止が進み、普通財産となった施設が多数あるためです。普通財産は新たな利活用方法を模索する他、譲渡や売却、解体の対象となり、多くは公共建築物としての役割を終えることとなります。

表 2.5.3 施設保有量（公共建築物）の推移 (㎡)

施設用途	年度	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
市民文化系施設		9,183.4	9,183.4	9,183.4	9,174.2	10,484.2
社会教育系施設		2,039.8	2,039.8	2,039.8	2,039.8	2,039.8
スポーツ・レクリエーション系施設		14,124.0	14,124.0	14,124.0	14,124.0	14,124.0
産業系施設		7,234.4	8,074.4	8,074.4	8,074.4	7,110.4
学校教育系施設		49,285.1	49,281.2	49,281.2	49,281.2	46,929.6
子育て支援施設		5,736.5	5,736.5	5,016.5	5,016.5	1,773.1
保健・福祉施設		5,372.2	5,372.2	5,372.2	5,372.2	5,304.4
行政系施設		9,534.4	9,551.7	9,533.7	9,533.7	9,488.0
公園		1,072.0	1,092.2	1,092.2	1,108.1	1,100.2
その他施設		11,133.3	11,289.3	11,184.6	11,184.6	16,129.1
公営住宅		26,112.7	26,112.7	25,469.8	25,469.8	23,809.7
上水道		529.3	529.3	529.3	529.3	529.3
下水道		906.3	906.3	906.3	906.3	906.3
合計		142,263.3	143,293.1	141,807.5	141,814.1	139,728.1

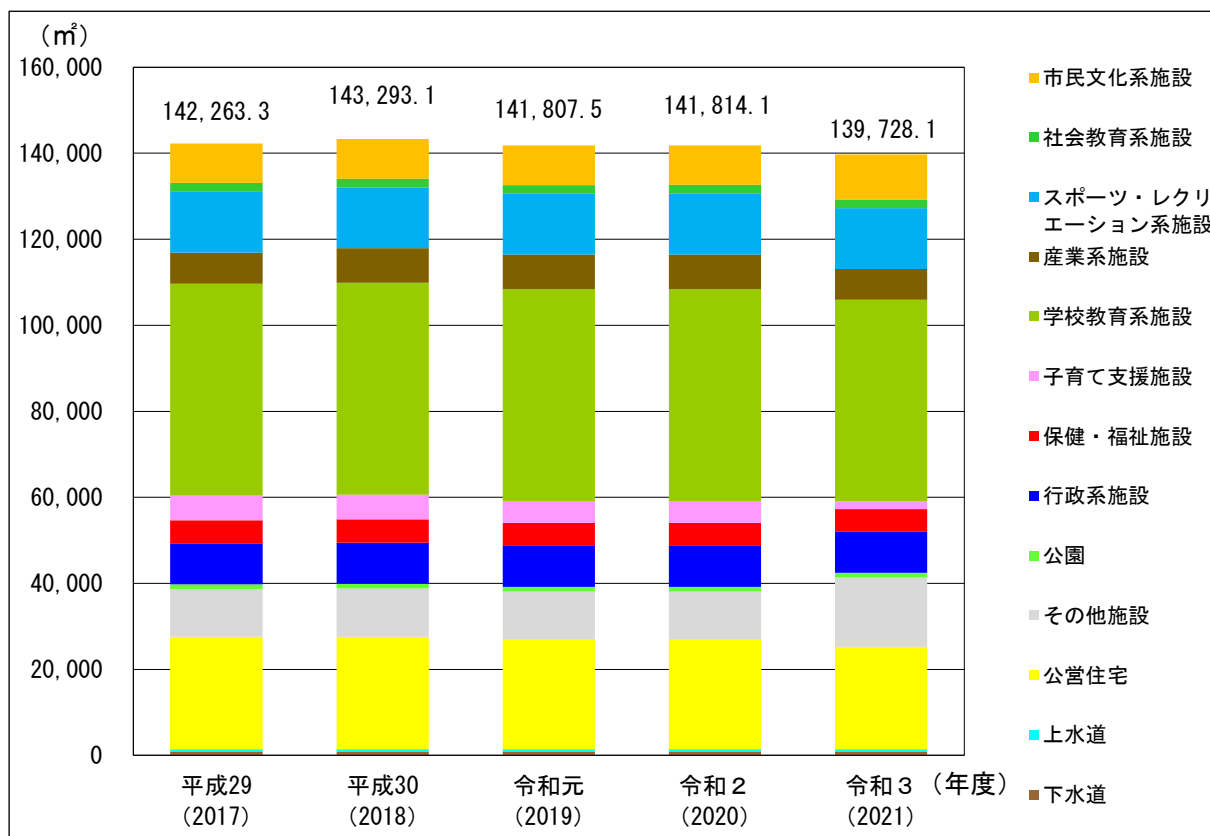


図 2.5.7 施設保有量（公共建築物）の推移

## (6) 有形固定資産（建物）減価償却率の推移

本市における有形固定資産（建物）減価償却率は下記のとおりです。建築後の経過年数が建物の法定耐用年数に近づくとつれ、有形固定資産減価償却率は上がっていき、法定耐用年数に達した時点で100%となります。

令和元年度には「道の駅かくだ」が新たにオープンしたことで、産業系施設全体における原価償却率が低下しています。

表 2.5.4 有形固定資産減価償却率（建物）の推移 (%)

施設分類	年度	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)
市民文化系施設		84.6	85.9	88.9	89.6
社会教育系施設		79.6	79.6	83.8	85.0
スポーツ・レクリエーション系施設		69.8	70.3	84.1	85.9
産業系施設		65.4	65.4	68.1	54.2
学校教育系施設		79.8	79.4	91.2	92.2
子育て支援施設		94.3	94.6	96.6	97.1
保健・福祉施設		88.2	88.2	89.7	90.0
行政系施設		71.7	72.6	81.0	83.3
公園		85.1	87.2	90.1	91.4
その他施設		79.8	81.7	86.8	88.6
公営住宅		95.9	97.4	97.2	97.6

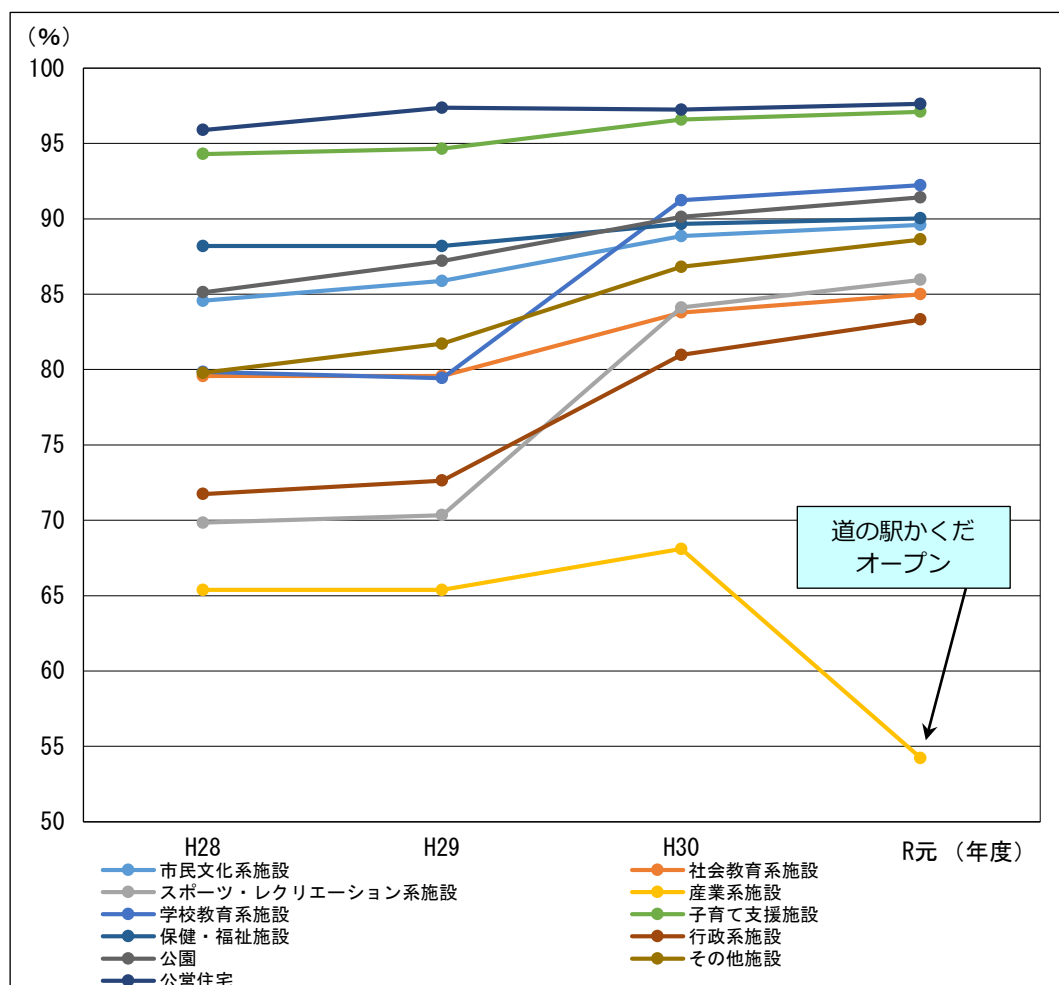


図 2.5.8 有形固定資産減価償却率（建物）の推移

1. 中長期的な経費の見込み額の算出方法について

本計画における将来コストの検討は、建物の長寿命化改修や大規模改造が必要とされる期間を考慮し、令和5年度から令和44年度までの40年間を対象に実施します。

また、本計画における公共建築物の将来コストの算出にあたっては、「角田市学校施設個別施設計画（長寿命化計画）」において将来コストの算出時に参照している、文部科学省が公表した「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（平成29年3月）（以下、「解説書」という。）」及び「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書付属ソフト（以下、「解説書付属ソフト」という。）」の仕様に基づき、「従来型」及び「長寿命化型」におけるパターンで将来コストを算出します。「従来型」とは、建築後50年で建て替えを行うこと、「長寿命化型」とは、建築後80年間使用するとともに、40年目に建替えコストの6割を投じて長寿命化改修を実施することを算出条件としています。

インフラ施設における将来コストの算出においては、長寿命化修繕計画が策定されている場合は、同計画による算出結果を将来コストに適用します。

長寿命化修繕計画等が策定されていないインフラ施設においては、総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成27年5月）（以下「総務省ソフト」という。）」に基づき算出した費用を「耐用年数で単純更新する場合」の将来コストと位置付けるほか、「長寿命化等対策を実施する場合」の将来コストとしては、更に諸条件を勘案して算出した結果を計上します。

表 3.1.1 各施設における将来コスト算出方法

対象施設		将来コストの算出方法	
		耐用年数で単純更新する場合	長寿命化等対策を実施する場合
公共建築物	学校施設 (教員住宅を含む)	解説書付属ソフトの仕様（従来型）	解説書付属ソフトの仕様に建物の将来方針等を反映（実施計画反映型）
	公営住宅（市営住宅）	解説書付属ソフトの仕様（従来型）	解説書付属ソフトの仕様に建物の将来方針等を反映（実施計画反映型）
	上記以外の公共建築物	解説書付属ソフトの仕様（従来型）	解説書付属ソフトの仕様に建物の将来方針等を反映（実施計画反映型）
インフラ施設	道路の舗装	角田市道路舗装長寿命化修繕計画による (事後保全型)	角田市道路舗装長寿命化修繕計画による (予防保全型)
	橋梁	橋梁長寿命化修繕計画による (事後保全型)	橋梁長寿命化修繕計画による (予防保全型)
	上水道施設（建物）	解説書付属ソフトの仕様（従来型）	解説書付属ソフトの仕様（長寿命化型）
	上水道施設（管路）	総務省ソフトの仕様による上水道管路更新費用を計上（更新周期40年）	【水道ビジョンの計画期間内】 水道ビジョンによる算出結果を反映 【水道ビジョンの計画期間後】 総務省ソフトの仕様による上水道管路更新費用を計上（更新周期60年）
	下水道施設（建物等）	解説書付属ソフトの仕様（従来型） 中継ポンプ更新予定に基づく費用を計上	解説書付属ソフトの仕様（長寿命化型） 中継ポンプ更新予定に基づく費用を計上
	下水道施設（管路）	総務省ソフトの仕様による下水道管路更新費用を計上（更新周期50年）	総務省ソフトの仕様による下水道管路更新費用を計上（更新周期60年）

## 2. 公共施設等の中長期的な経費の算出条件（耐用年数で単純更新する場合）

### （1）公共建築物における考え方

建物における中長期的な経費は、解説書に準拠して算出します。解説書における「従来型（＝耐用年数で単純更新する場合）」による算出の考え方は次のとおりです。

- ・改築周期：建築後 50 年で、現状の延床面積を維持したまま改築します。また、工事費は 2 年間に均等配分します。
- ・改築単価：次のとおりに、構造別に設定します。

構造	改築単価（円／㎡）
RC造、SRC造、S造	340,000
W造	380,000

※令和 3 年度 新営予算単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部）を参考に設定

- ・大規模改造周期：20 年目と 40 年目に、現状の延床面積に対し単年度で工事を実施します。20 年以上経過した建物は 40 年目のみ計上します。
- ・大規模改造単価：改築単価の 25% とします。

【従来型コスト算出イメージ図】

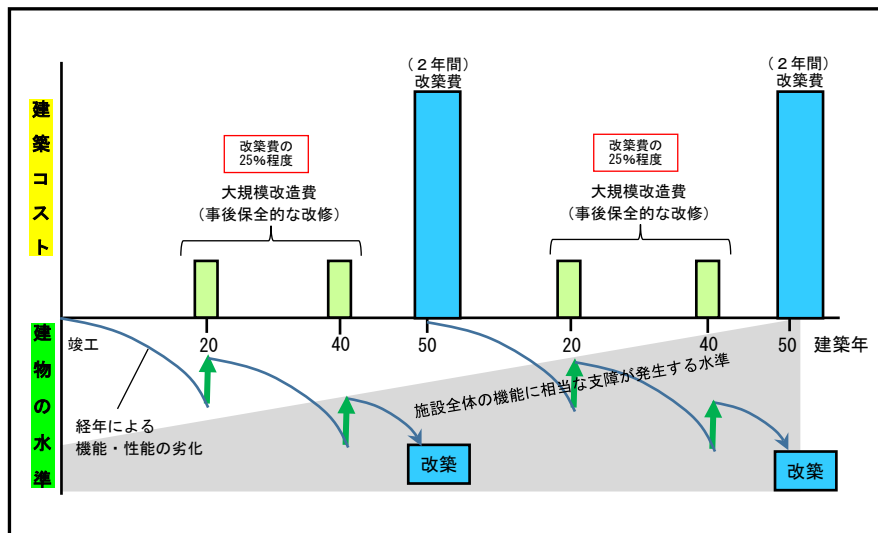


図 3.2.1 従来型コスト算出の考え方

資料：学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（平成 29 年 3 月 文部科学省）より

## (2) インフラ施設における考え方

インフラ施設（道路、橋梁、上水道施設、下水道施設）の維持管理・更新等に係る費用算出に必要な条件は、総務省が公表する「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」（平成23年3月）に基づき設定します。

次の項目について、建替えの場合と大規模修繕の場合について、それぞれ設定します。

- インフラ施設の耐用年数
- インフラ施設の更新に係る単価
- インフラ施設の積み残しの処理方法

### 1) 道路（舗装）の費用算出

「角田市道路舗装長寿命化修繕計画」で検討された、「事後保全型」のシナリオによる費用算出結果を適用します。

本個別施設計画における「事後保全型」では、舗装の補修工法が「全層打換え（路上路盤再生工法）→切削オーバーレイ→切削オーバーレイ→切削オーバーレイ→全層打換え（路上路盤再生工法）」の手順となります。

### 2) 橋梁の費用算出

「角田市橋梁長寿命化修繕計画」により検討された「事後保全型」のシナリオ算出結果を適用します。

本個別施設計画における「事後保全型」では、橋梁の損傷が顕在化した段階になって行う橋梁の修繕および架け替えを実施するため工事が大規模となる上、工事期間が長く高コストとなります。

### 3) 上水道施設の費用算出

上水道施設（管路）は、整備した年度から法定耐用年数を経た年度に更新し、浄水施設の建物部分及びプラント部分については、公共建築物の更新年数と同じ年度に更新すると仮定します。

#### <建物>

上水道施設のうち建物の建替え、大規模改造に係る経費の算出は、公共建築物に準じて算出します。

#### <管路>

##### ① 上水道施設（管路）の更新単価

上水道施設（管路）の更新単価は、「流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（平成20年9月）」における管路の費用関数により、送水管及び配水管に分類し、管径別単価を設定します。

表 3.2.1 上水道の更新単価

分類	管径	単価
上水道 導水管及び送水管	300 mm未満	100,000 円/m
	300～500 mm未満	114,000 円/m
上水道 配水管	50 mm未満	97,000 円/m
	50～ 75 mm未満	97,000 円/m
	75～100 mm未満	97,000 円/m
	100～125 mm未満	97,000 円/m
	125～150 mm未満	97,000 円/m
	150～200 mm未満	100,000 円/m
	200～250 mm未満	103,000 円/m
	250～300 mm未満	106,000 円/m
	300～350 mm未満	111,000 円/m
350～400 mm未満	116,000 円/m	

##### ② 上水道施設（管路）の更新年度（耐用年数）

上水道施設（管路）の更新年数は、法定耐用年数の40年とします。

##### ③ 上水道施設（管路）の積み残し処理

算出時点で更新年数をすでに経過し、更新されずにいる上水道施設（管路）については、今後5年間で更新すると仮定して算出します。



#### 4) 下水道施設の費用算出

下水道施設（管路）は、整備した年度から法定耐用年数を経た年度に更新し、汚水処理施設等の建物部分及びプラント部分については、公共建築物の更新年数と同じ年度に更新すると仮定します。

##### <建物>

下水道施設のうち建物の建替え、大規模改造に係る経費の算出は、公共建築物に準じて算出します。

##### ① 下水道施設（管路）の更新単価

本単価として、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」において設定されている更生工法を前提とした、管径別の単価を使用します。

表 3.2.2 下水道施設の管径別更新単価

分類	管径	単価
下水道施設 管径別	250 mm以下	61,000 円/m
	251～500 mm	116,000 円/m
	501～1000 mm	295,000 円/m
	1001～2000 mm	749,000 円/m

##### ② 下水道施設（管路）の更新年度（耐用年数）

下水道施設（管路）の更新年数は、法定耐用年数の50年とします。

##### ③ 下水道施設（管路）の積み残し処理

算出時点で更新年数をすでに経過し、更新されずにいる下水道施設（管路）については、今後5年間で更新すると仮定して算出します。

##### <中継ポンプ>

設置から25年後に更新するものと仮定し、これまでの設置工事における経費の実績を踏まえ、整備予定年度に920万円ずつ計上します。

### 3. 公共施設等の中長期的な経費の算出条件（長寿命化等対策を実施する場合）

#### (1) 公共建築物における考え方

建物における中長期的な経費は、解説書に準拠して算出します。解説書における「長寿命化型」による算出の考え方は次のとおりです。

今後の維持・更新コストの（長寿命化型）算出の考え方は次のとおりです。

- ・改築 : 建築後 80 年後まで建物を使用し、改築するものとします。なお、学校施設のうち、校舎の改築率は 60% に設定します。
- ・改築単価 : 次のとおりに、構造別に設定します。

構造	改築単価 (円/㎡)
RC造、SRC造、S造	340,000
W造	380,000

※令和 3 年度 新営予算単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部）を参考に設定

- ・長寿命化改修 : 建築後 40 年目に、現状の延床面積で改修を実施し、2 年間に工事費を均等配分します。
- ・長寿命化改修単価 : 改築単価の 60% とします。
- ・大規模改造 : 建築後 20 年目と 60 年目に、現状の延床面積により単年度で工事を実施するものとします。
- ・大規模改造単価 : 改築単価の 25% とします。
- ・部位修繕 劣化状況評価「C」: 今後 10 年以内に部位修繕を実施します。  
劣化状況評価「D」: 今後 5 年以内に部位修繕を実施します。  
(改築・長寿命化改修・大規模改造を今後 10 年以内に実施する場合を除きます。)
- ・部位修繕単価 : 施設用途別かつ部位ごとに定められた、改築単価の 3.0% から 5.6% とします。

※「試算上の区分」の設定が「改築」の場合は、改築等周期は従来型算出の周期と同じ条件です。  
【長寿命化型コスト算出イメージ図】

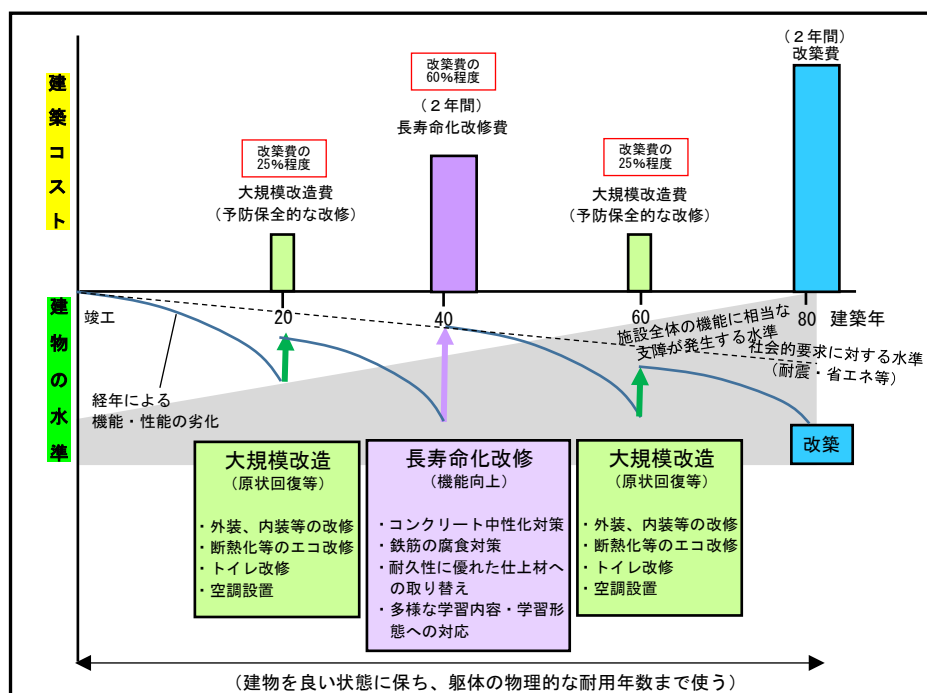


図 3.3.1 長寿命化型コスト算出の考え方

資料：学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（平成 29 年 3 月 文部科学省）より

更に、長寿命化型コスト算出の考え方に加え、施設ごとの方針等\*を踏まえ、除却（解体や譲渡等）する建物は建替えしない等の条件を設定した上で、建物における長寿命化型の算出を行っています。

※施設ごとの個別の方針については、建物に係る個別施設計画・長寿命化計画を参照してください。

## （２）インフラ施設における考え方

インフラ施設は、長寿命化修繕計画が策定されている場合は、それぞれの長寿命化修繕計画で算出された結果に従います。

### 1) 道路（舗装）の費用算出

「角田市道路舗装長寿命化修繕計画」で検討された、「予防保全型」のシナリオによる費用算出結果を適用します。

本個別施設計画における「予防保全型」では、舗装の補修工法が「全層打換え（路上路盤再生工法）→クラックシール→切削オーバーレイ→クラックシール→切削オーバーレイ→全層打換え（路上路盤再生工法）」の手順となります。

### 2) 橋梁の費用算出

「角田市橋梁長寿命化修繕計画」により検討された「予防保全型」のシナリオ算出結果を適用します。

本個別施設計画における「予防保全型」では、橋梁の損傷が顕在化する前の軽微なうちに計画的に行う橋梁の修繕を実施するため工事が小規模となり、工事期間が短く低コストとなります。

### 3) 上水道施設の費用算出

#### <建物>

建物部分については、公共建築物における長寿命化等対策を実施する場合と同じ考え方で算出します。

#### <管路>

管路については、水道ビジョンの計画期間においては、水道ビジョンで検討した建設改良費を計上しています。

水道ビジョンの計画期間後は、耐用年数で更新する場合の算出方法の考え方に準じますが、不具合が軽微なうちに適宜修繕を実施しつつ、更新期間を60年に長寿命化するものとして算出しています。その上で、管路の解体撤去を踏まえた経費を計上します。

#### 4) 下水道施設の費用算出

##### <建物>

建物部分については、公共建築物における長寿命化等対策を実施する場合と同じ考え方で算出します。

##### <管路>

管路については、耐用年数で更新する場合の算出方法の考え方に準じますが、不具合が軽微なうちに適宜修繕を実施しつつ、更新期間を60年に長寿命化するものとして算出しています。その上で、本計画の計画期間内においてはあまりに突出した事業費が計上されないよう、平準化を実施しています。

##### <中継ポンプ>

中継ポンプにおいては、耐用年数で単純更新する場合と同じ考え方で計上します。

#### 4. 公共施設等に対する投資的経費の見通し及び中長期的な経費の見込み

##### (1) 公共建築物における過去の施設関連経費

本市の公共建築物の維持・更新等施設関連経費は、過去の歳出実績によると1年間当たり約11.8億円となっています。

表 3.4.1 公共建築物における過去の施設関連経費の内訳 (千円)

費用内訳	年度	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	小計	年平均
工事費・修繕費・原材料費		52,665	95,745	133,253	82,572	290,630	654,866	130,973
管理保守等委託料		96,552	108,608	112,864	115,871	164,216	598,110	119,622
指定管理料・ 施設運営事業等委託料		326,662	320,265	325,186	321,057	291,498	1,584,668	316,934
光熱水費		124,499	136,934	140,186	127,564	113,597	642,781	128,556
その他維持保全費		15,986	16,416	17,327	17,747	11,264	78,740	15,748
その他事業運営費		505,976	433,405	398,526	391,918	615,905	2,345,730	469,146
合計		1,122,340	1,111,373	1,127,342	1,056,729	1,487,111	5,904,896	1,180,979

資料：公共施設マネジメントシステムによる情報収集結果

公共建築物における投資的経費（充当可能財源）としては、個別施設計画における検討結果との整合性を踏まえ、維持管理費等を含めた将来コストの算出結果との対比となるよう、上記施設関連経費を適用することとします。

## (2) 公共施設等の投資的経費の状況

公共建築物及びインフラ施設に係る投資的経費は、令和2年度は約 21.5 億円となっています。また、平成 28 年度から令和 2 年度までの平均は約 24.1 億円となっています。

この 24.1 億円を将来の公共施設等の更新や修繕に必要な経費の見込み額（充当可能財源）として設定し、後述する公共施設等の更新に係る費用の算出結果と比較することとします。

次に、本市における平成 28 年度から令和 2 年度までの投資的経費の推移を示します。

表 3.4.2 公共施設等に対する投資的経費の推移 (百万円)

施設種別	年度	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	小計	平均額
公共建築物		1,122.3	1,111.4	1,127.3	1,056.7	1,487.1	5,904.9	1,181.0
道路		343.3	480.0	385.7	130.9	159.5	1,499.4	299.9
橋梁		305.7	187.6	149.3	244.4	84.9	971.9	194.4
上水道施設		328.5	284.2	336.9	251.5	185.1	1,386.3	277.3
下水道施設	公共下水道	1,165.5	330.4	339.2	223.4	230.2	2,288.6	457.7
	農業集落排水施設	0.0	0.0	0.3	1.9	11.1	13.3	2.7
合計		3,265.3	2,393.7	2,338.8	1,908.7	2,157.9	12,064.4	2,412.9

資料：角田市決算書より

※公共建築物には、投資的経費に加え、公共建築物にかかる維持保全費等を含む

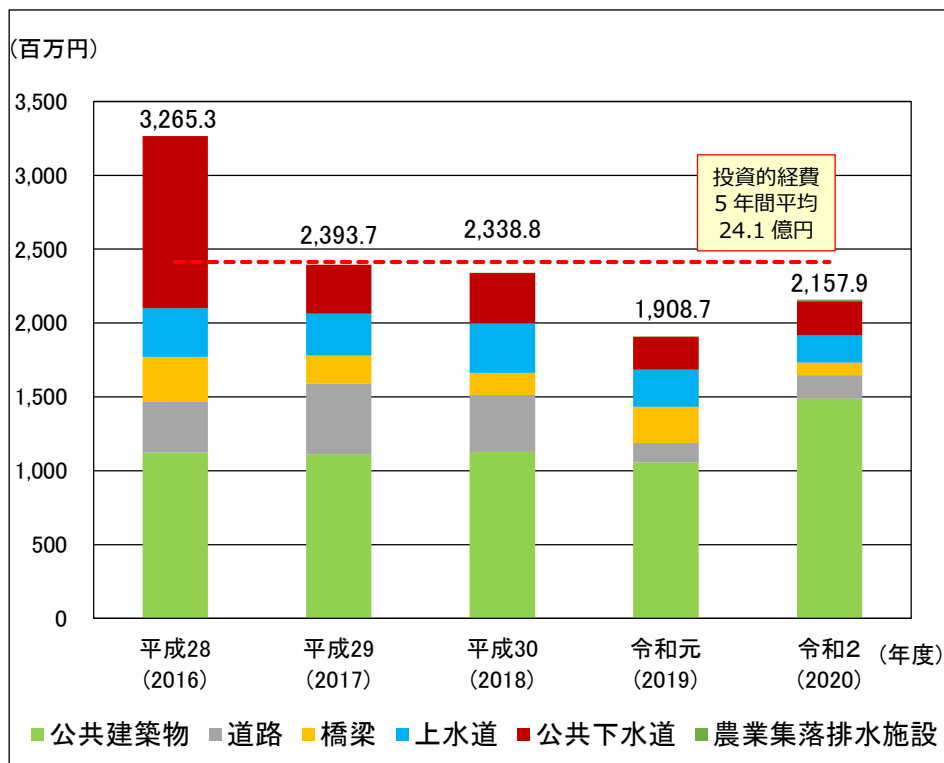


図 3.4.1 投資的経費の推移

資料：角田市決算書より

### (3) 公共施設等の中長期的な経費の見込み（耐用年数で単純更新する場合）

公共建築物およびインフラ施設について算出した結果を合わせた、全ての公共施設等における今後 40 年間の更新等にかかる費用の見通し額を「耐用年数で単純更新する場合」の条件で算出しました。

- ◆ 全ての公共施設等に対する充当可能財源：年間約 24.1 億円  
（過去 5 年間における投資的経費の平均額。事務費・解体撤去費等を除く）
- ◆ 40 年間の更新等算出額：約 1,597.2 億円
- ◆ 年間更新等算出額：約 39.9 億円（充当可能財源の約 1.7 倍）
- ◆ 年間不足額：39.9 億円 - 24.1 億円 = 約 15.8 億円不足

表 3.4.3 今後の維持更新コスト（耐用年数で単純更新する場合）（億円）

項目	当初 10 年間 (R5~R14)	11~20 年目 (R15~R24)	21~30 年目 (R25~R34)	31~40 年目 (R35~R44)	合計	年平均
公共建築物	263.0	216.7	139.4	118.6	737.7	18.4
道路	4.8	40.7	54.1	17.4	117.0	2.9
橋梁	24.3	24.3	24.3	24.3	97.2	2.4
上水道施設	128.9	139.0	65.8	72.3	405.9	10.1
下水道施設	96.4	35.6	82.7	24.7	239.3	6.0
合計	517.3	456.3	366.3	257.2	1,597.2	39.9

※端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。

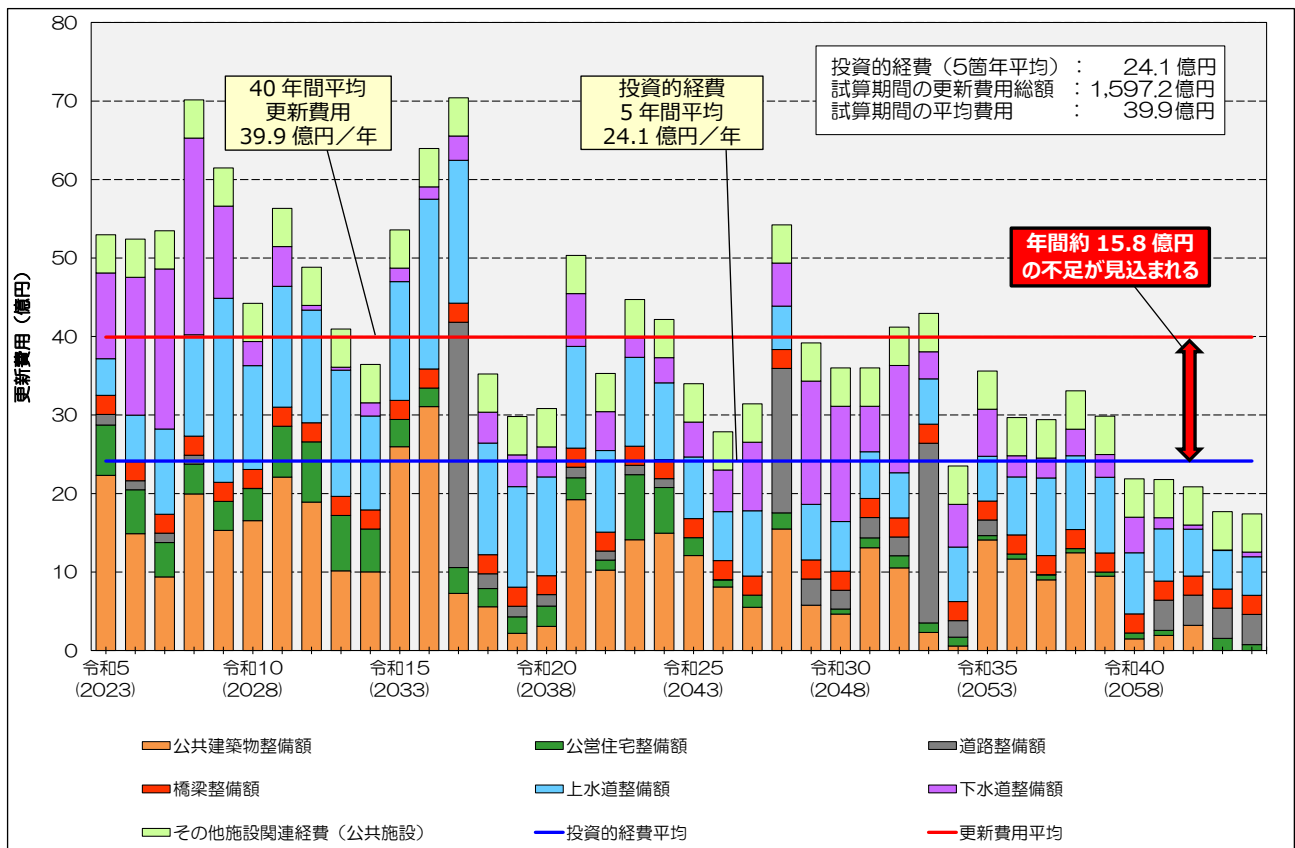


図 3.4.2 今後の維持・更新コスト（耐用年数で単純更新する場合）

(4) 公共施設等の中長期的な経費の見込み（長寿命化等対策を実施する場合）

公共建築物およびインフラ施設について算出した結果を合わせた、公共施設等における今後 40 年間の更新等にかかる費用の見通し額を「長寿命化等対策を実施する場合」の条件で算出しました。

- ◆ 全ての公共施設等に対する充当可能財源：年間約 24.1 億円  
(過去 5 年間における投資的経費の平均額。事務費・解体撤去費等を除く)
- ◆ 40 年間の更新等算出額：約 1,219.1 億円
- ◆ 年間更新等算出額：約 30.5 億円 (充当可能財源の約 1.3 倍)
- ◆ 年間不足額：30.5 億円 - 24.1 億円 = 約 6.4 億円不足

表 3.4.4 今後の維持更新コスト（長寿命化等対策を実施する場合）（億円）

項目	当初 10 年間 (R5~R14)	11~20 年目 (R15~R24)	21~30 年目 (R25~R34)	31~40 年目 (R35~R44)	合計	年平均
公共建築物	165.0	122.5	127.6	128.7	543.8	13.6
道路	14.5	1.5	66.4	18.5	100.9	2.5
橋梁	18.1	15.9	8.5	17.7	60.1	1.5
上水道施設	34.6	35.9	106.0	122.5	299.0	7.5
下水道施設	27.9	60.4	40.8	86.3	215.3	5.4
合計	260.1	236.2	349.3	373.6	1,219.1	30.5

※端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。

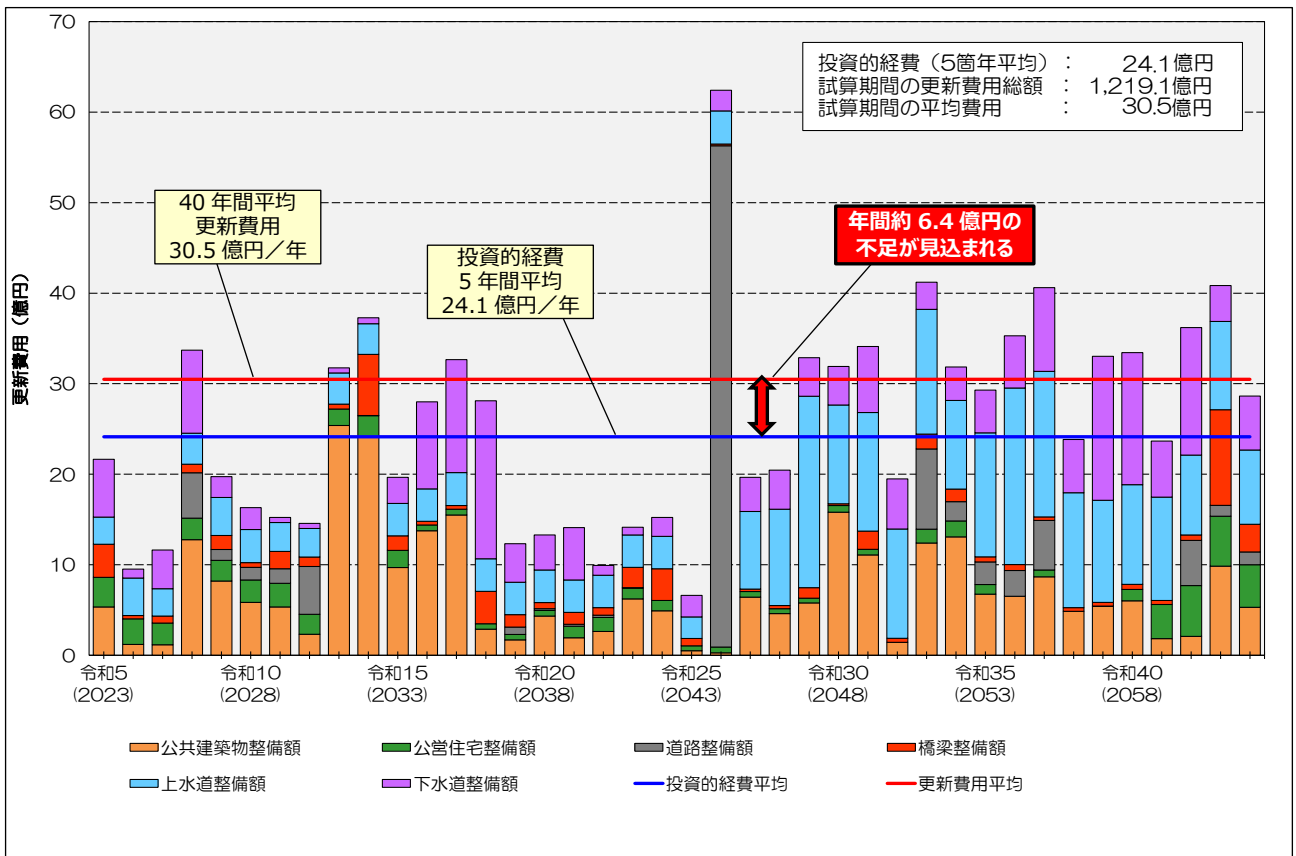


図 3.4.3 今後の維持・更新コスト（長寿命化等対策を実施する場合）



## 5. 長寿命化等の対策による将来コストの削減効果

下記は、耐用年数で単純更新する場合と長寿命化等の対策を行う場合で算出した将来コストを比較した結果です。

表 3.5.1 長寿命化等の対策を実施する場合による経費の縮減効果 (億円)

① 耐用年数で単純更新する場合の中長期的な経費の見込み						
項目	当初10年間 (R5~R14)	11~20年目 (R15~R24)	21~30年目 (R25~R34)	31~40年目 (R35~R44)	合計	年平均
公共建築物(建物)	263.0	216.7	139.4	118.6	737.7	18.4
道路	4.8	40.7	54.1	17.4	117.0	2.9
橋梁	24.3	24.3	24.3	24.3	97.2	2.4
上水道施設	128.9	139.0	65.8	72.3	405.9	10.1
下水道施設	96.4	35.6	82.7	24.7	239.3	6.0
合計	517.3	456.3	366.3	257.2	1,597.2	39.9

② 長寿命化等の対策を実施する場合の経費の見込み						
項目	当初10年間 (R5~R14)	11~20年目 (R15~R24)	21~30年目 (R25~R34)	31~40年目 (R35~R44)	合計	年平均
公共建築物(建物)	165.0	122.5	127.6	128.7	543.8	13.6
道路	14.5	1.5	66.4	18.5	100.9	2.5
橋梁	18.1	15.9	8.5	17.7	60.1	1.5
上水道施設	34.6	35.9	106.0	122.5	299.0	7.5
下水道施設	27.9	60.4	40.8	86.3	215.3	5.4
合計	260.1	236.2	349.3	373.6	1,219.1	30.5

③ 長寿命化等の対策を実施する場合の縮減額 (= ② - ①)						
項目	当初10年間 (R5~R14)	11~20年目 (R15~R24)	21~30年目 (R25~R34)	31~40年目 (R35~R44)	合計	年平均
公共建築物(建物)	▲ 98.0	▲ 94.2	▲ 11.8	10.1	▲ 193.9	▲ 4.8
道路	9.7	▲ 39.2	12.3	1.1	▲ 16.1	▲ 0.4
橋梁	▲ 6.2	▲ 8.4	▲ 15.8	▲ 6.6	▲ 37.1	▲ 0.9
上水道施設	▲ 94.3	▲ 103.1	40.2	50.2	▲ 106.9	▲ 2.6
下水道施設	▲ 68.5	24.8	▲ 41.9	61.6	▲ 24.0	▲ 0.6
合計	▲ 257.2	▲ 220.1	▲ 17.0	116.4	▲ 378.1	▲ 9.4

※端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。

長寿命化等の対策を実施する場合、今後 40 年間の中長期的な費用の総額では約 378.1 億円、年間で約 9.4 億円の縮減効果が得られるものと見込まれます。

今後は随時、更新時期を迎える施設の運営方針について検討した上で、施設総量(延床面積)の縮減に取り組む必要があるといえます。

### 1. 基本的な取り組み方針

本市は、公共施設等における安全面の低下や老朽化施設の増加、人口減少や少子高齢化など社会経済情勢等の変化や市民ニーズの多様化など、様々な問題に直面しています。

これらの現状や課題を受け、本市における公共施設等を適切に管理・運営していくために、3つの基本方針を掲げます。

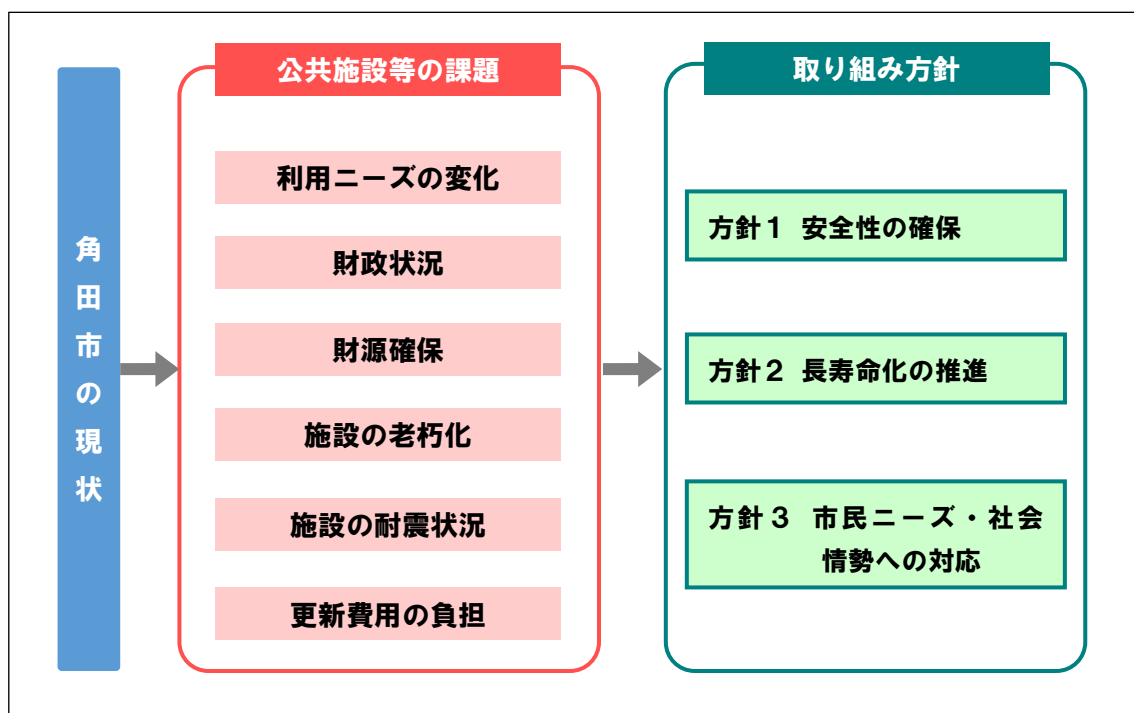


図 4.1.1 課題と方針の対応イメージ

#### 方針1 安全性の確保

安心・安全に公共施設等を利用して頂くために、適切な維持・保全を進めます。

#### 方針2 長寿命化の推進

これまでの事後保全型の維持管理手法を見直し、財政負担の軽減を目的として計画的な予防保全の手法を取り入れ、施設や機能の長寿命化に努めます。

#### 方針3 市民ニーズ・社会情勢への対応

人口構成の変化及び地区の特性に応じた公共施設等となるために、市民とともにニーズや社会情勢に対応した施設の運営や利用促進を進めます。

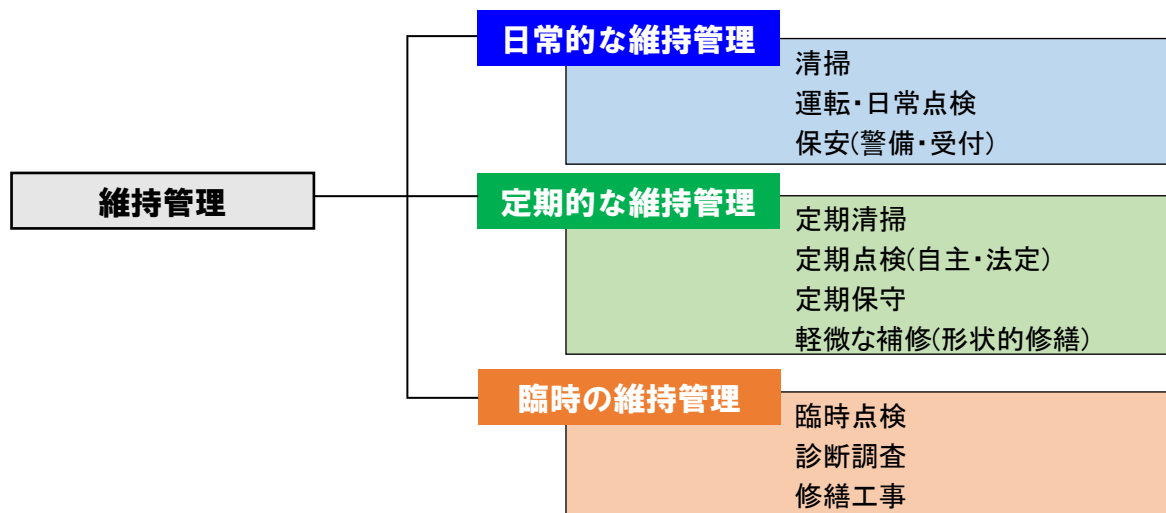
## 2. 具体的な取り組み方針

### 方針1 安全性の確保

#### ① 点検・診断の実施方針

- (ア) 現状で実施している定期点検を引き続き適切に実施します。
- (イ) 点検・診断等の実施結果を蓄積し、以後の点検・診断等に反映していく「メンテナンスサイクル」を構築します。
- (ウ) 施設管理者の日常点検や施設利用者からの情報提供等により、施設や設備に危険性が認められた場合は、使用制限や通行規制、応急処置又は修繕等の適切な措置を速やかに実施します。
- (エ) 施設保全の優先度を判断する場合は、劣化診断を実施し経年劣化状況及び外的負荷(天候・気候・使用特性)による性能低下や管理状況も把握した上で評価します。

#### 維持管理・点検のしくみ



分類	内容
日常点検	各施設で共通な点検項目を定め、各項目で目視、触診、聴診による点検を実施する。点検項目に関して、点検チェックシートを作成し、点検結果を残す他、施設内移動時にも点検箇所の状況を意識し行動する。
定期点検	<b>(自主定期点検)</b> 施設や設備の性能の状況を確認するために自主的に実施する点検であり、必要に応じて実施する。 <b>(法定点検)</b> 消防設備や機械設備等は、法令によって有資格者の点検が義務付けられており、該当施設等がある場合は、必ず法定点検を実施する。
臨時点検	施設や設備を使用する上で、危険が生じる恐れのある場合や、集中豪雨、台風、地震等の自然災害を受けた場合、安全確認のための点検を実施する。施設や設備の恒久的な使用に関しては、専門家の判断が必要である。

図 4.2.1 維持管理・点検の仕組み

## メンテナンスサイクル

施設の長寿命化を図り利用者の安全・安心を確保するために、点検⇒診断⇒措置⇒記録⇒（次の点検）といった業務を循環させる仕組みの事です。

点検・診断実施結果を蓄積し、それを循環させていくことで、メンテナンスサイクルが構築され、長寿命化計画等の内容を充実し予防的な保全を進めることができます。

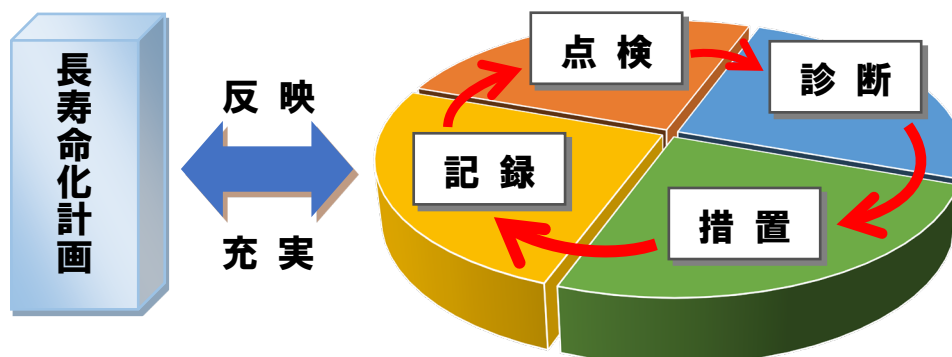


図 4.2.2 メンテナンスサイクルの概念図

### ② 維持管理・修繕・更新の実施

- (ア) 施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点で優先度をつけて、計画的に改修・更新します。
- (イ) 維持管理や修繕に関する情報を蓄積していくことで、維持管理上の課題を適時に把握するとともに長寿命化に役立てます。
- (ウ) 今後も維持していく公共施設等について、「個別施設計画」を策定または改定していくことを検討します。
- (エ) 今後、施設の管理運営にあたっては、PPP/PFIなどの手法により民間の資金や経営能力、技術能力の積極的な活用を検討します。
- (オ) 維持管理を行っていくための財源を確保するため、施設使用料の見直しを検討していきます。
- (カ) 常に新しい技術や「予防保全型」の考え方を積極的に取り入れ、維持管理・修繕・更新を合理的に進めます。

### ③ 安全確保の実施

- (ア) 点検・診断等で劣化・損傷等が認められた公共施設等については、すみやかに安全措置を講じます。
- (イ) 点検・診断等で重大な危険性が認められた上で、著しく維持していくことが難しいと判断され、今後も利用の見込みのない公共施設等については、早期に用途廃止を行い原則として除去（解体撤去）します。なお、除去までに期間を要する場合は、適切な方法で管理し第三者の安全確保に十分な配慮を講じます。

① 耐震化の実施

- (ア) 公共建築物は、平常時における機能のみならず、災害時の拠点施設や物資、人員の収容施設として重要な機能を併せ持っています。本市では、耐震診断が義務付けまたは耐震改修が必要な公共建築物について、全て耐震診断または耐震改修が完了していません。
- (イ) 耐震改修が義務付けられていない旧耐震基準の公共建築物においては、今後、防災上の重要な拠点施設となりうるか、多数の市民が利用する施設であるかどうかの視点から利用方針等を見直すことがあれば、耐震化の優先順位等を検討するとともに、計画的な耐震化の措置を講じる場合があります。
- (イ) 道路・橋梁・上水道・下水道をはじめとするインフラ施設についても、同様な措置を進めます。

② 長寿命化の実施

- (ア) 公共施設等の将来コストの算出結果から、財源が不足することが予想されるため、長寿命化等の対策による更新費用の縮減を図ります。
- (イ) 公共建築物の耐用年数を確認し、更新時期を把握します。
- (ウ) 点検・診断を定期的実施するとともに「予防保全」に取り組むことで、設備等の補修を進め、コストの縮減を図り長寿命化を実施します。
- (エ) 市民とともに、公共施設等を大切に取り扱っていくことで、少しでも長く利活用していきます。
- (オ) インフラ施設においても、各インフラ長寿命化計画に示された対策を進めます。

予防保全型の維持管理

損傷が発生してから対応する「事後保全型」ではなく、定期的な点検により早期に損傷を発見し、事故や大規模補修等に至る前の、軽微な段階で補修し、施設を長く使う維持管理方法です。  
 「予防保全型」の維持管理を行うことで、軽微な対処での維持となり、結果的にトータルコストを縮減することができます。

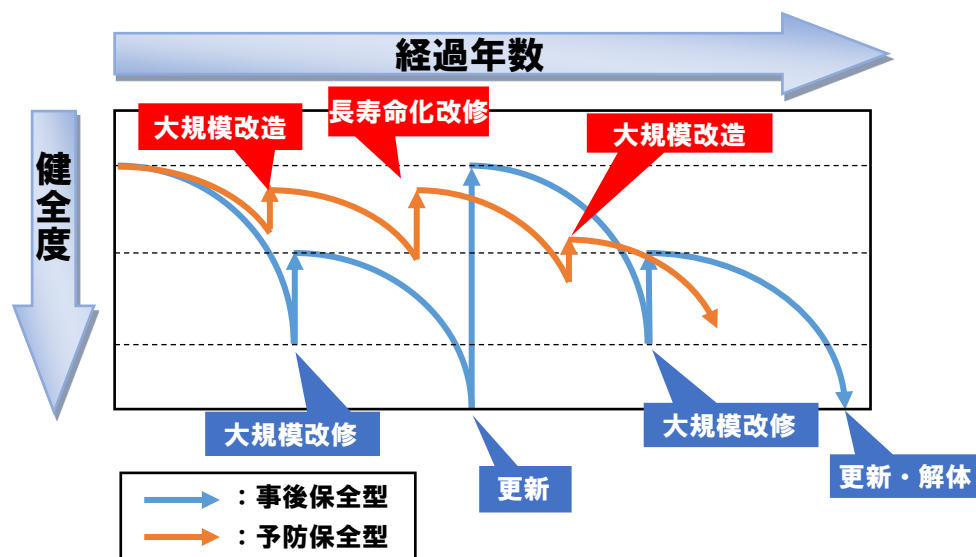


図 4.2.3 予防保全型と事後保全型の維持管理のイメージ

## ① 統合・廃止の推進

- (ア) 人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化に対応し、市民ニーズを踏まえた施設の再編を検討します。
- (イ) 施設ごとの利用者数や利用率・稼働率を把握し、ハード・ソフト両面から対策を検討し、利用されやすい施設への改善や収益向上に努めます。

## ② ユニバーサルデザイン化の推進方針

- (ア) 公共施設等の改修や更新等を行う際には、市民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、国籍等に関わらず、誰もが安全・安心で快適に利用できるようユニバーサルデザイン化の推進を検討することとします。

## ③ 脱炭素化の推進方針

- (ア) 脱炭素化は、ゼロカーボンシティ宣言及び角田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、公共施設の維持管理及び整備等に併せて、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロに向けて取り組みます。

## ④ 民間活力の活用

- (ア) 指定管理者制度やPPP/PFIなどの手法を用い、地域企業をはじめとする民間企業の活力を、施設整備や管理に導入する検討を行うこととします。

## ⑤ 地区特性を考慮した施設の維持

- (ア) 各地区における将来の人口構成の変化や既存施設の配置状況、老朽化を踏まえ、最適な施設利用のあり方を検討します。
- (イ) 地区のコミュニティ維持や市民ニーズを踏まえ、地区に必要な施設と隣接地区で代替が可能な施設について検討します。
- (ウ) 時代とともに変化する市民ニーズに柔軟に対応できるよう、定期的に施設の運営状況を把握するとともに、市民から寄せられた意見があれば、それを検証することで利用者の満足度向上につなげるよう努めます。
- (エ) 公共施設等の管理・運営等への市民の関心を高めるために、積極的な情報提供を行いながら、市民とともに施設管理・運営を実施していきます。
- (オ) 近接自治体との広域連携による施設運営について理解を深めていき、広域の観点から必要な公共施設等の保有量を検討します。

## 第5章 施設類型ごとの管理・運営に関する方針

### 1. 具体的な取り組みの考え方について

管理・運営に関する基本的な考え方に基づき、施設類型別の具体的な取り組みを次の実施方針のとおりに示します。

表 5.1.1 施設類型別の実施方針の記載内容

実施方針	公共建築物 公営住宅・公園を含む		インフラ施設		
			道路・橋梁・上水道・下水道	その他インフラ施設	
点検・診断	○		○	施設ごとにまとめて記載	
維持管理・修繕・更新	○		○		
安全確保	○		○		
耐震化	○		△		耐震化が必要な施設のみ記載
長寿命化	○		○		
統合・廃止	△	施設類型に関する項目のみ記載	△		統合・廃止に該当する施設のみ記載

○：記載あり、△：一部施設類型のみ記載あり

下記の個別施設計画（長寿命化計画）を策定している施設は、各方針が示されています。本計画では、該当する項目を抽出し記載しています。

表 5.1.2 公共建築物の個別施設計画

施設種別	個別施設計画名称	策定年月	主な記載内容
公営住宅	角田市公営住宅等長寿命化計画（改訂）	令和3年3月	公営住宅の現状、廃止・再編方針
学校施設	角田市学校施設個別施設計画（長寿命化計画）	令和3年3月	学校施設の現状、今後の更新等費用の見込み額、点検・維持管理方針、再編方針
公共建築物	角田市公共施設個別施設計画（長寿命化計画）	令和3年3月	公共建築物の現状、今後の更新等費用の見込み額、点検・維持管理方針
公園	角田市公園施設長寿命化計画	平成28年3月	維持・保全と長寿命化の方針

表 5.1.3 インフラ施設の個別施設計画

施設種別	個別施設計画名称	策定年月	主な記載内容
道路	角田市道路舗装長寿命化修繕計画	平成30年11月	舗装の現状、今後の更新等コストの見込み額、対策内容と実施時期
橋梁	角田市橋梁長寿命化修繕計画	令和4年3月	「事後保全」と「予防保全」の管理手法からライフサイクルコストを比較・検討
上水道施設	角田市水道ビジョン	令和4年3月 （更新）	水道の安定供給や安全面に対する管理体制、財政面を考慮した修繕・更新の計画
下水道施設	角田市下水道ストックマネジメント計画	令和4年7月 （更新）	維持管理の詳細、健全度判定による長寿命化の検討

## 2. 施設類型ごとの管理・運営に関する方針

### 公共建築物（1） 市民文化系施設

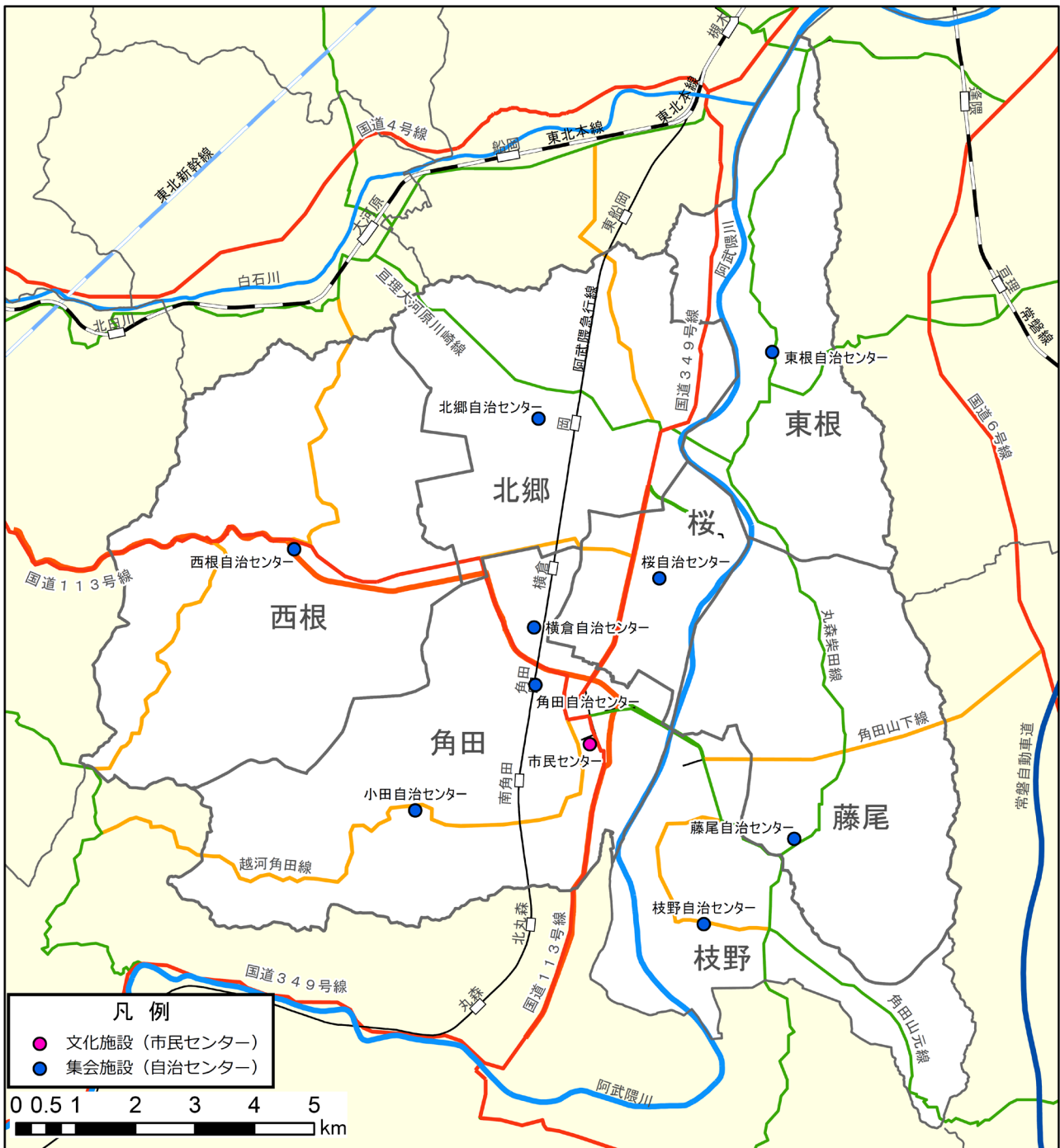


図 5.2.1 市民文化系施設の配置図

### 市民文化系施設の実態

市民文化系施設は10施設あります。そのうち、自治センターは9施設、文化施設に該当する市民センターは1施設となっています。自治センターは、各地区に配置されており、一般的な公民館として利用されています。



## ① 点検・診断等の実施方針

---

- (ア) 自治センターは、専門業者による定期的な設備の点検が行われていることから、引き続き適切に点検・診断等を実施します。
- (イ) 市民センターのホール棟は平成 27 年 4 月に更新しており施設は新しいため、今後も効率的に施設を点検・診断するために、「メンテナンスサイクル」を構築します。
- (ウ) 各自治センターは、築年数 40 年を超えている施設も多く設備の老朽化が見られることから、日常点検による状態把握に努め、劣化状況調査結果を踏まえた修繕を実施します。

## ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

---

- (ア) 自治センターにおいては、現在必要となっている修繕内容を踏まえ、公共施設個別施設計画に基づいた計画的な修繕・改修を実施します。市民センターについても、公共施設個別施設計画の取り組み方針に準じた維持管理・修繕を進めていきます。

## ③ 安全確保の実施方針

---

- (ア) 市民センターは、災害時の防災拠点となっていることから、優先的に安全確保策を講じます。
- (イ) 自治センターは、利用者が多い施設であることから、点検・診断等の結果に基づき、危険度が高いと認められた不具合箇所については、速やかに安全確保に努めます。

## ④ 耐震化の実施方針

---

- (ア) 市民センター及び自治センターは、全ての旧耐震基準の建物において耐震診断実施済みです。また、耐震改修が必要な建物は全て改修済みです。

## ⑤ 長寿命化の実施方針

---

- (ア) 建物や設備の耐用年数の到来時期を把握した上で、今後維持していく施設に関しては「公共施設個別施設計画」に基づき改修や修繕等を実施します。
- (イ) 点検・診断等で把握した建物劣化状態については、専門業者の助言に基づき効果的かつ効率的な修繕手法を積極的に導入し、建物や設備の長寿命化を図ります。
- (ウ) ライフサイクルコストが低く抑えられる場合は、現状の「事後保全型」から「予防保全型」の維持管理手法へ移行します。

## ⑥ 統合・廃止の実施方針

---

- (ア) 一部の自治センターは老朽化等に伴う理由で、既存施設の活用を踏まえて、北郷自治センターは旧北郷児童センターへ、桜自治センターは旧桜児童センターへ令和 3 年度に、角田自治センターは旧角田駅コミュニティプラザへ令和 4 年度に機能移転しています。

## ⑦ 管理・運営体制の実施方針

---

- (ア) 自治センター及び市民センターは、今後も市民の利便性を向上させるとともに、災害時の防災拠点としての機能維持に努めます。

## 公共建築物（2） 社会教育系施設

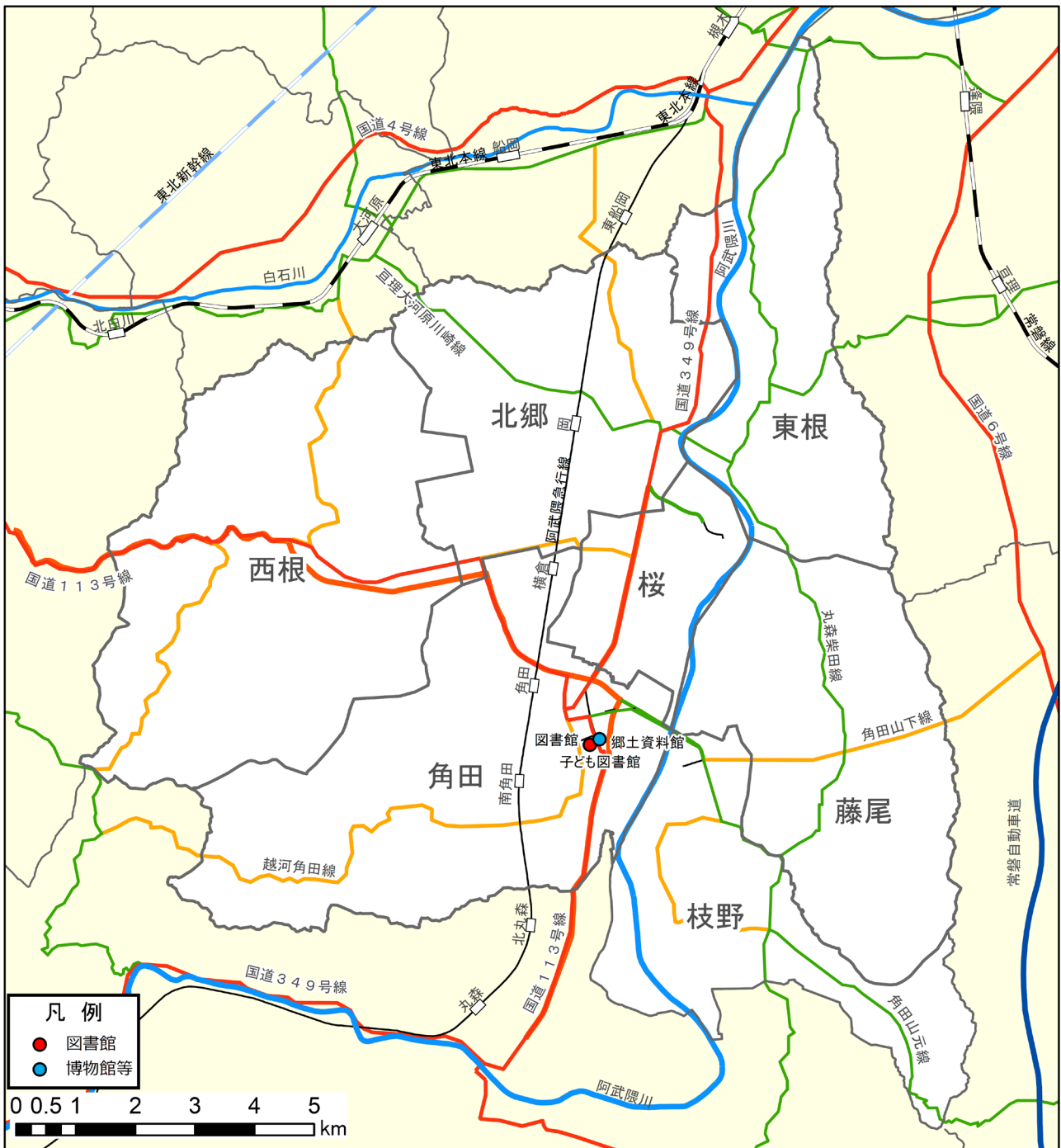


図 5.2.2 社会教育系施設の配置図

### 社会教育系施設の実態

社会教育系施設は、図書館と子ども図書館、郷土資料館の3施設があります。なお、図書館は市民センター研修棟内に入居しています。それぞれ、角田地区に立地しています。

郷土資料館は、市指定文化財である邸宅や蔵を整備した施設となっています。また、子ども図書館は平成23年度に開館しており、親子や児童による利用が多くみられる施設となっています。

### ① 点検・診断等の実施方針

---

- (ア) 郷土資料館は、歴史的価値のあるものとして後世に残していく施設であることから、日常的な点検に加え、各種調査・診断等の実施についても取り組みます。
- (イ) 子ども図書館は、引き続き設備点検を定期的に行い、点検情報を蓄積し今後の点検・診断等へ反映させるために、「メンテナンスサイクル」を構築します。
- (ウ) 図書館は、市民センターと一体的に点検・診断等を実施していきます。

### ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

---

- (ア) 郷土資料館は、度重なる災害に対処するため、計画的な修繕・維持管理の実施を検討します。
- (イ) 子ども図書館においても、「予防保全型」の維持管理を実践し全般的に経費を削減します。
- (ウ) 図書館は、市民センターと一体的な維持管理や修繕を実施していきます。

### ③ 安全確保の実施方針

---

- (ア) 郷土資料館は、点検・診断の結果を踏まえ、危険度の高い箇所、必要性の高い箇所を計画的に修繕・改修します。
- (イ) 子ども図書館は主に幼児・児童等が利用するため、優先して安全確保に取り組みます。

### ④ 耐震化の実施方針

---

- (ア) 郷土資料館は、東日本大震災による被災に伴い平成 24 年度に大規模改修を実施していますが、その後も度重なる地震で被害を受けています。歴史的に重要な施設でもあることから、耐震性の確保を検討します。

### ⑤ 長寿命化の実施方針

---

- (ア) 郷土資料館は、地震被害に対する修繕等方針を踏まえた上で、文化財としての価値を損なわないよう専門家の助言に基づき耐震面も考慮した修繕等を実施するとともに、予防保全の実施を検討していきます。
- (イ) 子ども図書館は、幼い利用者にも施設を大切に使うことを指導するとともに、予防保全に取り組んでいくように努めます。
- (ウ) 図書館は市民センターと一体的な予防保全に取り組み、建物や設備の長寿命化に努めます。

### ⑥ 統合・廃止の実施方針

---

- (ア) 社会教育系施設における統合・廃止は検討していません。当面は現有施設を維持します。

### ⑦ 管理・運営体制の実施方針

---

- (ア) 郷土資料館は、貴重な本市の歴史的財産であることから、保存・活用を踏まえた維持管理に努めます。
- (イ) 子ども図書館は、子どもが本との「出会い」「ふれあい」「学び」を通して楽しく利用できるような運営に取り組みます。
- (ウ) 図書館では、膨大な蔵書の整理や修繕作業を行うとともに、レファレンスサービス（図書館の資料を使い、利用者の調べものをサポートするサービス）により利用者ニーズに応えられるよう努めていきます。また、市民における生涯学習の場としてのサービスを充実させていきます。

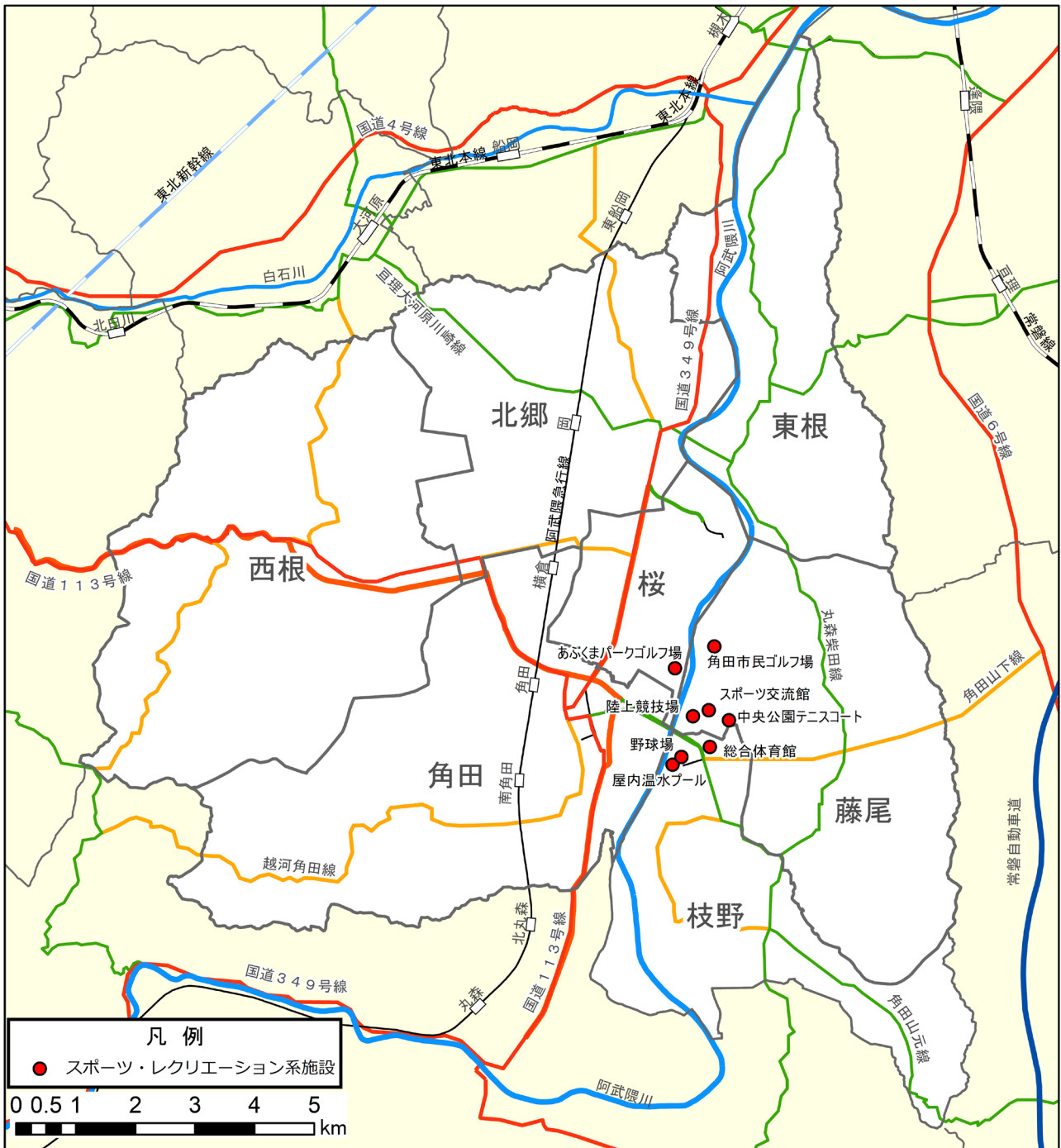


図 5.2.3 スポーツ・レクリエーション系施設の配置図

### スポーツ・レクリエーション系施設の実態

スポーツ・レクリエーション系施設は8施設あり、多くの施設が阿武隈川に架かる角田橋周辺に立地しています。

スポーツ施設は規模が大きいものが多く、施設の大きさゆえに管理運営コストが高額となっていることが課題となっています。屋内温水プールは、通年利用が可能なことから、利用者の多い施設となっています。また、多くの建物で老朽化が進行しつつあるため、今後は修繕等のコストが増大することが見込まれます。

なお、どの施設も各種大会等を開催するなど、市内外からの多くの利用者がいます。

## ① 点検・診断等の実施方針

---

- (ア) スポーツ・レクリエーション系施設は、特殊な設備を保有する施設が多いことから、専門業者によって定期的な点検・診断が実施されています。そのため、今後も継続して点検・診断を実施します。
- (イ) 点検・診断等の実施結果を蓄積し、「メンテナンスサイクル」の構築に取り組みます。

## ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

---

- (ア) スポーツ・レクリエーション系施設は、施設規模が大きく設備も特殊なため、維持管理・更新費用も高くなります。そこで、中長期的な修繕計画として策定された公共施設個別施設計画に基づき、計画的な維持管理や修繕を実施します。

## ③ 安全確保の実施方針

---

- (ア) 点検・診断等によって損傷・故障が確認された施設について、安全な使用に支障があると判断された場合は、利用者の安全確保に努めます。
- (イ) 災害時に避難所となる総合体育館や、年間利用者数が延べ7万から8万人前後にも及ぶ屋内温水プールは、スポーツ・レクリエーション系施設の中でもとりわけ利用者に対する安全確保の重要度が高い施設に位置付け、施設の修繕・改修を優先して実施します。

## ④ 耐震化の実施方針

---

- (ア) スポーツ・レクリエーション系施設は、全ての施設で耐震性を確保しています。

## ⑤ 長寿命化の実施方針

---

- (ア) スポーツ・レクリエーション系施設は多くが建築後30年を超えていることから、適切な長寿命化の方法を検討します。
- (イ) 更新時における設備機器の選定時には、性能・機能基準による専門業者からの技術的な助言を取入れます。

## ⑥ 統合・廃止の実施方針

---

- (ア) 本市では、スポーツ・レクリエーション系施設における市民ニーズや施設利用状況を踏まえて、各施設を一体的に管理運営しています。

## ⑦ 管理・運営体制の実施方針

---

- (ア) 指定管理者制度による民間活力を活かした運営を実施しており、効果を見定めながら今後も継続していきます。

公共建築物（４） 産業系施設

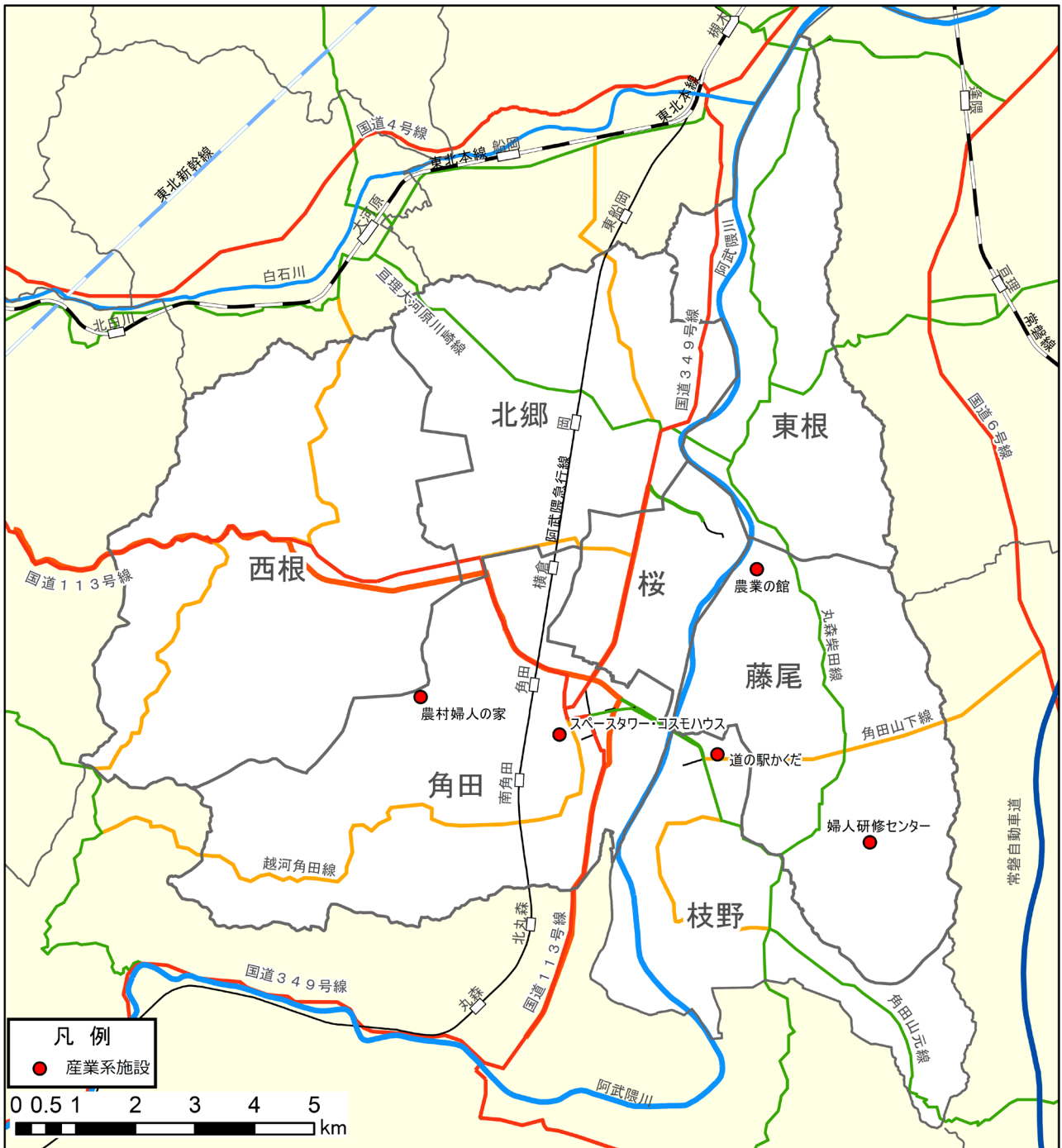


図 5.2.4 産業系施設の配置図

産業系施設の実態

産業系施設は5施設あり、市内に点在しています。主に、農業や観光に係る拠点的な役割を担っています。

## ① 点検・診断等の実施方針

---

- (ア) 指定管理者により日常点検も実施されていることから、今後も継続して点検・診断等を実施します。
- (イ) 点検・診断等の実施結果を蓄積し、「メンテナンスサイクル」を構築します。

## ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

---

- (ア) 産業系施設には老朽化に伴い修繕すべき建物もあることから、施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけ、計画的に修繕・改修を実施します。
- (イ) 利用者からの指摘等による不具合箇所については、早急な対応措置の体制をとります。
- (ウ) 公共施設個別施設計画に基づき、計画的に維持管理や修繕・更新を実施します。

## ③ 安全確保の実施方針

---

- (ア) 点検・診断等により損傷・故障が確認された施設について、安全な使用に支障があると判断された場合は、利用者の安全確保に努めます。

## ④ 耐震化の実施方針

---

- (ア) 全ての産業系施設は、耐震基準を確保しています。

## ⑤ 長寿命化の実施方針

---

- (ア) 比較的状态が良く修繕等にかかるコストが低く抑えられる施設においては「予防保全型」の維持管理手法を取り入れ、安全性を確保しつつ長寿命化を検討します。
- (イ) 性能状況や劣化状況の診断等による技術面の検討では、専門業者からの助言に基づき、新たな手法や効率化が図られる手法を積極的に導入します。

## ⑥ 統合・廃止の実施方針

---

- (ア) 現状の施設利用状況や今後の需要予測等を踏まえた上で、老朽化が激しい施設については、用途廃止も検討します。
- (イ) 婦人研修センターは、施設の機能・役割を整理した上で、必要な機能についてスポーツ交流館等への移転集約を検討するとともに、移転集約等による必要な代替サービスを確保した上で、当施設の廃止を検討します。

## ⑦ 管理・運営体制の実施方針

---

- (ア) 産業系施設の管理・運営の体制は、今後も指定管理者制度を継続します。
- (イ) 指定管理者制度による施設においても、収支とサービスのバランスを意識することで運営面の改善に取り組みます。
- (ウ) 施設ごとの規模や利用状況の差異に応じ、施設の集客や管理・運営方法について検討します。

## 公共建築物（５） 学校教育系施設

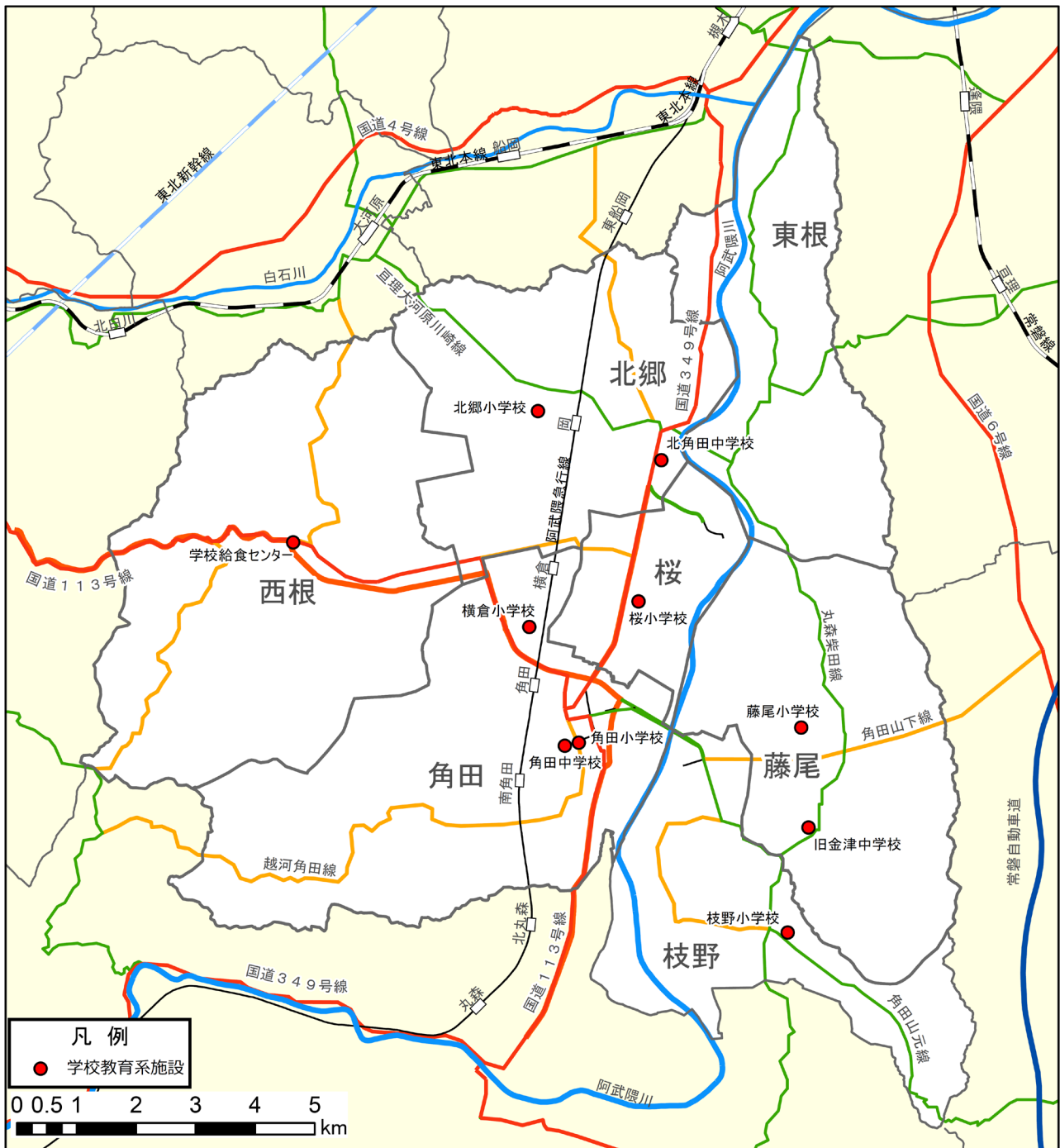


図 5.2.5 学校教育系施設の配置図

### 学校教育系施設の実態

学校教育系施設は 10 施設あり、うち小学校は 6 施設、中学校は 2 施設、学校給食センターが 1 施設、利用停止中の学校が 1 施設あります。

令和 4 年度において児童・生徒数が最も多い学校は、角田小学校の 534 人、角田中学校の 555 人であり、最も少ない学校は、枝野小学校の 48 人、北角田中学校の 214 人となっています。

平成 21 年度には西根中学校（西根地区）が北角田中学校に統合、平成 23 年度には小田小学校（角田地区）が角田小学校に統合されました。更に、令和 3 年度には東根小学校（東根地区）が桜小学校に統合、令和 4 年度には西根小学校（西根地区）が北郷小学校に、金津中学校（藤尾地区）が角田中学校に統合されました。また、令和 5 年度から枝野小学校（枝野地区）、と藤尾小学校（藤尾地区）を統合して金津小学校となります。



今後も児童・生徒数が減少することが想定されていることから、コスト面や学校教育系用途以外のニーズを考慮した施設の見直しが必要です。

### ① 点検・診断等の実施方針

---

- (ア) 地区のコミュニティの核となる施設であることに加え、災害時に避難所として機能することから、施設・設備等の適切な点検・診断を実施します。
- (イ) 専門業者による設備の点検、職員による日常点検を実施する体制を継続し、実施結果を蓄積し「メンテナンスサイクル」の構築に努めます。

### ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

---

- (ア) メンテナンスサイクルにおいては「予防保全型」による維持管理や修繕・更新等を実施し、全般的な経費の低減、合理化を検討します。
- (イ) 維持管理・修繕・更新については、安全面を最優先とした上で効率化を図るためにも学校施設個別施設計画に基づき実施します。

### ③ 安全確保の実施方針

---

- (ア) 児童・生徒の安全確保及び災害時の避難所としての機能を確保するため、点検・診断等の結果により緊急度の高い不具合箇所から対策を講じます。
- (イ) プール棟や倉庫等の小規模な建物は、日常点検を中心として安全確保に取り組みます。

### ④ 耐震化の実施方針

---

- (ア) 学校教育系施設は、耐震診断が義務付けられていないプール棟や倉庫等の小規模な建築物を除き、耐震性が確保されていることが確認されています。

### ⑤ 長寿命化の実施方針

---

- (ア) 「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」に従い策定された「学校施設個別施設計画」に基づき、施設ごとの具体的な長寿命化の対応方針を検討します。
- (イ) 設備機器の更新時には、専門業者から性能・機能基準について技術的な助言を受けます。
- (ウ) 主要な利用者である児童・生徒に対して、少しでも長く大切に利用されるように、施設の適切な使い方・扱い方を指導します。

### ⑥ 統合・廃止の実施方針

---

- (ア) 「角田市学校の適正規模等に関する基本構想（令和2年1月）」に基づき、学校施設の再編を進めます。
- (イ) 令和3年度に廃校となった旧金津中学校は令和4年度中に改修し、枝野小学校と藤尾小学校を統合して令和5年度に新たに開校する金津小学校として活用します。
- (ウ) 小・中学校の統合・廃止について検討が必要な場合は、児童・生徒、保護者及び地区住民等の意見交換の場を十分に確保するよう努めます。

### ⑦ 管理・運営体制の実施方針

---

- (ア) 更なる少子化などによるニーズの変化に合わせて、用途を変更した活用についても検討します。
- (イ) 小・中学校体育館の無料開放は、一部利用者負担（受益者負担）で実施している自治体もあることから、利用者ニーズ等を調査した上で運営方針を検討します。

公共建築物（6） 子育て支援施設

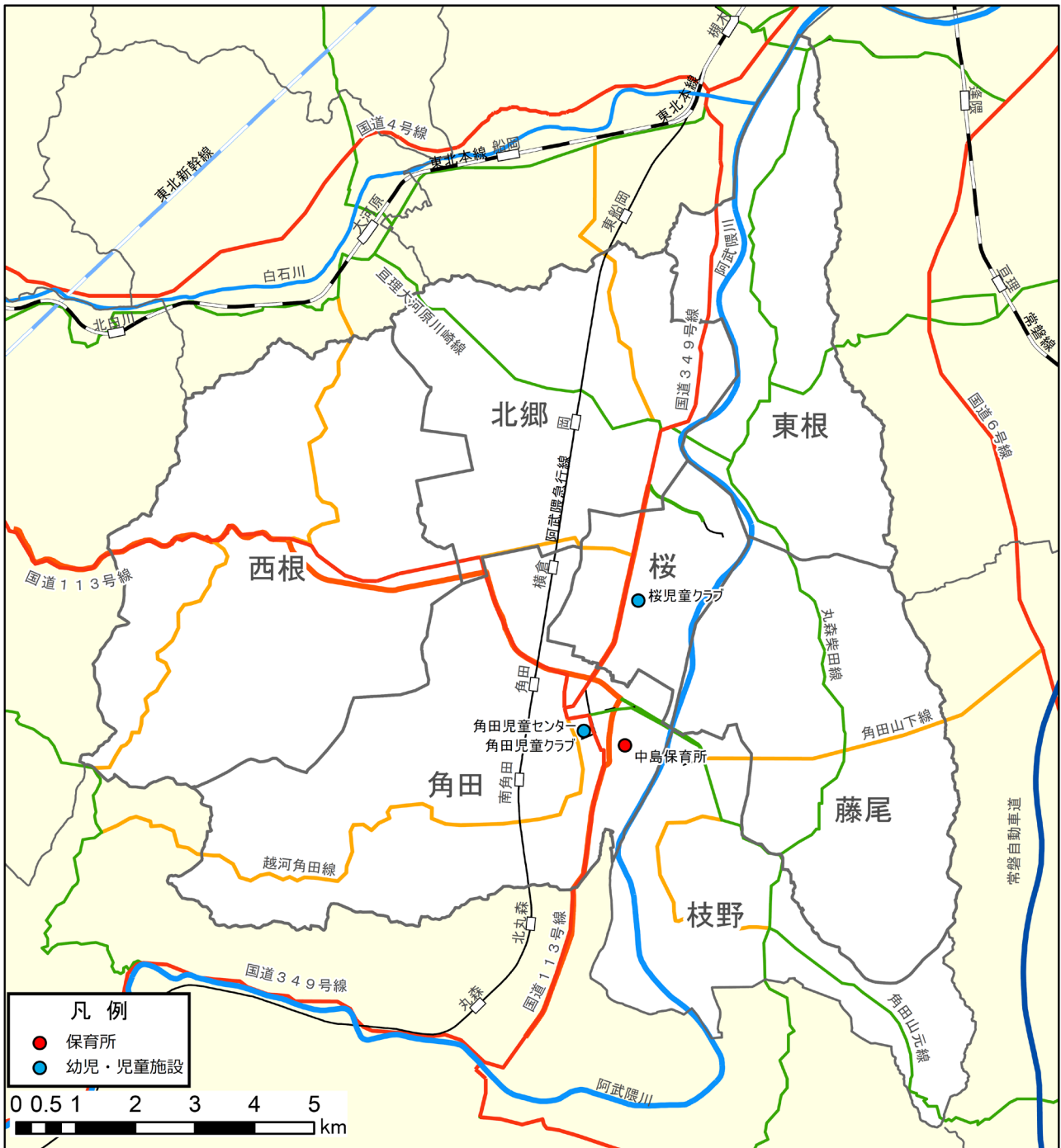


図 5.2.6 子育て支援施設の配置図

子育て支援施設の実態

子育て支援施設は4施設あり、うち保育所は1施設、幼児・児童施設は3施設となっています。市内の幼稚園は全て民間経営となっており、市営保育所としては唯一の中島保育所では概ね定員を満たしています。また、角田児童クラブは角田児童センター内に、桜児童クラブは桜小学校内に設置されています。

子育て支援施設は市街地に集中していますが、預かり時間の長い保育所に利用者が集中し、年齢によっては待機児童が発生しています。児童センターは、少子化の進行により利用者が減少すると見込まれています。

### ① 点検・診断等の実施方針

---

- (ア) 子育て支援施設では、設備点検や定期点検が行われていることから、引き続き適切に実施します。
- (イ) 効率的な施設の点検・診断等を進めていくために、点検実績を蓄積し「メンテナンスサイクル」を構築します。

### ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

---

- (ア) 子育て支援施設では、現在必要となっている修繕やメンテナンスサイクルを踏まえて策定した、公共施設個別施設計画に基づき、重要度の高いもの、危険度の高いものを計画的に修繕・更新します。
- (イ) メンテナンスサイクルの構築により維持管理を効率化するとともに、「予防保全型」の維持管理手法の導入によるライフサイクルコストの低減・合理化を検討します。

### ③ 安全確保の実施方針

---

- (ア) 多くの幼児・児童が利用する施設として、安全確保を徹底し、施設や設備に重大な損傷や故障が確認された場合は、速やかに使用停止の措置をとります。
- (イ) 基本的には公共施設個別施設計画に基づき、修繕・改修を実施しますが、緊急を要するものは速やかに修繕します。

### ④ 耐震化の実施方針

---

- (ア) 耐震診断が義務付けられている全ての子育て支援施設で、耐震性が確保されています。

### ⑤ 長寿命化の実施方針

---

- (ア) 幼児・児童が利用する施設として、長寿命化対策に際しては安全性の確保を最優先とし、計画を進めます。
- (イ) 子育て支援施設の長寿命化は、今後の需要や学校教育系施設のあり方と整合性を図りながら検討します。
- (ウ) 長寿命化に際し、専門業者から技術的な助言を受けます。
- (エ) 主要な利用者である幼児・児童に対して、少しでも長く大切に利用されるように、施設の適切な使い方・扱い方を指導します。

### ⑥ 統合・廃止の実施方針

---

- (ア) 社会情勢の変化を見据えながら、施設の必要量を検討し、施設の統合・拠点化による事業効率化、コスト縮減を検討します。
- (イ) 多様化する保育・教育ニーズに対応するため、民間の代替となる施設との協力体制を検討します。

### ⑦ 管理・運営体制の実施方針

---

- (ア) 子育て支援施設のうち中島保育所は、今後も直営で運営します。

公共建築物（7） 保健・福祉施設

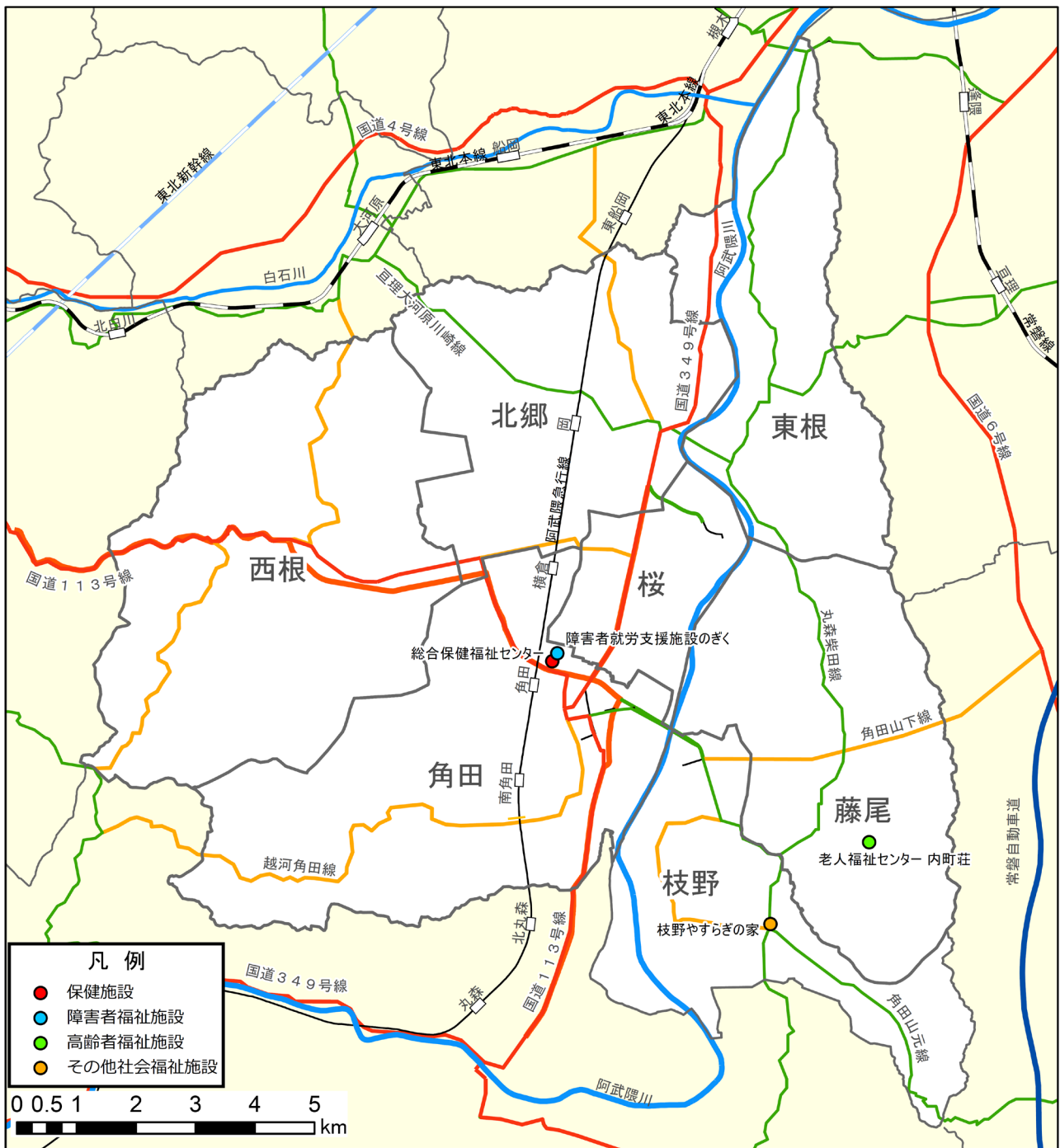


図 5.2.7 保健・福祉施設の配置図

保健・福祉施設の実態

保健・福祉施設は4施設あります。内訳は、保健施設、障害者福祉施設、高齢者福祉施設、その他社会福祉施設が1施設ずつとなっています。

総合保健福祉センターは年間利用者が4万人以上と比較的多いものの、延床面積が大きく管理・運営コストが高い状況にあります。

## ① 点検・診断等の実施方針

---

- (ア) 保健・福祉施設では、専門業者による定期的な点検・診断等が行われていることから、引き続き適切に実施します。
- (イ) 職員による日常点検を確実に実施できるような体制を検討します。

## ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

---

- (ア) 総合保健福祉センター、障害者就労支援施設のぎくでは、公共施設個別施設計画に基づき、計画的に修繕・更新を実施します。
- (イ) 老人福祉センター内町荘は当面の間は事後保全的な修繕で機能保全を図ります。

## ③ 安全確保の実施方針

---

- (ア) 点検・診断の結果を踏まえ、危険度の高い箇所、必要性の高い箇所から計画的に措置を講じます。

## ④ 耐震化の実施方針

---

- (ア) 老人福祉センター内町荘は旧耐震基準ですが、耐震診断の結果耐震性が確保されていることを確認しています。
- (イ) その他の保健・福祉施設は新耐震基準です。

## ⑤ 長寿命化の実施方針

---

- (ア) 設備や施設の耐用年数の到来時期を把握した上で、今後も維持していく施設に関しては、「予防保全型」の維持管理手法により、安全かつ計画的に長寿命化を進めます。
- (イ) 設備に関する耐用年数や性能基準等の技術面の情報に対して、専門業者から助言を受けるとともに日々の管理業務に取り入れ、施設の長寿命化を図ります。

## ⑥ 統合・廃止の実施方針

---

- (ア) 枝野やすらぎの家は利用者の減少が顕著であることから、令和5年4月1日に用途廃止することとしています。
- (イ) 老人福祉センター内町荘は、劣化が著しいため必要な機能・サービスを代替施設へ移転するとともに、施設の廃止・解体を検討します。

## ⑦ 管理・運営体制の実施方針

---

- (ア) 保健・福祉施設は、現状の管理・運営体制を継続し、稼働率・利用状況等を把握した上で、利用者のニーズに合わせた施設運営を目指します。

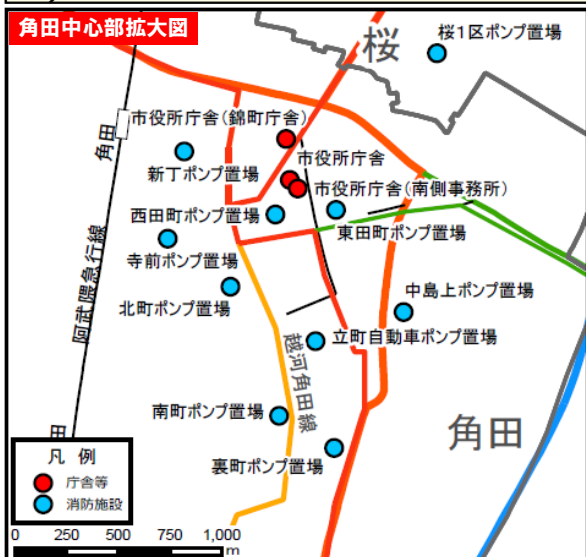
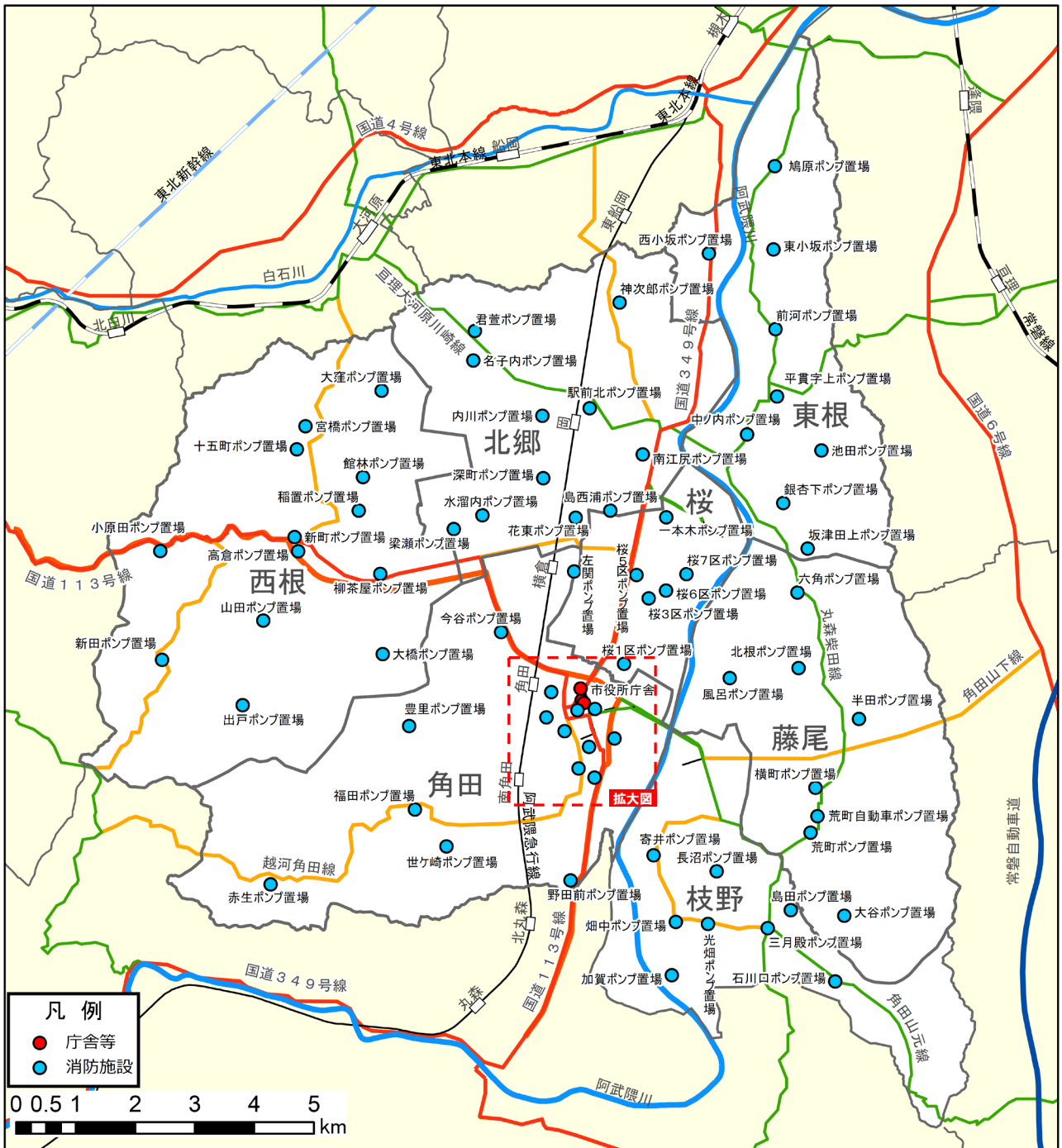


図 5.2.8 行政系施設の配置図

### 行政系施設の実態

行政系施設は 74 施設あり、うち庁舎等は 3 施設、消防施設は 71 施設となっています。

庁舎等は全体的に老朽化が進んでいる状態ですが、耐震性は確保されています。一方で、消防施設のポンプ置場は、生活の安全のために必要な施設であることから計画的に更新されています。

## ① 点検・診断等の実施方針

---

- (ア) 設備の定期的な点検を実施していますが、日常点検についても、実施に向けた体制を構築します。
- (イ) 消防施設では、非常時に備え消防団員による定期的な設備の点検や日常の点検が実施されており、今後も引き続き適切に実施していきます。

## ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

---

- (ア) 行政系施設では、「メンテナンスサイクル」が実現されていないことから、市全体の見本となるべくメンテナンスサイクルを構築し、修繕・改修の効率化を進め、維持管理業務の完全な実施体制を構築します。
- (イ) 庁舎等は計画的な更新を進めるためにも公共施設個別施設計画に基づき修繕・更新等を実施します。
- (ウ) 消防施設は、小規模ではあるものの施設数が多く、更新時期が重なり費用が大きくなることが想定されるため、費用を平準化するために更新時期をずらせるよう修繕や維持管理を実施します。

## ③ 安全確保の実施方針

---

- (ア) 市役所庁舎は、不特定多数の利用者が多いことから、点検・診断等の結果により、緊急度の高い不具合箇所へ安全対策を講じます。

## ④ 耐震化の実施方針

---

- (ア) 耐震診断が義務付けられている建物で耐震診断が未実施の建物はありません。また、耐震診断の結果、庁舎等は全ての建物で耐震性が確保されています。
- (イ) 災害時・非常時に必要となる消防施設（ポンプ置場）は、適正な施設数を検討することも考慮しつつ、今後も計画的にポンプ置場の更新を実施し耐震化を図っていきます。

## ⑤ 長寿命化の実施方針

---

- (ア) 庁舎等は災害時に重要拠点となることから、当面は施設の安全性を十分に確保しつつ、適切に建物の延命化を図ります。
- (イ) 消防施設（ポンプ置場）は耐用年数や性能基準を把握し、適切な維持管理手法を専門業者の助言のもと進めます。また、築浅の建物は、計画的な修繕を実施します。

## ⑥ 統合・廃止の実施方針

---

- (ア) 庁舎等は、当面は施設を維持する方針とするものの老朽化が著しいため、総合保健福祉センターとの役割分担や建て替え等の財源確保を踏まえ、公共施設個別施設計画の見直し時期を目的に建替えまたは改修等の時期を検討します。
- (イ) 消防施設（ポンプ置場）では、施設の老朽化に伴う更新時期に統廃合を検討します。

## ⑦ 管理・運営体制の実施方針

---

- (ア) 行政系施設の運営体制は、今後も直営とします。

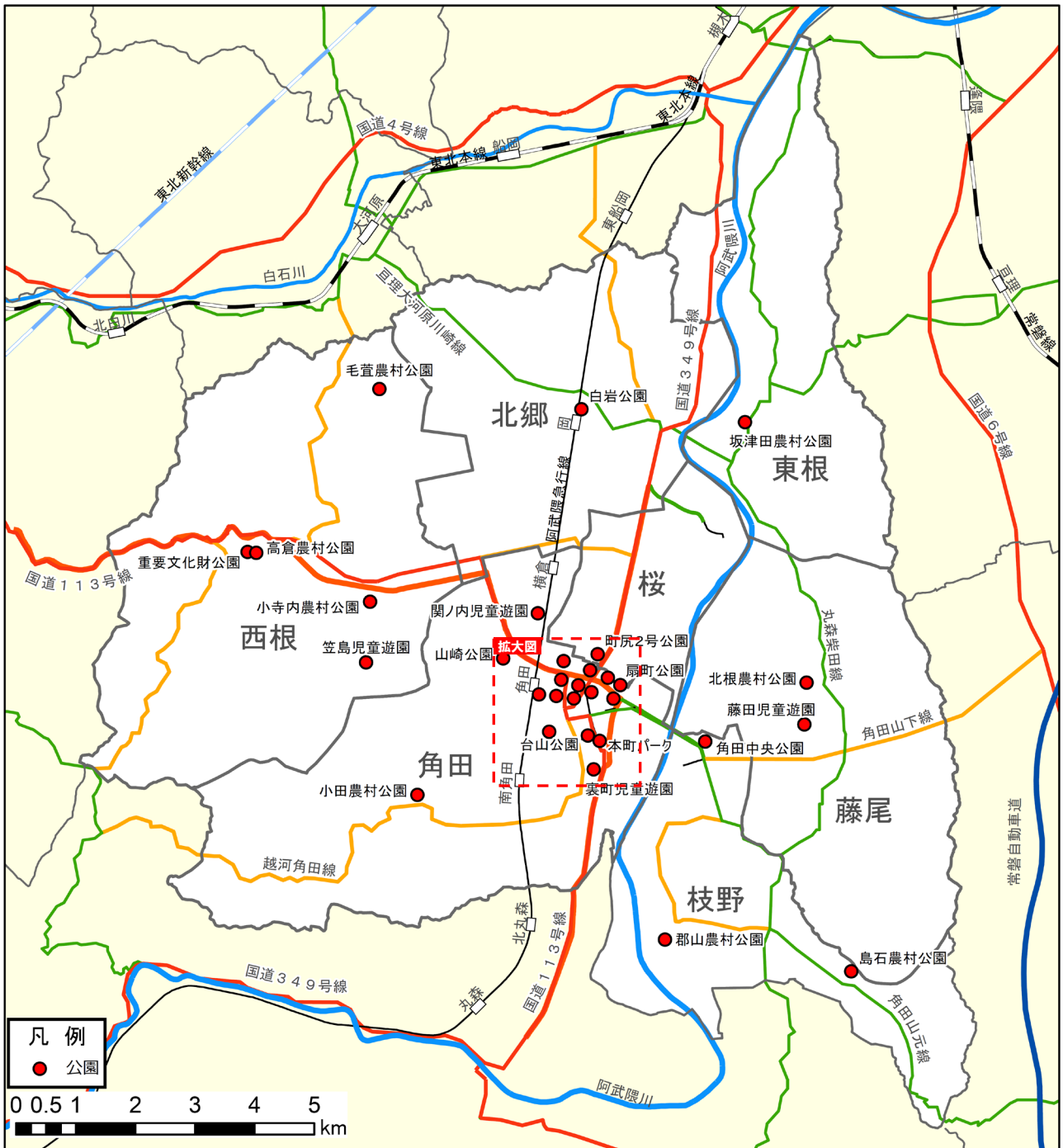


図 5.2.9 公園の配置図



### 公園の実態

公園（建物を擁する公園）は31施設あり、うち地区公園は1施設、運動公園は1施設、街区公園は15施設、重要文化財公園を含む農村公園等は9施設、広場は1施設、児童遊園は4施設となっています。地区公園、運動公園、街区公園の一部については、都市公園の個別施設計画として「角田市公園施設長寿命化計画」（平成28年3月）を策定しています。



## ① 点検・診断等の実施方針

---

- (ア) 公園内施設については、「都市公園内における遊具の安全確保に関する指針 改訂第 2 版」(平成 26 年 6 月)及び「公園施設の安全点検に係る指針(案)」(平成 27 年 4 月)に基づく計画的かつ適切な安全点検・診断を実施します。
- (イ) 重要文化財の建築物及び設備関連は、建築基準法又は関連法等で定められた期間ごとに点検を実施します。

## ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

---

- (ア) 「角田市公園施設長寿命化計画(平成 28 年 3 月)」に基づく保守・修繕を確実に実施することを基本としますが、日常点検において予測より劣化の進行が早いと判断される場合は、適宜修繕を実施するとともに計画の見直しを検討します。

## ③ 安全確保の実施方針

---

- (ア) 多くの幼児・児童が利用する施設として、安全確保の徹底のために日常点検や定期点検を実施していきます。また、施設や設備に重大な損傷や故障が確認された場合は速やかに使用停止の措置を講じるとともに、必要に応じて詳細な点検を行います。

## ④ 耐震化の実施方針

---

- (ア) 角田中央公園内の建物は、新耐震基準を満たしています。
- (イ) 重要文化財公園(旧佐藤家住宅)については、昭和 46 年に国指定有形文化財の指定を受けており、今後は耐震化についても検討していきます。

## ⑤ 長寿命化の実施方針

---

- (ア) 公園施設長寿命化計画で定められた「予防保全型」管理を実施する施設は、原則 5 年に 1 回健全度調査を実施するものとし、遊具及び他法令で定期点検が必要な建築物や設備については、定められた期間ごとに定期点検を実施し、その結果を健全度調査結果として活用します。

## ⑥ 統合・廃止の実施方針

---

- (ア) 当面は現有公園を維持していきますが、将来的には施設利用状況や公園周辺の人口動態、施設の老朽化状況を見据えながら、施設の存続・廃止を検討していきます。

## ⑦ 管理・運営体制の実施方針

---

- (ア) 台山公園及び角田中央公園は、引き続き指定管理者による運営とします。
- (イ) その他の公園も、「角田市公園施設長寿命化計画(平成 28 年 3 月)」に基づき適切に管理・運営します。

公共建築物 (10) その他施設

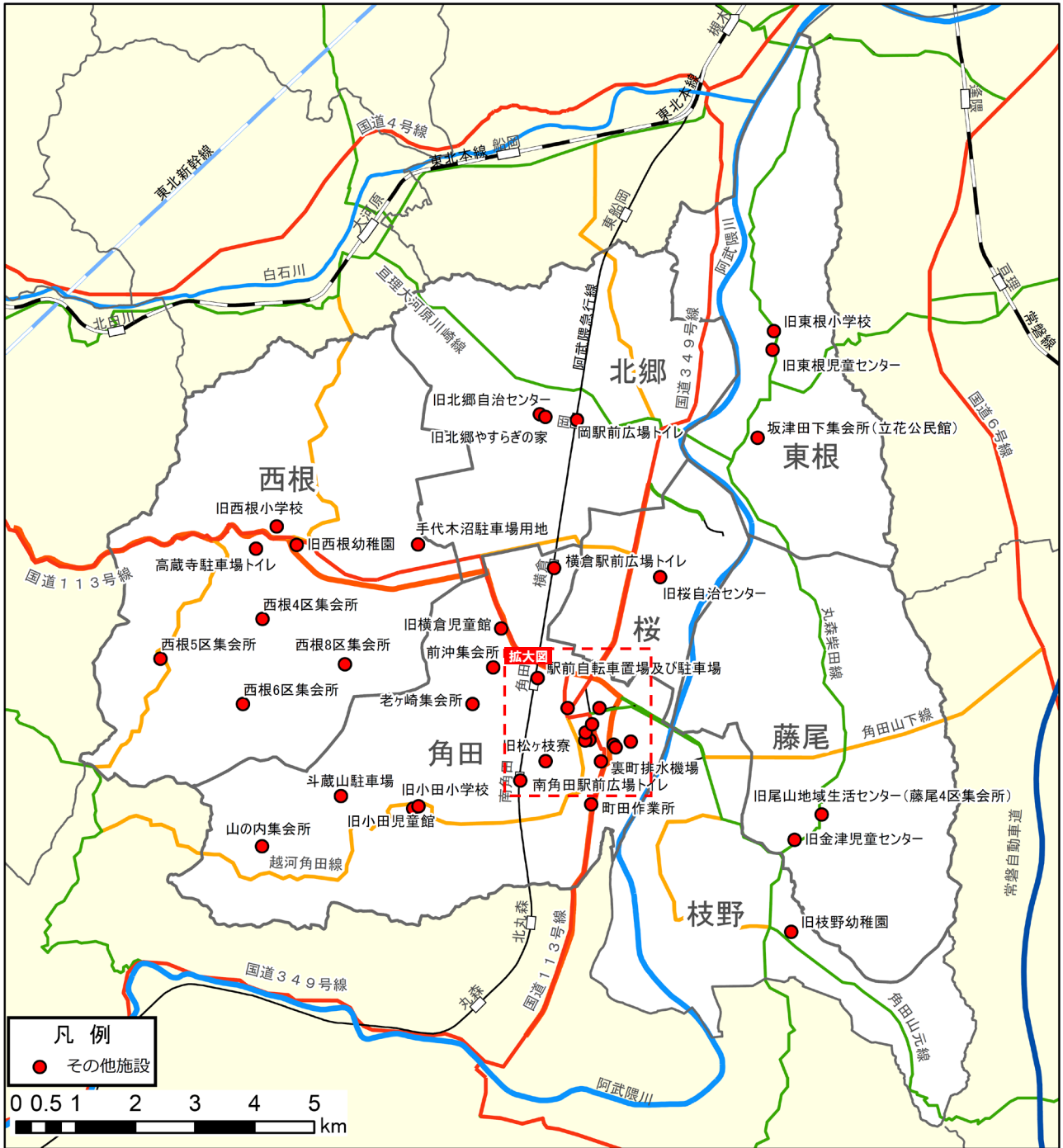


図 5.2.10 その他施設の配置図

その他施設の実態

その他施設は 40 施設あり、うち行政財産は 19 施設、普通財産は 21 施設となっています。

行政財産には、公衆トイレや自転車置場、作業所等が該当します。普通財産については施設用途の転用、売却や地元地区への譲渡、貸付等の利活用を検討します。利活用できない場合は解体を検討します。

## ① 点検・診断等の実施方針

---

- (ア) 一部の施設では専門業者によって点検等が実施されていることから、この体制を継続します。
- (イ) 点検・診断の実施結果を蓄積し、今後の維持管理を効率的に進めていくため「メンテナンスサイクル」を構築します。

## ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

---

- (ア) 行政財産または活用を見込む施設においては、老朽化対策として事後保全的に修繕・更新を実施します。

## ③ 安全確保の実施方針

---

- (ア) 点検・診断等によって損傷・故障が確認された施設について、安全な使用に支障があると判断された場合は修繕を検討します。

## ④ 耐震化の実施方針

---

- (ア) 耐震診断が義務付けられていない普通財産については、今後も市有施設として活用を見込む場合は耐震診断や耐震改修を検討する場合があります。

## ⑤ 長寿命化の実施方針

---

- (ア) 普通財産については、市有施設として活用を見込む場合を除き原則的には長寿命化対応は行いません。
- (イ) 必要に応じて設備及び施設の耐用年数や性能基準を把握した上で、専門業者の助言を基に適切に維持管理します。
- (ウ) 耐用年数まで施設が維持できるよう、大きな不具合箇所となる前に事後的な保全で対処します。

## ⑥ 統合・廃止の実施方針

---

- (ア) 普通財産は、売却や譲渡を含めた将来の活用が見込めない場合は解体を検討します。
- (イ) 旧角田保育所は、令和4年度中に解体します。

## ⑦ 管理・運営体制の実施方針

---

- (ア) 有償貸付施設は、今後も更新を継続する借り手側に対する施設売却を検討します。
- (イ) 無償貸付施設は、主な利用者である地区住民等に対し譲渡を検討します。
- (ウ) 有償貸付施設の貸付料は算出根拠を明確にし、状況に応じた見直しを検討します。

公共建築物 (11) 公営住宅

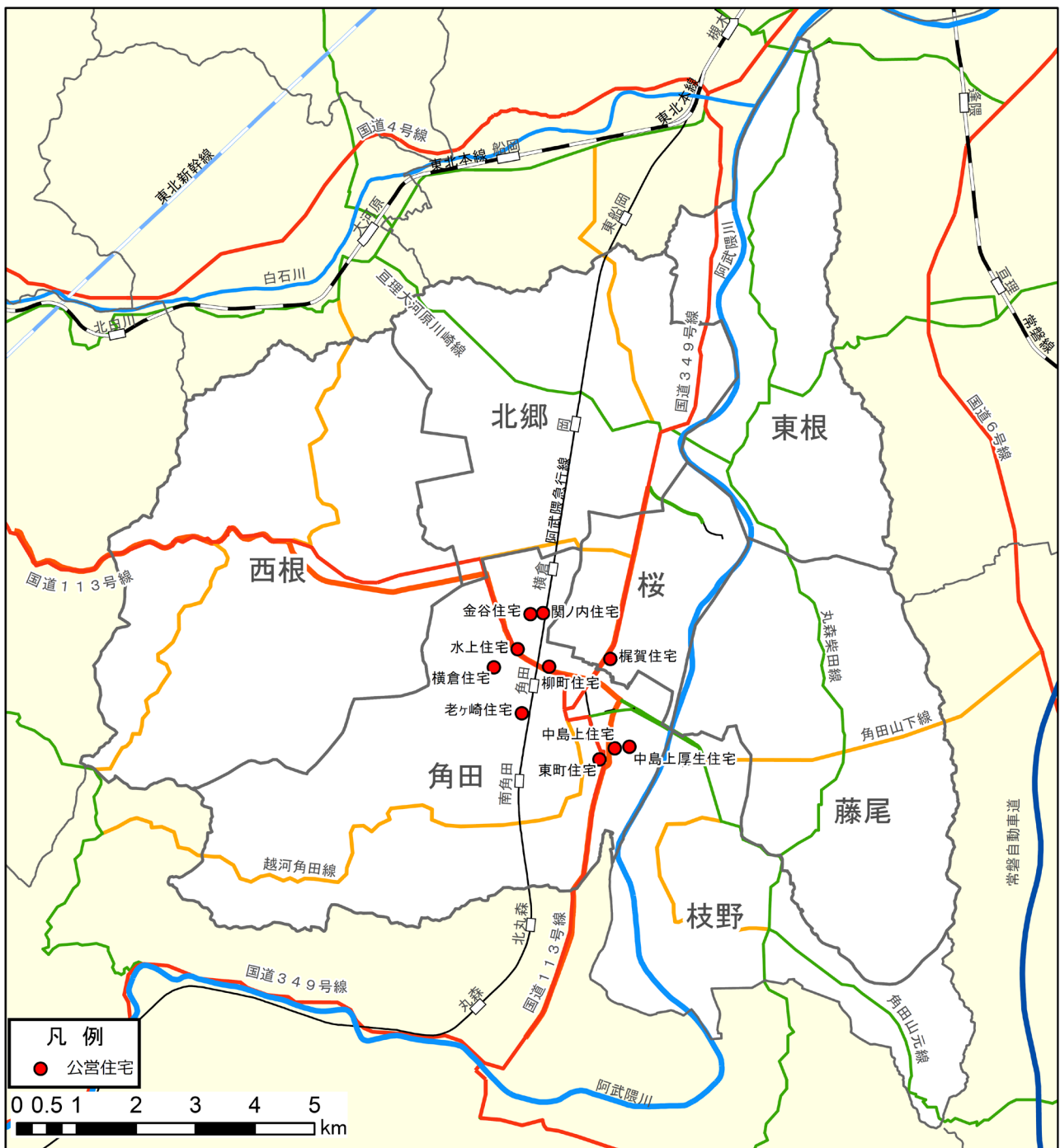


図 5.2.11 公営住宅の配置図

公営住宅の実態

本市が管理する公営住宅は、10 団地 135 棟（集会所等を含む）あります。

角田市公営住宅等長寿命化計画（令和3年3月）では、住棟を継続管理するかどうか、改善が必要か必要か、更なる優先度について判定することで、住棟の改善工事や用途廃止・解体方針が決められています。この方針に基づき近年は、屋外防水、外壁改修工事等を実施するとともに、長寿命化計画上の管理棟数には含まない「政策空き家」のうち空き家となった住棟の解体を進めています。

## ① 点検・診断等の実施方針

---

- (ア) 公営住宅では、消防設備や貯水槽等の法定点検に加えて、供給施設等の定期的な点検を実施し、良好な居住環境の維持に努めます。
- (イ) 計画的かつ確実な維持管理を実施するために、点検・診断等の記録をデータベースとして蓄積し、維持管理の履歴や内容を随時確認できる仕組みづくりに取り組みます。

## ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

---

- (ア) 点検・診断等のデータベースをもとにした「メンテナンスサイクル」を実践することで、良好な住環境の維持に加え、維持管理費用の低減を図ります。
- (イ) 設備等が時代のニーズに合わなくなったものを改善し、居住性の向上等を図ります。

## ③ 安全確保の実施方針

---

- (ア) 用途廃止を予定している「政策空き家」等の住棟は、適切な方法で管理し、第三者の安全確保に十分に配慮するとともに、計画的に解体・撤去します。

## ④ 耐震化の実施方針

---

- (ア) 公営住宅のうち、公営住宅等長寿命化計画の「個別改善」に該当する住棟は、全て新耐震基準を満たしています。
- (イ) 新耐震基準に適合しない住棟については、用途廃止し解体を進めます。

## ⑤ 長寿命化の実施方針

---

- (ア) 施設の長寿命化は、個別施設計画である「角田市公営住宅等長寿命化計画」に従い、計画的に実施します。
- (イ) 耐用年数に有余のある住棟を中心に、「予防保全型」の維持管理手法の導入及び耐久性の向上を図る改善を実施します。

## ⑥ 統合・廃止の実施方針

---

- (ア) 「角田市公営住宅等長寿命化計画」に従い、令和 12 年度までに市営住宅 467 戸のうち 219 戸を用途廃止し、62 戸の建替えを予定します。
- (イ) 同計画に基づき建替えが必要とされた団地については集約して建替えを実施し、用途廃止と位置付けられた団地については、順次用途廃止を進めます。
- (ウ) 用途廃止後は計画的に解体・撤去を行い、跡地については効果的な利活用を図ります。

## ⑦ 管理・運営体制の実施方針

---

- (ア) 「角田市公営住宅等長寿命化計画（令和3年3月）」に基づき、適切に管理・運営します。

### 道路の実態

本市が管理している道路は、令和３年度時点において１級市道が 67,496.6m、２級市道が 77,411.6m、その他の市道が 441,929.6m となっており、道路改良率は 72.5%です。国道や県道は、宮城県が管理しているため含みません。

#### ① 点検・診断等の実施方針

- （ア）「角田市道路舗装長寿命化修繕計画（平成 30 年 11 月）」は策定より 5 年を経過することから、実施状況を検証し計画内容を見直します。
- （イ）「角田市道路舗装長寿命化修繕計画」に従い、概ね 5 年ごとに調査・点検を実施します。巡視点検の他、測定車による路面性状調査を行い、修繕区間では措置方法を選定するための舗装構造調査を実施します。
- （ウ）市民からの情報提供を受け入れ、維持管理に役立てます。

#### ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- （ア）計画的な修繕（予防保全）を実施し、維持管理費の縮減に努めます。

#### ③ 安全確保の実施方針

- （ア）今後も道路パトロール等の実施を継続し、安全確保の強化を図ります。
- （イ）通常点検や通報により危険等を確認した場合は、速やかに応急措置を講じます。

#### ④ 長寿命化の実施方針

- （ア）適切な維持管理を実施し、長寿命化を図ります。
- （イ）舗装の点検結果より MCI（舗装の維持管理指数）を把握し、舗装における管理基準を判定します。更に「予防保全型」と「事後保全型」におけるライフサイクルコストを算出し、費用の低コスト化を図りながら長寿命化を目指します。

#### ⑤ 管理体制の実施方針

- （ア）市が管理する市道は業者委託により維持管理されていますが、今後もより一層効率的な管理体制の構築を検討します。

### 橋梁の実態

本市が管理している橋梁は、令和3年度時点において橋長 15m 以上が 48 橋、15m 未満が 230 橋あります。国道や県道の橋梁は、宮城県が管理しているため含みません。

「角田市橋梁長寿命化修繕計画（令和4年3月）」では、長期にわたり橋梁の長寿命化の方針及び修繕内容が示されています。

#### ① 点検・診断等の実施方針

- (ア) 「みやぎ型・市町村版橋梁点検マニュアル（案）」に基づいて定期的を実施し、橋梁の損傷を早期に把握します。
- (イ) 点検の周期等により、通常点検（日々のパトロール）、定期点検（5年に1回）、異常時点検（地震の発生時など）を実施します。
- (ウ) 定期点検では、タブレット端末を活用した新技術による損傷個所の調査を行うなど、費用縮減や効率化を図ります。

#### ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- (ア) 橋梁を良好な状態に保つため、通常点検後には「清掃、道路の保全、応急措置」を実施、定期点検後には「清掃、詳細調査、補修工事」を実施、異常時点検後には「障害物除去、道路の保全、緊急措置」を実施します。
- (イ) 「予防保全型」の修繕の実施を徹底することにより、修繕・架け替えに係る費用の低コスト化を図り、トータルとしてのライフサイクルコストの低減を目指します。

#### ③ 安全確保の実施方針

- (ア) 主桁・床版及び下部工等については、点検結果から「健全度ランク」を判定します。
- (イ) 「健全度」に加え、緊急輸送路の指定の有無や迂回路の有無等を考慮した「重要度」により、橋梁の安全性を判定し必要に応じた措置を講じます。

#### ④ 長寿命化の実施方針

- (ア) 適切な維持管理を実施し、長寿命化を図ります。
- (イ) 主要部材の点検結果より、健全度ランクを判定し「予防保全型」と「事後保全型」におけるライフサイクルコストを算出し、費用の低コスト化を図りながら長寿命化を目指します。

#### ⑤ 管理・運営体制の実施方針

- (ア) 市民生活の安全・安心と地域経済を支える重要な施設であることから、適切な管理と運営体制を推進します。

### 上水道の実態

本市が管理する上水道施設のうち、浄水施設は枝野系統、小田系統、仙南・仙塩広域水道の3系統があり、令和3年度末時点における管路の総延長は300,811mです。

「角田市水道ビジョン（令和4年3月更新）」では、「安全でおいしい水の供給」「強靱な水道施設の構築」「持続可能な水道事業」を基本方針に掲げています。また、給水人口の予測、収支計画及び事業計画が詳細に示されています。

#### ① 点検・診断等の実施方針

- (ア) 令和4年3月に策定した「角田市水安全計画」に基づき、水質管理体制の強化を図ります。
- (イ) 水道台帳システムの地理情報システム（GIS）化の検討を行うとともに内容の精緻化を進め、管路等の合理的な管理ができる体制を整備します。

#### ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- (ア) 水道ビジョンに基づき、維持管理・修繕・更新を計画し、実施していきます。
- (イ) 効率的に水道水を供給し持続可能な水道事業とするため、漏水調査を継続的に実施するとともに、浄水施設および配水施設の老朽化した設備の改良や更新を図ります。
- (ウ) 今後大量に更新時期を迎える水道管について、財源を確保しながら、より老朽化の進んだ管路や重要給水拠点となる路線の管路等の優先度を踏まえた管路更新計画により、着実に管路の更新・耐震化を進めます。

#### ③ 安全確保の実施方針

- (ア) 市民が水道を安心して利用できるように、安定供給に努めます。
- (イ) 高度浄水処理により安全でおいしい水を供給できるよう、浄水場施設等の性能向上に努めます。

#### ④ 耐震化の実施方針

- (ア) 大規模地震を想定した施設の耐震化対策を進めます。
- (イ) 令和2年度末時点における管路の耐震化率は、導水管で100%、送水管で41.2%、配水管で50.8%となっています。今後も、不適合管から優先的に耐震管に更新し、地震に強い水道網を構築します。

#### ⑤ 長寿命化の実施方針

- (ア) 施設の長寿命化は水道ビジョンに従い、計画的に実施します。

#### ⑥ 統合・廃止の実施方針

- (ア) 将来的な水需要の見通しを考慮した上で、水道事業を維持するためにも、ダウンサイジングを中心とした施設規模の適正化を図ります。
- (イ) 広域水道からの受水の増加にともない稼働を停止した、江尻取水場の解体を令和5年度に実施します。
- (ウ) 令和元年東日本台風で被害を受け、仮設ポンプによる取水で縮小運転している小田浄水場は、令和6年度を目途に浄水を停止し、施設解体を令和8年度から令和9年度に実施する予定です。



## ⑦ 管理・運営体制の実施方針

- (ア) 業務の効率化を図るため、窓口業務や料金徴収、開閉栓などの業務について外部委託を検討します。
- (イ) 水道事業が将来にわたり安定的に運営できるよう、さらなる施設運営・事業の効率化など経費削減および収入確保等に努め、健全な収支のバランスを図ります。
- (ウ) 人口減少による料金収入の減少傾向などの状況から、さらなる業務の効率化および経営基盤の強化を行う必要性から、宮城県を事務局とした「水道事業広域連携検討会」において、広域連携の実現に向けた協議を進めています。

## インフラ施設（４） 下水道施設

### 下水道の実態

本市が管理する下水道施設は、令和２年度末時点において公共下水道（汚水・雨水分流式）が133,778m、都市下水路が11,124m、農業集落排水施設が20,274mあり、公共下水道の普及率は56.9%、接続率は80.4%となっています。なお、令和９年度に高倉クリーンセンター、令和15年度には金津クリーンセンターの大規模改修の時期が到来します。

## ① 点検・診断等の実施方針

- (ア) 「角田市下水道ストックマネジメント計画（令和４年７月更新）」に基づき、管渠、マンホール、中継ポンプ等の管路施設を点検します。
- (イ) 機能的に重要な施設は「状態監視保全」または「時間計画保全」による予防保全を行い、それ以外の施設については「事後保全」による管理を実施します。
- (ウ) 施設及び設備の点検・診断等は、専門業者に委託し実施していることから、今後もこの体制を継続します。
- (エ) 今後も引き続き、定期的な日常点検及び詳細調査を継続します。

## ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- (ア) 施設の維持管理業務は、直営による日常点検及び専門業者による保守点検を継続し、点検結果に基づき適切な修繕更新を実施します。
- (イ) 下水道ストックマネジメント計画に基づき汚水・雨水管渠及び処理施設の修繕、更新を実施します。

## ③ 安全確保の実施方針

- (ア) 社会的影響度の大きな箇所である軌道下・幹線道路下・避難路下等、人命の保護や都市機能確保の観点から、下水道管が起因する道路陥没を未然に防ぐため、調査・パトロールを実施し、安全確保に努めます。

## ④ 耐震化の実施方針

- (ア) 大規模地震を想定した施設の耐震化対策を進めます。

## ⑤ 長寿命化の実施方針

---

- (ア) 下水道ストックマネジメント計画に基づき適切な改築・更新を実施します。
- (イ) 概ね5年ごとに下水道ストックマネジメント計画を更新し、長寿命化の実施方針を見直します。

## ⑥ 管理・運営体制の実施方針

---

- (ア) 阿武隈川下流流域下水道における施設維持管理業務については、宮城県及び関連市町と協調し、積極的なコスト削減策の検討を図ります。
- (イ) 令和2年度会計からは、公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法を適用し、経営状況の的確な把握や経営基盤の強化を図っています。

## インフラ施設（5） その他のインフラ施設

### ① 河川の管理に関する方針

---

- (ア) 洪水・河川氾濫からの市街地や農地の保護を目的としていることから、定期的な巡視により状況を把握し、適切な維持管理を行います。

### ② ため池の管理に関する方針

---

- (ア) ため池は、農業用水を確保するだけでなく、雨水の貯留や防火用水の確保等、災害対策等にも役立つため、定期的な巡視を実施し、実態の把握に努めます。

### ③ 農道の管理に関する方針

---

- (ア) 農道は、農業生産資機材及び収穫物の搬出入等や耕作のための道路ですが、地域の生活道路や通学路としても使われる大切な道路でもあるため、巡視による状態把握や住民からの情報提供も含めた適切な維持管理を行います。

### ④ 林道の管理に関する方針

---

- (ア) 林道は、多面的機能を有する森林の適正な整備・保全を図り、効率的な林業経営を確立するため、巡視により危険箇所を把握し、機能維持に努めます。

## 第6章 公共施設に係る数値目標等

### 1. 公共建築物における市民一人当たりの負担額と建物保有面積の想定

- ・現在の建物保有面積を維持し続けた場合、将来の市民一人当たりの負担額は現在より82,318円増加し、125,093円となります。
- ・現状の負担額を維持すると仮定した場合、建物保有面積を約52%縮減するか、更新費用の削減を検討する必要があります。

本市の人口は、令和47年度には14,709人まで減少すると想定されています。現状の建物保有面積を維持すると仮定した場合、市民一人当たりの公共建築物の延床面積は1.9倍の9.4㎡まで増加します。また、公共建築物にかかる将来コスト（単純更新する場合）の平均は18.4億円と見込まれることから、一人当たりの負担額は42,775円から125,093円となり、負担が2.9倍になる見込みです。

表 6.1.1 将来の負担（建物保有面積を現状維持した場合）

項目	現在(令和3年度)	将来(令和47年度)
建物保有面積 (公共建築物の延床面積合計)	138,293 ㎡	138,293 ㎡
人口	27,586 人 令和4年3月31日人口 (角田市行政区別人口・世帯数一覧表より)	14,709 人 角田市推計人口
公共建築物における投資的経費	11.8 億円/年 5年間(平成28年度～令和2年度)の投資的経費平均	18.4 億円/年 将来コスト年間平均額 (単純更新する場合)
市民一人当たり延床面積	5.0 ㎡/人	9.4 ㎡/人 4.4 ㎡/人増加(1.9倍)
市民一人当たり負担額	42,775 円/人	125,093 円/人 82,318 円/人増加(2.9倍)

一人当たりの負担額を現状と同じ水準に維持しようとした場合、単純計算では建物保有面積を73,834㎡まで縮減する必要があるため、現状の5割程度しか維持できないと見込まれます。

表 6.1.2 将来の負担（市民一人当たりの負担額を現状維持した場合）

項目	現在(令和3年度)	将来(令和47年度)
建物保有面積 (公共建築物の延床面積合計)	138,293 ㎡	73,834 ㎡ (R3年度建物保有面積×R3年度の投資的経費に対する将来の投資的経費の割合)
人口	27,586 人 令和4年3月31日人口 (角田市行政区別人口・世帯数一覧表より)	14,709 人 角田市推計人口
公共建築物における投資的経費	11.8 億円/年 5年間(平成28年度～令和2年度)の投資的経費平均	6.3 億円/年 (市民一人当たりの負担額×推計人口)
市民一人当たり延床面積	5.0 ㎡/人	5.0 ㎡/人 ±0 ㎡/人(1.0倍)
市民一人当たり負担額	42,775 円/人	42,775 円/人 ±0 円/人(1.0倍)

## 2. 公共建築物の縮減目標

建物保有面積を 73,834 m<sup>2</sup>にまで縮減することは、最低限の行政サービスを維持しつつ本市を持続させていく上で、現実的な方針とはなりません。

本計画では、長寿命化等対策を実施する場合における1年間あたりの費用「30.5 億円」となる将来コストを見込んでおり、投資的経費の平均額「24.1 億円」に対する差額が「6.4 億円」となっています。これにより、単純計算で6.4 億円分の建物保有面積÷約 20%の建物保有面積の縮減が必要といえます。

そこで、現時点では、40 年後の建物保有面積の縮減割合を現状の 20%（約 27,700 m<sup>2</sup>）に設定することとします。これにより、約 27,700 m<sup>2</sup>の公共建築物を今後 40 年間かけて縮減し、市民一人当たりの延床面積を 7.5 m<sup>2</sup>/人程度に抑えることを目標とします。

表 6.2.1 将来の建物保有面積等における縮減目標

項目	現在（令和3年度）	将来（令和47年度）
建物保有面積 （公共建築物の 延床面積合計）	138,293 m <sup>2</sup>	110,634 m <sup>2</sup> （▲27,659 m <sup>2</sup> ）
人口	27,586 人 令和4年3月31日人口 （角田市行政区別人口・世帯数一覧表より）	14,709 人 角田市推計人口
公共建築物にお ける投資的経費	11.8 億円/年 5年間（平成29年度～令和3年度）の 投資的経費平均	9.4 億円/年 （▲2.4 億円/年） 将来コスト年間平均額 （現在の投資的経費平均×保有面積比率0.8）
市民一人当たり 延床面積	5.0 m <sup>2</sup> /人	7.5 m <sup>2</sup> /人 2.5 m <sup>2</sup> /人増加（1.5 倍）
市民一人当たり 負担額	42,775 円/人	64,178 円/人 21,403 円/人増加（1.5 倍）

今後、公共建築物の地元地区や民間への移管・売却の検討、解体等の対策を実施していくことで縮減目標に向かって対応を進めていくこととなります。一方では、建物保有面積を 27,700 m<sup>2</sup>縮減しても目標とする建物保有面積の縮減速度に比べて人口の減少速度が大きいいため、市民一人当たりの負担額が現状の 1.5 倍に達する見込みとなっており、公共建築物の維持管理費等にかかる財源確保が課題となります。

そこで、施設包括管理による一括発注型の維持管理手法を検討し、地元住民の協力や職員による日常点検等により修繕費用を減らす対策を推進することや、施設利用料金の見直しの実施を検討します。

### 3. 維持・更新費用等の平準化

長寿命化等対策を実施する場合による将来コストの算出結果によると、特に公共建築物、道路、橋梁の整備において、平均と比べて整備費用が突出する年度が見込まれます。このような突出した支出を抑えるため、更新時期の集中を避けて前後数年間のうちに実施時期をずらし、維持・更新費用の平準化に努めます。

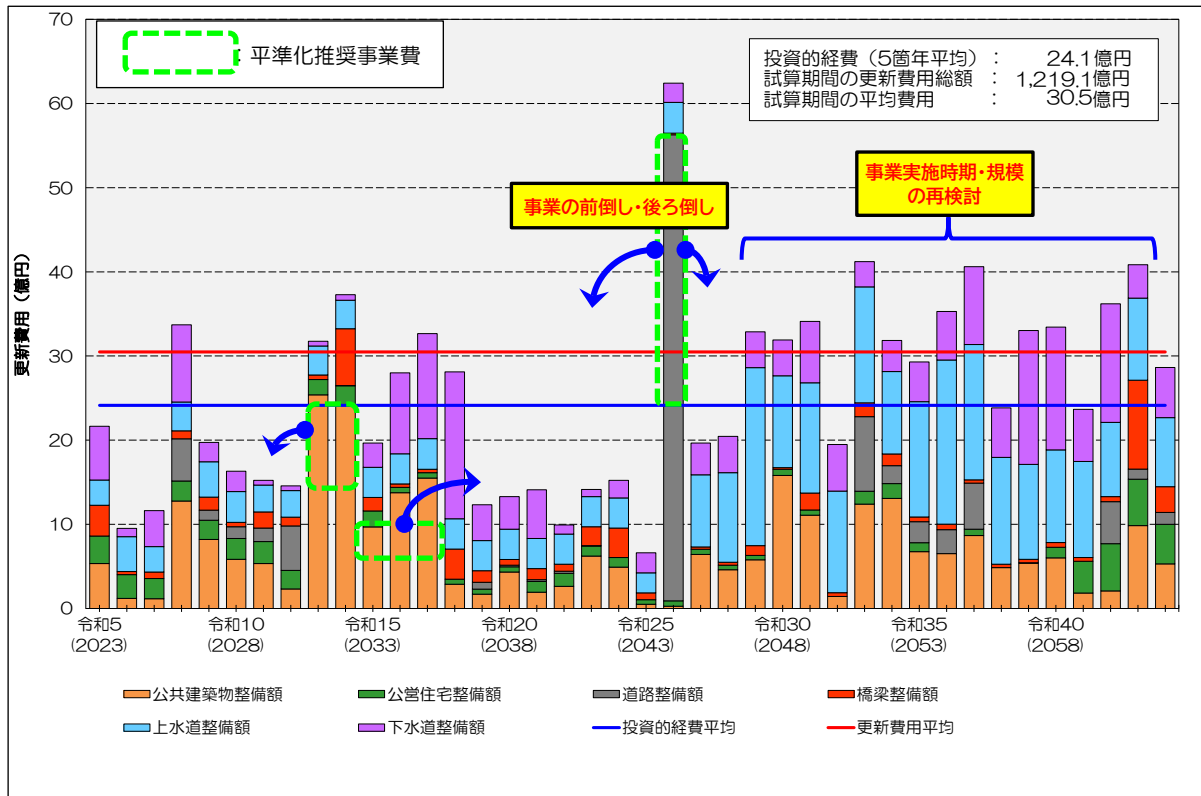


図 6.3.1 維持・更新費用等の平準化イメージ

## 第7章 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

### 1. 本市における取り組み方針

本市では本計画の推進を目的とした、総合的かつ計画的な管理を実現するために、次の2つの取り組みを行います。

#### 取り組み1 計画の推進に向けた庁内体制の確立

- (ア) 本計画の意義や方向性を全庁的な共通認識とするため、「公共施設マネジメント検討委員会（仮称）」を中心として庁内の関係部署が相互に連携・協力しながら、庁内の情報を共有し公共施設マネジメントを推進します。
- (イ) 個別施設計画関連部署では、長寿命化のための修繕・更新、施設の維持運営の効率化や省コスト化を実現するため、適宜専門家の意見を取り入れます。また、公共施設マネジメントを周知・啓蒙し、職員の更なる意識向上に努めます。
- (ウ) 個別施設計画関連部署は、「公共施設マネジメント検討委員会（仮称）」における調整・審議内容を踏まえ、本計画の点検・修繕等の取り組みを具体的に示す「個別施設計画」を、定期的に見直します。
- (エ) 庁内での検討内容は、市民や利用者に対し積極的に開示し情報共有を図ることで、今後のニーズの把握や市民参加型の施設運営への協力を促します。

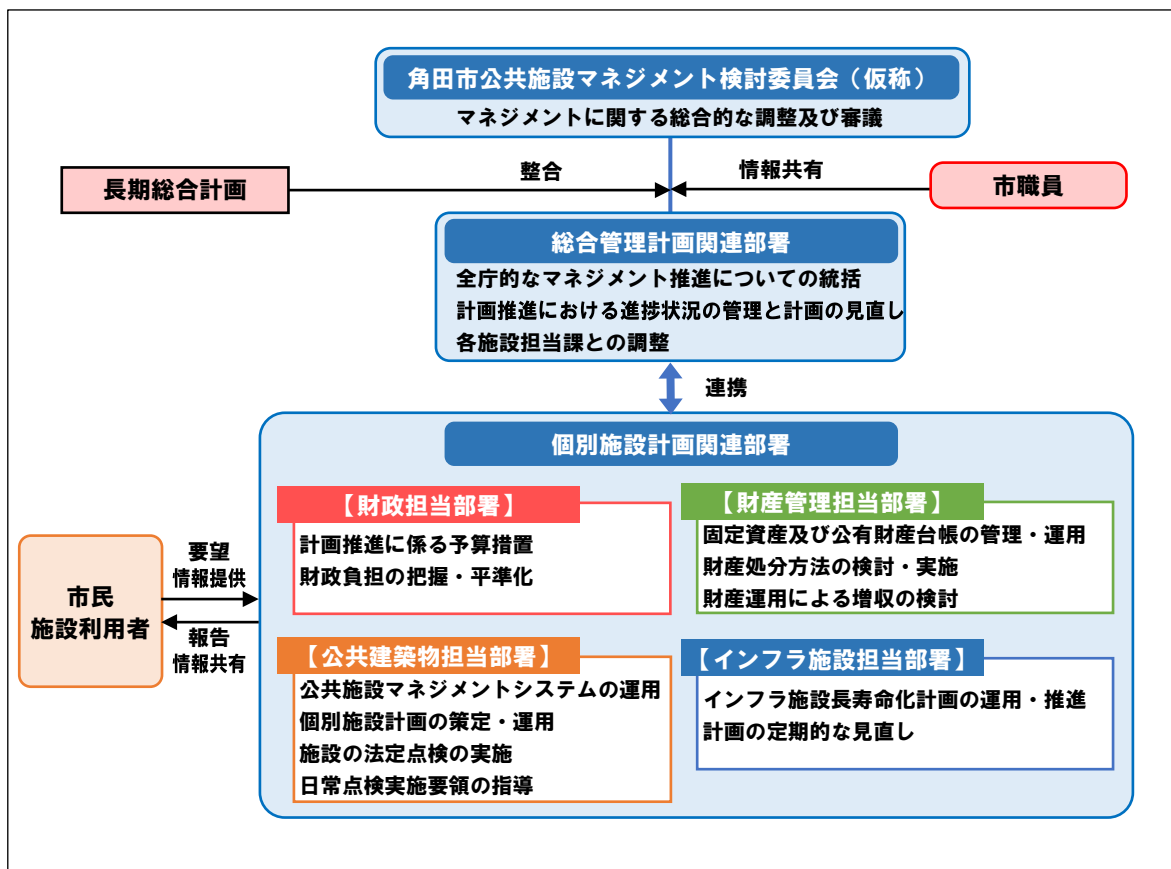


図 7.1.1 計画推進に向けた庁内の体制（案）

- (ア) 本市の公共施設等を現状の水準で維持していくことは難しいことから、施設の再編や多機能化が必要となります。個別施設計画では、本市の将来目指すまちづくりを見据え、地区や施設の特性を考慮した上で、将来の施設保有量を示すなど具体的な「数値目標」を設定します。
- (イ) 公共施設等の見直しでは、市民の協力・合意形成が必要不可欠となります。公共施設等について市民への情報共有を図りつつ、丁寧な検討プロセスを踏んだ上で実施します。
- (ウ) 公共施設等の見直しにあたり、必要とされる機能を発揮できるか、安全性を維持できるかを検証する「ハード面」の評価と、必要とされている行政サービスが提供されているか、適正な収益と費用のもと運営されているかを検証する「ソフト面」の評価により、施設評価を実施します。
- (エ) 公共施設等を再編し保有量を削減するだけでなく、再編した地区ではサービス水準が本市の平均より低下しないようにまちづくりや国土強靱化に資する施策を検討します。

## 2. フォローアップの実施方針

本市では、下記取り組みを通じて、公共施設等マネジメントにおけるフォローアップを実施していきます。

### (1) 公共施設等マネジメントサイクルの推進

角田市公共施設マネジメント検討委員会（仮称）を組織し、公共施設等マネジメントにおける PDCA サイクルの推進状況を確認するとともに必要に応じて適切な処置を講ずること、本計画を確実に実行します。

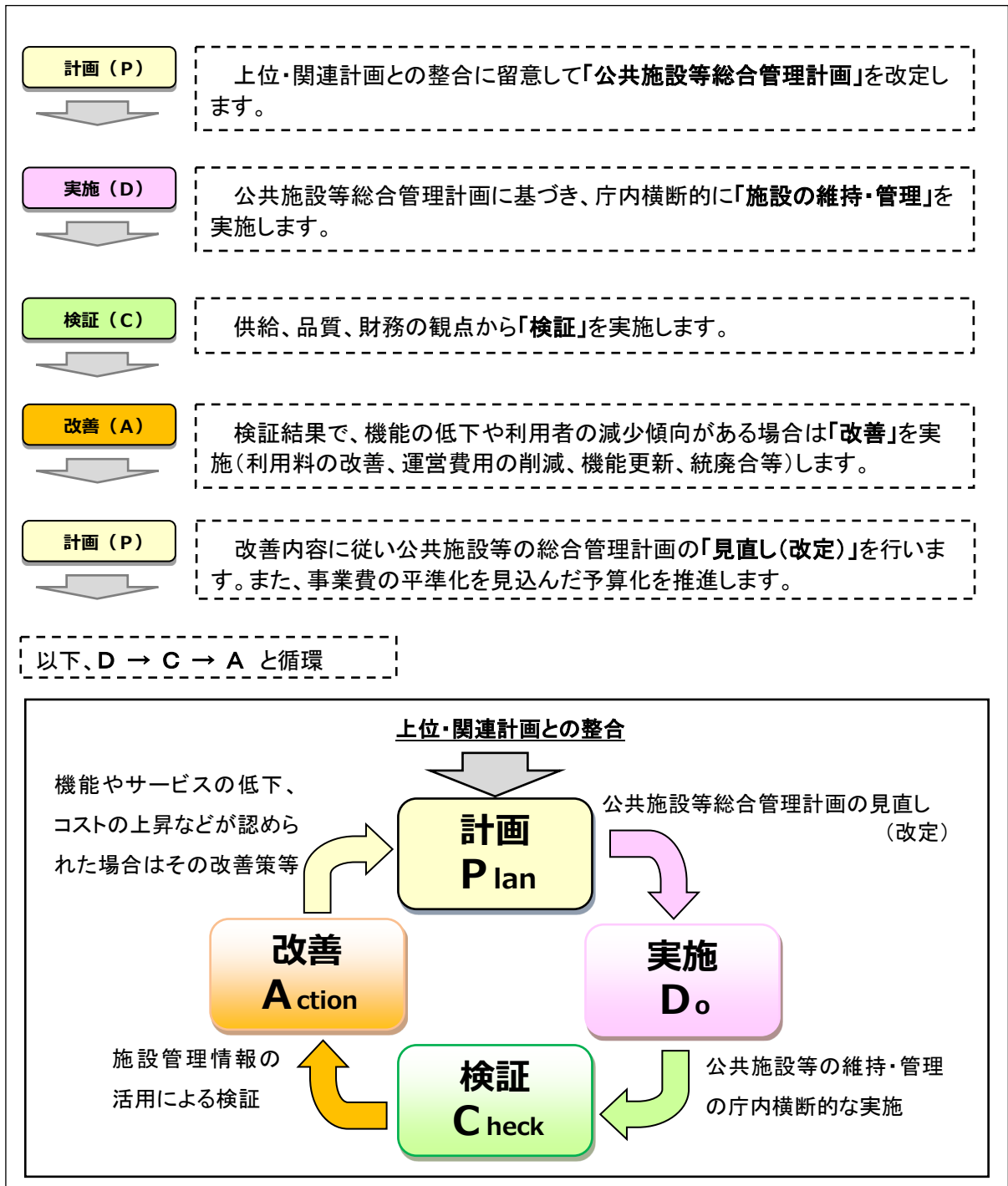


図7.2.1 フォローアップの実施方針のイメージ



## (2) 公共施設情報更新に係る方針

本市では、公共施設データベースを一元化し、管理業務の効率化と市内における公共施設マネジメントの機運を醸成するため「公共施設マネジメントシステム (FM システム)」を導入しています。

「固定資産台帳」の更新結果や会計情報を活用し、公共施設マネジメントシステム (FM システム) における施設情報を更新することで、施設 (建物) の状態を市内で情報共有します。これにより、維持・修繕計画の立案や見直し、施設の統廃合や建替えに向けた検討を行うための分析や検討資料作成 (公共施設カルテ) が可能となりました。

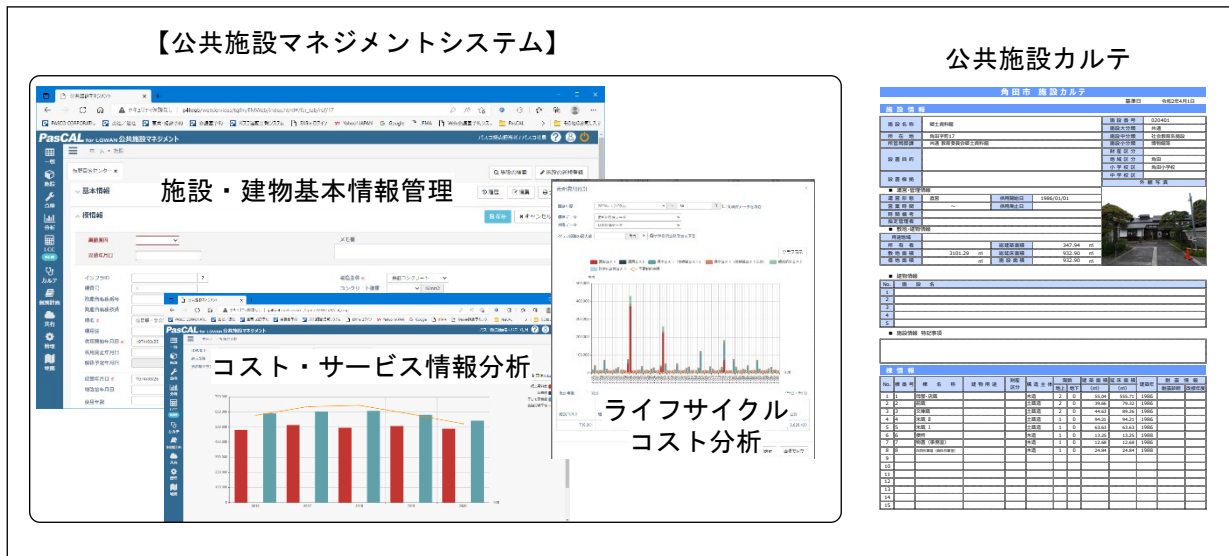


図 7.2.2 公共施設マネジメントシステム

## (3) 計画見直しの時期

本計画は、個別施設計画の実行状況や保有施設の状態及び保有量の変化等を踏まえ、定期的に見直しを実施します。

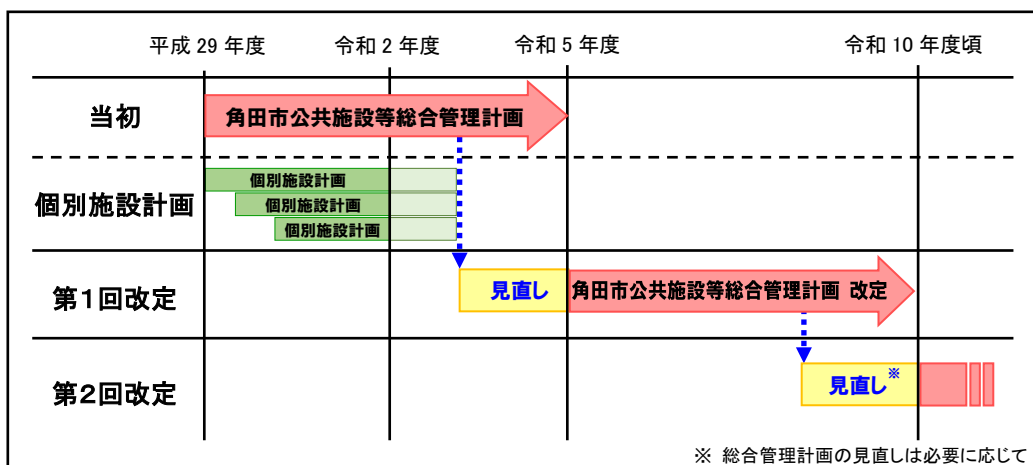


図 7.2.3 公共施設等総合管理計画の見直しのイメージ



## 角田市公共施設等総合管理計画

策 定 年 月                   平成 29 年 3 月  
第 1 回 改 定                   令和 5 年 3 月

角田市役所総務部総務課

〒981-1592

宮城県角田市角田字大坊 41 番地

TEL 0224-63-2111（代表）